

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいいき

まちづくりの 基本方向

1 活力を生み出す商工業の振興

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 中 小 企 業 対 策 の 推 進	(1)中小企業への制度融資による支援 中小企業の振興に資する制度融資を実施し、平成30年度には小口融資の事務手続きの改正を行い、利用しやすい制度とし、利用件数増加につなげた。 (2)中小企業の経営基盤の強化および事業継承の支援 鳥取県との協調による制度融資の「事業承継支援資金」を新設したが、事業承継は、経営状況の分析やM & A等の専門知識や経験が必要であることから、鳥取県事業引継ぎ支援センターの紹介等、専門機関との連携により事業継承に係る相談対応を行った。	(1)中小企業への制度融資による支援 今後も関係機関と連携しながら、制度の周知と利用促進に努める。また、平成31年度より小規模事業者向け融資の利子補給制度に係る事務手続きも簡略化し、利用を促進する。 (2)中小企業の経営基盤の強化および事業継承の支援 引き続き関係機関との連携を図り、専門機関の紹介など、支援を行う。
2 商 業 の 活 性 化	(1)商店街などのにぎわい創出に資する活動の推進(3)中心市街地商店街の新規出店などや魅力度を高める取組の促進 米子市にぎわいのある商店街づくり事業補助金等により、中心市街地商店街の新規出店を支援した結果、新規出店数が増加し、商店街の空き店舗の解消とにぎわい創出に寄与した。 また、角盤町エリアでは、官民連携によるプロジェクトによって、マルシェや地ビールフェスタなどエリア活性化に資する事業やエリアの魅力向上につながる店舗を誘致する事業を実施し活性化を図った。 (4)創業支援事業計画による創業支援 関係支援機関との連携により、実践的なセミナーの開催を行ったほか、創業者に対して経済的な支援及び創業に係る総合相談を行い、新規創業件数の増加へつなげた。 (2)市内商業の核となる大型商業施設への存続支援 米子高島屋から旧高島屋東館の無償譲渡を受け、活用策を検討した結果、最もにぎわい創出につなげることができる民間事業書へ譲渡することとした。新たに運営する商業者を公募、選考し、令和元年11月から若い世代やインバウンド客の集客も見込める複合サービス施設として再オープンする予定。 また、米子と駅前イオンの存続を図るため、平成28年2月から米子駅前ショッピングセンターの土地建物を市の所有管理とし、営業の継続を実現した。	(1)(3) 中心市街地の空き店舗の解消を図るため、引き続き新規出店の促進を図るとともに、商店街のにぎわい創出に官民が連携して取り組む。 (4)創業支援事業計画による創業支援 引き続き新規事業者の出店を積極的に支援する。 (2)市内商業の核となる大型商業施設への存続支援 角盤町周辺については、引き続き、官民連携によるプロジェクトを推進し、エリアの活性化を図る。 市内大型商業施設の存続のために、引き続き必要な支援を行うこととしており、駅前ショッピングセンターについて、空床部分のテナント誘致と適正な維持管理に努める。
3 工 業 の 振 興	(1)工業基盤の整備 木質バイオマス発電所の進出計画を契機に、長年事業所の立地がなく、インフラ等の整備がなされていなかった和田浜工業団地の未整備区域を整備し、バイオマス発電所の立地を支援した。 このことにより、発電所建設及び操業後の管理運営に伴う地元企業への受発注や新規雇用が見込まれ、今後の地域経済の活性化が期待できる。	(1)工業基盤の整備 引き続き、工業団地の基盤整備の充実に努め、また新たな企業進出案件に当たっては、必要なインフラ整備等を行う。

3 工業 の 振 興	(2)事業規模拡大の促進 鳥取県や（公財）鳥取県産業振興機構と情報を共有し、工場などの新增設や雇用の拡大を支援し、事業規模の拡大を促進した。	(2)事業規模拡大の促進 引き続き、鳥取県、（公財）鳥取県産業振興機構と連携し、地元企業の支援を行うこととしている。
	(3)立地企業の販路開拓や技術開発、成長産業への参入、人材育成の促進による経営基盤の強化 中海・宍道湖・大山圏域の経済界と行政が連携し、圏域内企業の販路開拓や技術協力を促進するため、ビジネスマッチング商談会を開催し、平成28年度から平均して約120社の企業の参加があった。 また、圏域内のものでづくり企業の基礎データを収集した企業情報データベースをインターネットで公開し、圏域内外での受発注、圏域内企業の連携による共同開発、共同受注などの創出につなげた。	(3)立地企業の販路開拓や技術開発、成長産業への参入、人材育成の促進による経営基盤の強化 今後も受注増加等による地元企業の事業規模拡大を目指し、圏域の官民が連携してビジネスマッチング商談会の開催や、圏域企業の情報発信を行い、積極的に販路開拓等の支援を行う。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 中小企業対策の推進	(1)中小企業への制度融資による支援	①中小企業の振興に資する制度融資の実施【商工課】	○
		②小規模事業者向け融資の円滑化【商工課】	○
	(2)中小企業の経営基盤の強化および事業継承の支援	①インターネットによる中小企業情報の発信【商工課】	○
		②商工団体事業活動への支援【商工課】	○
		③中小企業の販路開拓への支援【商工課】	○
		④地元事業者の事業継承への支援【商工課】	○
2 商業の活性化	(1)商店街などのにぎわい創出に資する活動の推進	①商店街イベントへの支援【商工課】	○
		②商店街駐車場確保への支援【商工課】	○
		③ローズセントラルビル（四日市立体駐車場）の管理【商工課】	○
		④元町パティオの管理運営【商工課】	○
		⑤商店街連合会事業活動への支援【商工課】	○
		⑥鳥取県中小企業団体中央会事業活動への支援【商工課】	○
		⑦米子日吉津商工会事業活動への支援【商工課】	○
	(2)市内商業の核となる大型商業施設への存続支援	①大型商業施設に対する支援【商工課】	○
	(3)中心市街地商店街の新規出店などや魅力度を高める取組の促進	①チャレンジショップ事業の実施および参加者への経営指導【商工課】	○
		②商店街の新規出店に対する支援【商工課】	○
		③商店街の環境整備事業への支援【商工課】	△
		④まちなか振興ビジネス支援事業による支援【商工課】	△
		⑤商店街の空き店舗調査の実施および情報の公開【商工課】	○
	(4)創業支援事業計画による創業の支援	①創業支援事業計画の創業支援事業修了者に対する創業支援【商工課】	○
		②創業支援資金による制度融資の円滑化【商工課】	○
3 工業の振興	(1)工業基盤の整備	①工業団地の道路整備の実施【商工課】	○
	(2)事業規模拡大の促進	①工場などの新增設に伴う設備投資や新規雇用への支援【商工課】	○
	(3)立地企業の販路開拓や技術開発、成長産業への参入、人材育成の促進による経営基盤の強化	①中海・宍道湖・大山圏域ものでづくり連携事業ビジネスマッチング商談会の開催【商工課】	○
		②公益財団法人鳥取県産業振興機構との連携による支援【商工課】	○
		③伝統産業である弓浜紉の産地維持への支援【商工課】	△
		④圏域内企業情報データベースによる情報発信【商工課】	○
		⑤海外販路開拓への支援【商工課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

度) C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満)

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

D=基準値を下回った

指 標 名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金利用者数	件	18	49	71	59	69	B
中心市街地商店街空き店舗への出店数	店舗	78	81	83	87	113	C
商店街振興組合などが環境整備を行なった件数 ＜平成21年度からの累計＞	件	6	6	6	6	13	D
米子市内での新規創業件数＜年間＞	件	25	20	28	36	45	C
工場等の新設件数＜平成11年度からの累計＞	件	18	22	23	28	33	C
ビジネスマッチング商談会エントリー企業数＜年間＞	企業	95	117	143	102	120	C

数値目標の総括

小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金利用者数	当初は毎年2件増で28件を目標としていたが、利用者数が増加し、平成28年度時点で目標値超えたため、毎年5件増に目標修正した。
中心市街地商店街空き店舗への出店数	事業を実施した結果、若い新規商業者を中心として空き店舗への出店申込があった。
商店街振興組合などが環境整備を行なった件数 <平成21年度からの累計>	年々組合員数が減少する中で、事業費の1/3が商店街振興組合等による負担であり、経済的に活用が困難な状況になったと考えられ、ハード面である環境整備事業の申請は無かった。
米子市内での新規創業件数<年間>	新規創業者は徐々に増加傾向であり、毎年4～5件以上増加すれば令和2年度には目標値達成が見込まれる。
工場等の新設件数<平成11年度からの累計>	昨今の状況では、生産性向上の意欲の高まりから、民間企業の設備投資が全国的に加速しており、今後件数の増加が期待できる。
ビジネスマッチング商談会エントリー企業数<年間>	直近3年度分の実績から目標達成が見込まれる。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいきいき

まちづくりの 基本方向

2 圏域観光の宿泊拠点としての魅力の向上

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 観光資源の活用と発掘	(1)観光資源のさらなる活用と発掘 米子城跡については、ドローン画像をはじめ様々な魅力を伝える画像等による情報発信、広報媒体の活用、イベント等の実施により、米子城跡の魅力を広く情報発信し、認知度の向上につなげた。 大山山麓地域の「地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」が日本遺産に認定されたことを受け、その構成文化財の1つである旧加茂川の地蔵にスポットを当て、地蔵名板やマップの作成をはじめとした広報、イベント等の実施により、旧加茂川沿いの城下町エリアの認知度向上につなげた。 市内の秋のイベントをとりまとめ、「ヨナゴワンダー！」と称して情報発信を行うことにより、誘客を図った。 (2)観光客の増加にむけた観光資源の開発 皆生温泉は、皆生温泉の観光センター内にツアーステーションを設置し、マリナクティビティを磨き上げるとともに、観光客への紹介・広報を実施し、誘客促進を図った。また、観光センターへ地域おこし協力隊を派遣し、広域観光事業のプランニングにかかる支援を行った。 城下町観光は、（一社）米子観光まちづくり公社が運営する観光ガイドの拠点「まちなか観光案内所」等との連携を図りながら、実行委員会形式等による誘客イベントを企画、実施した。 観光客のニーズが多様化し、インバウンドが増加し続ける中で、地域資源のさらなる磨き上げや新たな素材の掘りおこしが必要であり、また、業界を担う人材の育成も急務となっている。 (3)地域産品を活用した観光振興 大山ブランド会、米子商工会議所青年部等と連携し、伯耆国大山開山1300年祭でのご当地メニューの開発、販売を行った。 今後はこうした取組を一過性で終わらせるのではなく、ご当地メニューのブランド化を図り、他の地域資源と組み合わせることによって観光資源とする必要がある。	(1)観光資源のさらなる活用と発掘 引き続き米子城跡及び城下町エリアを本市の重要な観光資源と位置付け、文化的な側面のみならず、観光的視点で、さらなる誘客促進を図る。また、観光資源の特徴を活かし、日中・夜間それぞれに楽しめるようなゾーニングにより、観光の産業化を図る。また、市内で開催されるイベント等とあわせて、本市への訪問者の滞在時間の延長を促す取組を進める必要がある。 米子がいな祭・全日本トライアスロン皆生大会は、来訪者を宿泊につなげるコンテンツとして活用する。 民間で実施される観光振興事業への支援は、取組状況に応じて適切かつきめ細かい支援を行う。 (2)観光客の増加にむけた観光資源の開発 引き続き地域資源のさらなる磨き上げに取り組みとともに、新たな素材の掘り起こしや人材育成に努める。 (3)地域産品を活用した観光振興 蟹だけではなく、様々な地域の恵みにスポットをあてる仕掛けが始まっており、こうした動きを支援しながら、地域の「食」を活かして観光客の誘致を図る。
2 観光客の誘致	(1)情報発信の充実と強化 地域おこし協力隊により設置した観光案内所（平成27年度～平成29年度）やブログ、Facebook等SNSを活用した情報発信を行ったほか、ふるさと納税寄附者に対するDMに刊行パンフレットを同封した。 また、関係機関と連携し、JRディスティネーションキャンペーン、関西圏でのPRイベントに参加し、本市や圏域の観光PRを行った。 近年、技術革新により情報が短いスパンで変化し、人々の関心もそれに伴い早いスピードで変化しており、発信方法の見直しが必要である。	(1)情報発信の充実と強化 引き続きこれまでの取組を実施するとともに、パンフレット等の紙媒体のみならず、様々なターゲットやニーズを意識しながら、より効果的な方法により情報発信を行う。

2 観光客の誘致	(2)広域連携による観光誘客の推進 伯耆国大山開山1300年祭の取組として、県及び大山周辺自治体（県西部9市町村）が連携を深め、認知度の向上、観光客の誘客を促進した。 その成果を活かし、平成31年4月に同自治体で構成する観光広域連携組織「大山山麓・日野川流域観光推進協議会」を設立し、さらなる発展を図った。 この他、中海・宍道湖大山圏域市長会において、地域DMOとして設立された「中海・宍道湖・大山圏域観光局」に参画した。 (3)訪日外国人観光客の誘客促進 国際定期便利用促進協議会に参画し、韓国便、香港便の利用促進に努めた。また、観光看板の一部を多言語化した。 この他、山陰インバウンド機構・米子商工会議所・観光協会と協力し、「Like!YONAGOプロジェクト」として、インバウンド用飲食店マップを作製した。 決済サービスについては、普及状況を考慮し、銀聯カードからアリペイ等の決済サービスへ変更し、利用環境整備を行った。	(2)広域連携による観光誘客の推進 「大山山麓・日野川流域観光推進協議会」を軸に地域の観光資源の磨き上げや連携強化、情報発信などに取り組み、広域観光誘客を促進する。 (3)訪日外国人観光客の誘客促進 当市を訪れる外国人観光客は、訪日リピーターであり、宿泊拠点を置きながら、圏域全体を周遊している実態がある。 こうした行動特性をふまえ、広域DMOである山陰インバウンド機構や地元団体、企業と連携しながら本市を宿泊拠点として選んでもらえるようPRするとともに、本市周辺の周遊につなげる取組を進める。
3 皆生温泉の魅力づくり	(1)海浜、泉質を利用した皆生温泉の魅力づくり 海浜、泉質を利用した皆生温泉の魅力づくりについては、まんが王国とつとりに係る事業として、ブラックライトアートを実施した。（平成28年度まで） (2)皆生温泉まちあるき環境整備事業の支援 平成28年度に、皆生温泉まちあるきの拠点となる観光センターの前庭に「花風の足湯」の設備の改修を行い、平成29年度には、同センターのエレベーター設置、トイレ洋式化等を行って、高齢者、外国人観光客等の利便性を高めた。 (3)情報発信、PRイベントなどによる誘客促進策の充実 全国的に知名度のある全日本トライアスロン皆生大会、皆生・大山SEA TO SUMMITの開催を支援した。この他、皆生温泉宣伝隊派遣による信用金庫へのPR訪問に参加したほか、鳥取県中部地震の際には新聞広告掲載やPRイベントに参加し、風評被害を払拭し、誘客を図った。 (4)官民が連携した観光施策および環境整備の促進 民間団体と連携し、皆生温泉街の魅力増進策として、温泉街の中心に位置する四条通に期間限定で紋様灯籠を設置する夜の観光施策に取り組んだ。 また、観光センター内に新たにツアーステーションを設置したほか、大山や足立美術館等を直接結ぶシャトルバス、圏域を周遊するための定額タクシーの支援を行った。	(1)(2)(3)(4) 平成31年3月に皆生温泉まちづくり会議により策定された「皆生温泉まちづくりビジョン」に基づき、海辺の温泉地としての利点を最大限に活かすよう、アクションプランを実施する。
4 淀江魅力地区づくり	(1)地域資源を連携させた観光ルートの開発と魅力発信 観光施設、文化施設、関係団体等と連携し実行委員会を組織し、イベント事業等を開催し、また、SNS等を利用して淀江の魅力を発信するなど誘客の増加に引き続き取り組んだ。 伯耆古代の丘公園では園内の桜や蓮にスポットを当てたイベントを開催した。	(1)地域資源を連携させた観光ルートの開発と魅力発信 淀江振興本部を中心に「伯耆古代の丘エリア全体の運営のあり方に関する構想」の検討を始めており、この構想に沿った施策を講じる。 まずは、伯耆古代の丘エリアとして一体化にむけた構想（ストーリー）の具体化に着手する。 また引き続き、イベント事業等の開催や淀江の魅力を情報発信する。

4	淀江地区の魅力づくり	(2)淀江地区の特産品の発掘・振興 淀江地域の農水産物の特産品については「淀江がいな鱈」が農林水産省主催の大会で入賞するなど、一定の成果が得られた。 (3)淀江地区の伝統文化の継承 淀江地区の伝統文化の継承については、淀江さんご節保存会や白鳳高校と連携し、イベント等の機会を捉えて文化継承と情報発信に努めた。 よどえ和傘製造技術の伝承支援については、製造技術を確実に継承できる後継者育成を図るため、県と協調し平成30年から助成を実施している。今後も、製造技術習得者の増加を図っていくことが必要である。	(2)淀江地区の特産品の発掘・振興 今後も淀江地区の特産品の発掘、振興について、関係団体と連携し、可能な支援を検討する。 (3)淀江地区の伝統文化の継承 引き続き淀江地区の伝統文化について、関係機関と連携し、若い世代への継承を図りつつ、上演機会の創出に協力するなど情報発信に努める。 よどえ和傘製造技術の伝承支援については、本事業を継続するとともに新たな研修従事者を確保するなど後継候補者の増加に努める。
		(1)受入態勢の整備・充実 音響や映像等の設備が老朽化した国際会議場を、年次計画で更新し、利便性を高めた。また、「米子ナイトマップ」の作成に協力し、コンベンション参加者の市内飲食施設等への誘客を図った。 (2)コンベンション誘致活動の支援 コンベンション開催支援補助金を交付し、コンベンションの誘致を図った。 (3)アフターコンベンションの充実 大型コンベンションの際に観光案内に職員が出向いたり、観光パンフレットを提供するなど、観光情報の提供に努めた。	(1)(2)(3) 本年度は多目的ホール、小ホールの大規模改修を行うため、利用者が激減することが予想される。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントや学術研究会等の誘致及び支援を積極的に行い、今後も高い利用率を維持に努める。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 観光資源の活用と発掘	(1)観光資源のさらなる活用と発掘	①遺跡、史跡、文化財など歴史的価値を有する観光資源の活用【観光課】	○
		②米子がいな祭、全日本トライアスロン皆生大会など集客力のあるイベントや郷土芸能の活用【観光課】	○
		③民間で実施される観光振興事業への支援【観光課】	○
		④健康・スポーツ・アニメ(ポップカルチャー)などをメニューまたはテーマとした潜在的な観光資源の発掘と活用【観光課】	○
	(2)観光客の増加にむけた観光資源の開発	①エコツーリズム、スポーツツーリズムなど体験型観光の育成・振興【観光課】	○
		②市民を対象とした地域の魅力再発見事業の推進と観光ガイドなどの人材育成【観光課】	○
	(3)地域産品を活用した観光振興	①地域特産の水産物・農林産業やご当地グルメなどを活用した観光振興【観光課】	△
2 観光客の誘致	(1)情報発信の充実と強化	①インターネットを活用した情報発信の充実・強化【観光課】	○
		②人口集積地に対する観光PRの実施【観光課】	○
		③マスコミへの情報提供【観光課】	○
		④ふるさと納税事業と一体化した情報発信【観光課】	○
		⑤地域おこし協力隊によるポップカルチャー、SNS(ソーシャルネットワーキング)を活用した情報発信【観光課】	○
			○
	(2)広域連携による観光誘客の推進	①鳥取県西部圏域におけるDMO設立をめざした取組の推進【観光課】	○
		②広域観光圏でのスケールメリットをいかした観光PRの実施【観光課】	○
		③滞在型観光の宿泊拠点都市としての観光ルートの確立およびPRの実施【観光課】	○
	(3)訪日外国人観光客の誘致促進	①外国人誘致を実施している山陰国際観光協議会などへの活動支援【観光課】	○
		②観光関連施設の受入態勢の整備促進【観光課】	○
		③観光案内標識、パンフレットなどの整備【観光課】	○
		④銀聯カードの利用環境の整備および免税店舗数の拡大【観光課】	△

3 皆生温泉の魅力づくり	(1)海浜、泉質を利用した皆生温泉の魅力づくり	①海岸遊歩道の活用【観光課】	○
		②泉質、効能の有効活用【観光課】	△
	(2)皆生温泉まちあるき環境整備事業の支援	①皆生温泉グランドデザインに基づく皆生温泉まちあるき環境整備事業の推進【観光課】	○
		②米子観光センターの整備【観光課】	○
	(3)情報発信、PR イベントなどによる誘客促進策の充実	①継続できるイベントの開発と支援【観光課】	△
		②全日本トライアスロン皆生大会、皆生・大山SEA TO SUMMITの開催支援【スポーツ振興課】	○
		③皆生海水浴場のPRと開設支援【観光課】	○
		④外国人観光客に対応したホームページの整備【観光課】	○
	(4)官民が連携した観光施策および環境整備の推進	①官民が連携した環境整備【観光課】	○
		②米子市観光センターの充実した活用【観光課】	○
		③周辺観光地、駅、空港などへのアクセスの改善【観光課】	○
4 淀江地区の魅力づくり	(1)地域資源を連携させた観光ルートの開発と魅力発信	①地区の観光資源の魅力向上および既存の観光ポイントとの連携強化【淀江振興課】	○
		②観光ガイドマップの作成【淀江振興課】	○
		③フェイスブックなどを活用した情報発信【淀江振興課】	○
		④観光・文化施設の再編整備【淀江振興課】	△
	(2)淀江地区の特産品の発掘・振興	①関係団体と連携した海産物、農畜産物などの販路拡大と全国への情報発信【淀江振興課】	○
		②地域の農水産物の加工品などの地域ブランドの開発・育成【淀江振興課】	○
	(3)淀江地区の伝統文化の継承	①淀江地区の伝統文化(淀江さんご節、日吉神社神幸神事、上淀の八朔行事など)の継承と情報発信【淀江振興課】	○
		②よどえ傘製造技術の伝承支援【文化振興課】	○
5 コンベンションの誘致	(1)受入態勢の整備・充実	①米子コンベンションセンター以外の施設活用による会場の確保【観光課】	○
		②コンベンション開催のための運営ボランティアおよび民間支援組織の振興【観光課】	△
		③宿泊・飲食施設などの連携強化【観光課】	○
	(2)コンベンション誘致活動の支援	①コンベンション開催団体に対する助成制度の適用【観光課】	○
		②とっとりコンベンションビューローへの活動支援【観光課】	○
5 コンベンションの誘致	(3)アフターコンベンションの充実	①観光施設などとの連携強化【観光課】	○
		②観光情報の提供【観光課】	○

コンベンション誘致件数＜年間＞	目標値は達成できなかったが、件数は堅調に推移している。平成31年度は大型の改修工事が行われるため、一時的に大きく減少することになるが、その後はまた堅調な数字が見込まれる。
コンベンション参加者数＜年間＞	参加者数はコンベンションの規模によるため、件数と同じような増減になっていない。今後も多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント、学術研究会等の誘致活動を支援していく必要がある。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいきいき

まちづくりの 基本方向

3 地域を支える農業・漁業の振興

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 次世代につながる持続可能な農業の推進	(1)多様な担い手の育成・確保 Uターン、Iターンを含めた新規就農者が毎年数人あり、国の助成事業の活用や関係機関で構成するサポートチームによる支援を行い、経営の安定化や地域の担い手としての育成を図り、認定期間の終了後認定農業者へステップアップする者もあり一定の成果があった。 一方、認定農業者の高齢化により認定期間満了時に更新申請しない者もある。そのため、目標値の達成が困難な状況にあり、認定農業者へのステップアップ及び更新のための支援施策の検討が必要である。 (2)農業経営の安定化 がんばる地域プラン事業などの国および県の補助制度を活用し、特産品の生産振興を図ったほか、ブランド化を推進するため、大山ブランド会などの関係機関と連携して取り組み、新たに大山ブロッコリーのブランド化につながるなどの成果があった。 6次産業化の促進は、地元農畜産物の加工品開発や利用拡大を行う農業者や事業者の支援として、取組の隘路となっている販路開拓を支援するため、商談会等に係る経費補助を実施した。 有害鳥獣対策は、農作物への被害事例が増加傾向にあり、鳥取県や猟友会などの関係機関と連携し、防御や捕獲に係る支援を行った。 (3)優良農地の保全と利用集積の促進 農地の流動化は、農地中間管理事業の推進に取り組んでおり、概ね順調な成果となっている。引き続き流動化を進めるため、農業委員会、J A 鳥取西部などの関係機関と情報共有しながら取り組む必要がある。 荒廃農地対策は、多様な担い手育成・確保による荒廃化の抑制と農地の再生利用などを進めてきたが、農家の高齢化や後継者不足による荒廃化に歯止めが掛からない状況にある。 引き続き、多様な担い手の確保や農地再生のための補助事業の活用などに取り組む必要がある。 (4)農産物の地産地消の推進 学校給食における地産地消は、地元農産物をできるだけ学校給食に使用するよう努めた。また、生産者の顔が見える直売所の支援やイベント開催による情報発信に努め、地域産品の消費拡大を図った。	(1)多様な担い手の育成・確保 多様な担い手の育成確保のためには、国および県の助成事業のみでなく、市独自の施策によって他市町村との差別化を図り、就農者の呼び込みなどの検討を行う。 引き続き、各種制度の有効活用と関係機関の密な連携によるサポート体制の運用を実施する。 (2)農業経営の安定化 収益性と所得の向上を図るため、今後も関係機関と連携し、特産品をはじめとした生産振興を図るとともに、ブランド化や6次産業化の支援を実施する。 (3)優良農地の保全と利用集積の促進 農地の流動化は、農地中間管理事業の周知が進んできており、引き続き関係機関と連携し推進を図る。 また、担い手毎の農地集約（担い手のゾーニング）のための地域での話し合いなどを進める支援等にも取り組みながら事業を推進する。 荒廃農地対策は、荒廃化の抑制や荒廃農地の再生利用、有効な土地利用など各種施策の複合的な効果が求められるため、実施可能な取組を進める。 (4)農産物の地産地消の推進 今後も地域の生産者と消費者との相互理解を図り、地域産品の消費拡大による農業の活性化を図るため、イベント開催や情報発信に取り組む。
2 農業基盤整備の推進	(1)農業基盤整備の推進 土地改良施設の機能の維持・向上に向けた機能保全対策など、担い手の利便性向上につながる環境整備を行った。 農業を持続的に発展させ、次世代へとつないでいくためには、担い手が営農しやすい環境を整える必要がある。	(1)農業基盤整備の推進 農業農村整備事業の推進、農業用排水路及び水利施設整備の推進、農道の改良・舗装、並びにため池の維持・補修の推進について、国、県、市の各事業に合わせ、地元農業者からの要望を基に事業規模に応じて事業を推進する。

3 海面漁業の振興	(1)漁業資源の確保および販売金額の増加(2)後継者の確保および育成 漁礁の設置や稚魚・稚貝の放流などによる水産資源の育成と確保を図った。また、漁業従事者の高齢化や後継者不足により漁業従事者が減少しているため、研修事業による後継者確保のための取組みを実施した。 その結果、年間漁業販売金額は増加しており、新規漁業就業者も毎年1名ずつ増え、徐々に取組の成果が見え始めている。	(1)漁業資源の確保および販売金額の増加(2)後継者の確保および育成 依然として漁業を取り巻く状況は厳しいため、引き続き、研修事業による後継者の確保及び並列漁礁や岩石漁礁の設置や稚魚・稚貝の放流、食害生物の除去などによる「つくり育てる漁業」を推進する。
4 内水面漁業の振興	(1)淡水魚の保護・増殖 育成放流事業等の取組は、概ね計画通りに生産、放流を行うことができ、淡水魚の保護、増殖を図ることができた。	(1)淡水魚の保護・増殖 今後も、内水面漁業の振興を図るため、育成放流事業や生態等の研究事業を促進するとともに、産卵場等の漁場の改善・保全を図る。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 次世代につながる持続可能な農業の推進	(1)多様な担い手の育成・確保	①認定農業者の育成【農林課】	○
		②新規就農者・親元就農者の支援【農林課】	○
		③法人の農業参入の促進【農林課】	△
		④集落営農の推進【農林課】	△
		⑤農業に携わる青年の活動の支援【農林課】	○
	(2)農業経営の安定化	①水田のフル活用による主食用米、飼料用米、大豆、白ねぎ、ブロッコリーなどの生産振興【農林課】	○
		②白ねぎ、ブロッコリー、にんじん、かんしょ、梨、柿など特産物のブランド推進と生産振興【農林課】	○
		③地元農産物の6次産業化の促進【農林課】	○
		④畜産振興を図る施策の推進【農林課】	○
		⑤有害鳥獣対策の推進【農林課】	○
	(3)優良農地の保全と利用集積の促進	①農地中間管理事業や利用権設定等促進事業による農地の利用集積の促進【農林課】	○
		②荒廃農地の発生防止、解消対策の推進【農林課】	○
		③農業・農村の有する自然環境の保全や水源かん養などの多面的機能の維持・発揮の推進【農林課】	○
	(4)農産物の地産地消の推進	①学校給食における地元農産物使用の推進【農林課】【学校給食課】	○
		②生産者と消費者とのふれあい支援【農林課】	○
		③地産地消に関する情報の発信【農林課】	○
2 農業基盤整備の推進	(1)農業基盤整備の推進	①農業農村整備事業の推進【農林課】	○
		②農業用排水路および水利施設整備の推進【農林課】	○
		③農道の改良・舗装の推進【農林課】	○
		④ため池の維持・補修の推進【農林課】	○
3 海面漁業の振興	(1)漁業資源の確保および販売金額の増加	①漁協などが実施する稚魚・稚貝などの放流事業に対する助成【水産振興室】	○
	(2)後継者の確保および育成	①漁協が実施する担い手の確保および漁労技術の習得研修などに対する助成【水産振興室】	○
4 内水面漁業の振興	(1)淡水魚の保護・増殖	①漁協が実施する淡水魚育成放流事業(人工種苗の放流、産卵場整備および食害対策など)に対する助成【水産振興室】	○
		②稚魚の安定的な生産に寄与する淡水魚試験研究育成施設の適切な管理【水産振興室】	○
		③漁協が実施する淡水魚試験研究育成事業(淡水魚の種苗生産、増殖および試験研究)に対する助成【水産振興室】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

度) C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいきいき

まちづくり 4 中心市街地の活性化

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 中心市街地活性化の推進	(1)人が集いにぎわうまちづくり 駅前周辺エリアにおいては、南北自由通路整備を進めており、今後エリア全体のにぎわいについて検討する必要がある。角盤町周辺エリアにおいては、「やよいデパート」撤退以後、官民連携した「角盤町中心市街地にぎわい創出プロジェクト会議」が組成され、地ビールフェスタなどのソフト事業を通じて賑わいの回復に取り組んだ。 地下駐車場施設改修などの影響により、平成30時点では目標達成に至っていない数値目標があるが、歩行者等通行量など目標達成に向けて改善していると考え。 (2)歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくり 「米子城 魅せる！プロジェクト」などによる魅力発信により米子城跡及び城下町に対する市民の理解が深まり、市内外からの観光客が増加し、城下町観光ガイドの利用者数も増加した。 公会堂では自主事業の開催をはじめ、民間との連携などによる賑わい創出事業なども実施しており、文化を感じるまちづくり、にぎわい創出につなげることができた。 山陰歴史館の整備は、プロジェクトチームを設置して検討を進めてきたが、集客機能の付加、民間活力によるリノベーションなど様々な検討課題が生じたため整備構想をまとめるに至っていない。 (3)住みたくなるまちづくり 「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、J R米子駅周辺を重点整備地区として、歩道等のバリアフリー化を推進した。また、中心市街地に来られた方が、商業施設、行政施設等といった目的地にスムーズに移動できるように循環バスを運行した。循環バスについては、ノンステップバスの新車両に変更したこともあり利用者も増加傾向にある。	(1)人が集いにぎわうまちづくり 角盤町エリアにおいては、旧高島屋東館のリニューアルオープン等が控えており、引き続き中心市街地活性化協議会等と連携し、官民が協力して地域の活性化に努める。 駅前周辺エリアにおいては有識者会議の検討結果を基に、活性化に向けた検討を進める。 (2)歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくり 歴史、文化、自然に触れられる魅力あるまちづくりを推進する。山陰歴史館の整備は、市文化財保護審議会の意見も伺いながら造作可能な範囲等を定め、民間活力によるリノベーション等による施設機能の見直しを検討する。 米子城跡の整備は、整備基本計画に基づき整備工事を推進していくとともに、「米子城 魅せる！プロジェクト」などによる魅力発信も実施し、米子城跡と城下町の一体的な利活用により観光素材としてブラッシュアップを図る。 公会堂は引き続き、自主事業や民間との連携などによる賑わい創出事業などの工夫に務める。 (3)住みたくなるまちづくり 高齢者、障がい者等が中心市街地をスムーズに移動するために、引き続き重点整備地区を中心にバリアフリー化を推進していくとともに、中心市街地周辺の移動手段として必要不可欠なバスの運行について、需要を見極めながら路線を検討するなど、利便性向上に取り組む。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 中心市街地活性化の推進	(1)人が集いにぎわうまちづくり	①米子駅南北自由通路の整備【都市創造課ほか】	○
		②米子駅南広場の整備【都市創造課ほか】	○
		③にぎわいのある商店街づくり事業【商工課ほか】	○
		④まちなかビジネス支援事業【商工課ほか】	△
	(2)歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくり	①山陰歴史館の整備【文化振興課】	△
		②米子城跡の整備【文化振興課】	○
		③公会堂の利用促進【文化振興課】	○
	(3)住みたくなるまちづくり	①中心市街地活性化情報発信事業【都市創造課】	○
		②交通バリアフリー推進事業【交通政策課】	○
		③だんだんバスの運行【交通政策課】	○

(達成度) A=目標値を達成した
C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

B=概ね目標値を達成した（80%以上）
D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいいき

まちづくりの
基本方向

5 時代をひらく新たな産業の育成

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 産学 金官 連携 の 推 進	(1)産学金官連携の推進 鳥取県、鳥取県産業振興機構、鳥取県産業技術センター、鳥取大学、米子高専等と連携し、新産業創出や市内産業の高付加価値化を目指すとともに、鳥取大学地域連携関係機関西部連絡会等に参加し、情報交換や意見交換を深めることにより、地元企業の産学金官連携事業の推進を行った。 また、産学官しごとの種（シーズ）づくり支援事業により、地元企業と県内の高等学術機関や公設研究機関とが連携して行う事業に対する支援を行い、市内に新事業を創出することができた。	(1)産学金官連携の推進 鳥取大学地域連携関係機関西部連絡会等に参加し、情報交換・意見交換を行うとともに、鳥取県産業振興機構配置専任職員を中心に地元企業や関係機関との連携を密にし、産学金官連携による新規事業の創出を図る。
2 新 た な 産 業 ・ 成 長 産 業 の 創 出	(1)新たな産業や成長産業 先端技術産業の分野を中心とした産業の創出 鳥取県等と連携し、市内企業が成長産業、先端技術産業分野へ進出するためのセミナー案内や支援制度の情報提供、意見交換等を行った。 がいな創生新事業展開支援事業は、新事業創出を見込んだ市内企業にプロフェッショナル人材のニーズがあり、本施策により人材確保に資することができると考えていたが、市内企業の考えと本施策の目的（企業の経営革新や新事業創出の促進、またその効果を地域の他企業に波及させ、地域を牽引する企業を育成する）に乖離があったため、企業からの利用申請がなかった。 6次産業化・農商工連携については、県との連携による設備投資に対する支援に加えて、販路開拓に対する支援を独自で行ったことにより、6次産業化でのネックであった流通、販売の部分が弱いという点に對してのフォローができるようになり、事業の安定的な継続、利益向上につながった。	(1)新たな産業や成長産業 先端技術産業の分野を中心とした産業の創出 がいな創生新事業展開支援事業は、平成30年度をもって事業終了とした。新たな産業、先端技術産業分野の創出は、活用可能な支援制度の情報提供に努めるとともに、企業のニーズを把握し、本市の支援のあり方を検討する。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 産学金官連携の推進	(1)産学金官連携の推進	①鳥取大学や鳥取環境大学、米子工業高等専門学校などの技術機関、公益財団法人鳥取県産業振興機構、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターなどの公的試験機関、地元金融機関などの連携充実の推進【経済戦略課】	○
		②新商品開発や技術向上、新分野進出のための連携充実の促進【経済戦略課】	○
2 新たな産業・成長産業の創出	(1)新たな産業や成長産業、先端技術産業の分野を中心とした産業の創出	①新たな産業や成長産業、先端技術産業の分野を中心とした産業の創出支援【経済戦略課】	○
		②農林水産業と商業・工業が連携して商品開発などに取り組む農商工連携の推進【農林課】	○
		③農林水産業就業者自らが加工・製造・流通・販売までを主体に取り組む6次産業化の推進【農林課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

度) C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいいき

まちづくりの 7 雇用環境の整備

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 雇 用 の 安 定 と 創 出	(1)新規学卒者への就職活動・就労支援 奨学金の返済に伴う利息助成制度は、利息助成だけではインセンティブが薄く、利用者数が少なかったことから令和2年度末で廃止する。 今後は新規学卒者のニーズを踏まえて、異なる手段による支援の検討が必要である。 また、就職・就労支援は、地域の求人情報の発信を実施した。情報発信のうち、中海圏域就職ナビ、合同就職ガイダンスは、中海圏域4市の合同の事業であったが、類似ガイダンスがあること等から取組を中止した。 (2)雇用機会の確保と若者・女性・高齢者・障がい者の雇用促進 高齢者の就労に取り組んでいる生涯現役促進地域連携事業では、当該年度に新たに75名が就業または社会参加した。高水準の実績を達成しており、引き続き積極的に取り組むこととする。 一方、障がい者の就労支援に取りかかれていないため、今後新たに検討する必要がある。 また、県産業振興機構と連携し、企業間をつなぎ、相互のニーズのマッチングなどの連絡調整を担うことで、新たな事業創出や地元企業の活性化を図った。 (3)労働条件の改善と福利厚生の充実 中小企業退職制度などの各種福利厚生制度の普及促進は、米子市勤労者福祉サービスセンターへの補助金により活動を支援した。当センターの会員数は、実績は上昇傾向にあるが、現在の会員数は他地域と比べて少なく、増加に向けた対策が必要である。	(1)新規学卒者への就職活動・就労支援 地元企業の人手不足の解消や若年層のUターン就職の推進のため、今後は新卒及び第2新卒を主なターゲットとして、LINEを活用した地元企業の求人情報の情報発信を実施する。まずは、地元企業との関係構築を行い、企業の魅力を新卒および第2新卒に向けて発信する。 また、本市の姿勢をアピールするため、新たな助成制度実施に向けた検討を行う。 (2)雇用機会の確保と若者・女性・高齢者・障がい者の雇用促進 高齢者就労の事業は、国委託事業であり、令和元年度終了のため、終了後の枠組みを検討し、決定する。 今後は、就労支援者の対象に限らず、職業紹介機能を利用した総合的な窓口支援体制の確立を目指す。 また、企業・県産業振興機構とさらに連携を緊密にし、新たな事業創出につなげることで、雇用機会の確保を図る。 (3)労働条件の改善と福利厚生の充実 働きやすい労働環境の整備促進のため、中小企業の福利厚生に関する支援を継続して行う。 米子市勤労者福祉サービスセンターの運営については、経営状況を勘案しながら今後のあり方を検討し、会員数増加を図る。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 雇用の安定と創出	(1)新規学卒者への就職・就労支援	①若者の就職活動および定住就労への支援【経済戦略課】	△
		②中海圏域就職ナビの活用促進と合同就職ガイダンスの開催および参加者への支援【経済戦略課】	△
	(2)雇用機会の確保と若者・女性・高齢者・障がい者の雇用促進	①企業誘致の推進と地場産業の活性化を図るための関係機関との連携【経済戦略課】	○
		②雇用における男女の均等な機会および待遇の確保を図るための関係機関との連携【経済戦略課】	△
		③女性の再就労につながる支援【男女共同参画推進課】	○
		④シルバー人材センターにおける新規事業開拓と高齢者の能力活用への支援【経済戦略課】	○
		⑤障がい者の雇用促進に係る啓発活動の推進【障がい者支援課】	△
	(3)労働条件の改善と福利厚生の充実	①中小企業退職制度など各種福利厚生制度の普及促進【経済戦略課】	○
		②ワーク・ライフ・バランスの推進を図るための関係機関との連携【経済戦略課】	○
		③育児・介護休暇制度の利用促進を図るための関係機関との連携【経済戦略課】	○
		④勤労者福祉施設の利用促進【経済戦略課】	○
		⑤勤労者向け融資の促進【経済戦略課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

度) C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいいき

まちづくりの
基本方向

8 新たなにぎわいの創出と地域情報の発信

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 移 住 定 住 の 促 進	(1)移住定住の促進 お試し住宅の運営、移住定住相談員の配置により、移住希望者へのきめ細やかな相談対応に取り組んだほか、移住者交流会を開催し、定住しやすい環境づくりを図った。都市在住者の移住を促進するため、移住定住相談会（東京、大阪）への出展や、鳥取県西部9市町村と連携して「とっとりWEST移住ポータルサイト」を開設し、自然や暮らしやすさなど本市の魅力について情報発信した。また、移住者の経済的負担軽減と本市への移住促進を図るため、県外からの移住者の住宅取得費用への補助事業を実施した。（平成30年12月末で受付を終了） 平成28年度以降、県外からの移住者数は増加傾向にあり、平成28年度～平成32年度までの5年間の移住者数の数値目標は、達成見込みである。 (2)未婚晩婚化の抑制 婚活イベントを開催し出会いの場づくりに取り組んだほか、セミナー開催により、結婚に向けた機運醸成に取り組んだ。行政主体のイベント、セミナーではその後の細かなサポートが難しく、成婚に至るまでの成果が得られにくい状況にある。また、ライフスタイルや結婚観の変化により結婚を希望する若者自体の数の減少に対する方策の検討も必要である。	(1)移住定住の促進 今後も人口減少が見込まれる中、継続して移住定住施策に取り組む。 また、移住定住人口拡大につなげるため、地域外における多様な人材との、多様な関わり方で関係人口の創出に取り組む。 (2)未婚晩婚化の抑制 結婚への意識を醸成する施策と出会いの場の提供は両輪の施策であり、圏域でのイベント開催を主軸として出会いの場を創出していくとともに、引き続き地域の民間事業者との連携を強化し、若者の意識醸成に繋がるイベント、セミナー等の広報支援に取り組む。
2 地 域 イ メ ー ジ ア ッ プ と 認 知 度 の 向 上	(1)「先端医療創造都市よなご」構想の推進 「先端医療創造都市よなご」情報発信事業は、平成29年度に目標達成したため終了した。以降は「医療充実都市よなご」という情報発信事業を実施し、地域イメージアップの推進に努めた。 (2)地域イメージアップと認知度の向上 情報発信力の向上及び発信頻度を上げるために平成30年度にシティプロモーション推進室を設置し、ソーシャルメディアの各コンテンツの充実を図るとともに、内外に本市のもつ地域資源や特性などの地域情報を発信した。また、ホームページにシティプロモーション動画サイトやInstagramアカウントを開設し、情報発信のツールを増やすことにより、地域のイメージアップと認知度向上を図った。 ふるさと納税を活用した地域製品のPRは、専用サイトやパンフレットの活用を図ったことにより寄附件数が増加し、特産品を全国に広くPRすることができた。	(1)「先端医療創造都市よなご」構想の推進 今後も医療環境の充実や先進的な取組等を情報発信し、周知や地域イメージアップを図る。 (2)地域イメージアップと認知度の向上 シティプロモーションに係る庁内の機運醸成と職員の意識の更なる向上により、職員の広報力向上を図る。また、ホームページやソーシャルメディア及びマスメディアを活用し、適宜、適切な情報発信とメールマガジンを活用した地域情報の発信を促進することにより、関係人口の濃密化、知名度の向上を図っていく。 また、引き続きふるさと納税を活用し、地域製品のPRに努める。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 移住定住の促進	(1)移住定住の促進	①移住定住につながる情報発信の充実【総合政策課】	○
		②移住定住相談の充実・強化【総合政策課】	○
		③移住者に対する支援の充実【総合政策課】	○
		④お試し住宅の運営と移住定住対策の推進【総合政策課】	○
		⑤空き家情報バンクの整備・運営【総合政策課】	○
	(2)未婚晩婚化の抑制	①婚活イベントなどによる出会いの場づくり【総合政策課】	△
		②セミナーなどによる結婚支援の実施【総合政策課】	△
2 地域イメージアップと認知度の向上	(1)「先端医療創造都市よなご」構想の推進	①「先端医療創造都市よなご」情報発信事業【都市創造課】	○
	(2)地域イメージアップと認知度の向上	① I C T 技術を活用した地域情報の発信による認知度の向上【秘書広報課】	○
		②イメージキャラクター「ヨネギーズ」を活用した地域のイメージアップの推進【観光課】	○
		③ふるさと納税制度を活用した、地域産品などの情報発信による認知度の向上【商工課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した(80%以上)
C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満) D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 1『あした』がいきいき

まちづくりの
基本方向

9 国際交流の推進

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 国 際 交 流 の 推 進	(1)友好・姉妹都市などとの交流の推進 友好・姉妹都市との交流を基本とした国際交流については、地域レベルの交流を継続しており、異文化理解に繋がった。環日本海拠点都市会議の会員都市間の繋がりにおいても継続できている、今後発展の可能性もある。その他の諸外国との交流については、主に民間団体の支援の形で交流の推進を図った。 (2)市民の意識の高揚 国際交流員を活用し学校等への派遣や語学講座を中心に市民と直接関わりながら国際意識の高揚を推進した。また、イベントとしてよなご国際交流フェスティバルを開催し、日本人外国人の区別なく住民同士として一つのイベントに参画することにより相互理解を深めた。また、イベントへの来場者も年々増加し、楽しみながら国際理解を深める場の提供となった。 (3)外国人にとって暮らしやすい環境づくりの推進 外国語版の情報発信については各担当部署と協力しながら進めているが、本市の国際交流員が2か国のためそれ以上の対応が困難な部分もある。鳥取県国際交流財団などの関係機関との連携は図っており協力体制はできているが、対応言語の種類や人材の面において課題がある。	(1)友好・姉妹都市などとの交流の推進 今後の交流の発展においては都市間の信頼関係が欠かせないため、築かれた関係を基に多様性のある交流に取り組む。また、青少年の交流により地域の未来を担う若者の国際理解を図る。その他諸外国との交流は、民間団体の支援の形で交流の推進を図る。 (2)市民の意識の高揚 国際交流員は今後も配置し、直に市民と接することによる国際理解を推進する。また、イベントについては参加者が主体となる企画を今後とも継続し、市民の異文化理解を促進する。 (3)外国人にとって暮らしやすい環境づくりの推進 外国語による情報発信は、外国人の生活向上のためさらに取り組む必要がある。鳥取県国際交流財団や鳥取県による対応も充実が図られるため、さらに連携強化に努める。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 国際交流の推進	(1)友好・姉妹都市などとの交流の推進	① 保定市との友好都市締結 25 周年記念事業の実施【地域振興課】	○
		② 東草市との姉妹都市提携 25 周年記念事業の実施【地域振興課】	—
		※R2 年度が 25 周年の年度であり、実施予定の項目	
		③「環日本海拠点都市会議」を通じた連携・交流の推進【地域振興課】	○
		④ 諸外国との交流の推進【地域振興課】	○
		⑤ 民間団体を主体にした市民による交流への支援【地域振興課】	○
		⑥ 市職員相互派遣研修事業の実施【地域振興課】	○
	(2)市民の意識の高揚	① 国際交流員を活用した国際理解講座・講演会などの充実【地域振興課】	○
		② 国際社会への関心を高める各種イベント・交流事業の充実【地域振興課】	○
	(3)外国人にとって暮らしやすい環境づくりの推進	① 暮らしに役立つ外国語版情報発信の充実【地域振興課】	△
		② 日本語の理解が難しい小・中学生に対する支援【学校教育課】	○
		③ (公財)鳥取県国際交流財団など関係機関との連携による在住外国人に対する支援【地域振興課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した
C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

B=概ね目標値を達成した（80%以上）
D=基準値を下回った

指 標 名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
国際理解講座等への参加者数＜年間＞	人	3,110	3,401	2,810	4,007	3,610	A
数値目標の総括							
国際理解講座等への参加者数＜年間＞	数値目標は、気象条件によるイベントの中止や他行事との競合による影響を除いて順調に増加し、事業実施体制や会場収容人数を考慮するとこれ以上の増加は見込めない。						

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 2『ひと』がいきいき

まちづくりの 基本方向

1 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 妊 娠 ・ 出 産 環 境 の 整 備	(1)妊娠・出産環境の整備 妊婦健診は、定期健診を原則自己負担なしとし、健診を受けやすい環境を整えた。また、母子健康手帳交付時に保健師・助産師が個室で面談し、必要に応じてフォローアップに努めたほか、妊娠のステージごとの支援が分かる「子育てサポートプラン」を作成し、妊娠期～子育て期の支援体制の充実を図った。 不妊治療費助成は、県の助成への上乗せ補助による補助制度の充実を図った。若い世代に向けては、高校生を対象にプレマタニティ教室を実施し、妊娠、子育てに関する学習機会を提供した。 また、胎児に影響のある風しんについて、予防接種の啓発及び費用の助成を行い、安心して出産できる環境整備に努めた。	(1)妊娠・出産環境の整備 妊娠、出産環境の整備は、核家族化や女性の社会進出が進んだことにより、妊婦を取り巻く環境が変化しており、今後も誰もが安心して出産できるよう、環境整備や支援体制の充実を図っていく。 また、晩婚化による高齢出産が増えていることから、若い世代が出産に対して不安を解消し、前向きに捉えられるよう妊娠・出産・子育てに関する学習機会を提供するとともに、不妊治療に対する助成制度を継続し、不妊に悩む方への支援を図っていく。
2 乳 幼 児 保 健 ・ 育 児 支 援 施 策 の 充 実	(1)乳幼児の保健施策の充実 乳幼児の各種健診の実施及び必要に応じた医療機関等との連携により、安心して子育てができる環境づくりに努めた。 受診率は高い水準で維持できたが、未受診家庭への対応が課題である。 感染症予防・事故防止は、あらゆる機会を捉え、チラシ配布・説明により啓発、必要に応じ相談を行った。 核家族化などにより育児のノウハウ不足や親族からの支援が得られにくいといった状況が見られるため、今後も子育ての支援体制を充実強化していく必要がある。 (2)母親と家庭の育児支援施策の充実 育児支援については、乳幼児がいる家庭に助産師、保健師が訪問し、母子の健康状態・養育環境の把握に努め、育児に関する情報提供を行った。状況把握ができないケースへの対応が課題である。	(1)乳幼児の保健施策の充実 健診未受診者については、保健師による迅速な電話、訪問による受診勧奨により、受診につないでいき、個別の支援が必要なケースは、カンファレンスで検討し適切な対応を図る。 また、育児不安を抱える保護者に向け、ペアレントメンター相談により保護者の日常生活の困り感や疑問の解消等支援を行う。 (2)母親と家庭の育児支援施策の充実 状況把握ができないケースへの対応として、産後健康診査を実施し、医療機関との連携により受診状況から母親の状況把握に努める。また他の関係機関との連携強化を図ること、情報収集力を高める。
3 子 育 て 支 援 施 策 の 推 進	(1)教育・保育サービスの充実 保育所などにおいて、児童の受け入れ枠の拡大を図ったが、待機児童の解消には至らなかった。障がい児受入保育施設に対して、加配職員に係る人件費を補助することで加配職員の配置を進め、保育の充実を図った。 (2)放課後児童健全育成事業の充実 放課後児童クラブにおいて、クラブの新規開設や定員数の拡大等により受入枠の拡大を図ったが、待機児童の解消には至らなかった。	(1)教育・保育サービスの充実 引き続き、待機児童解消のため、保育ニーズを把握しながら受け入れ枠の拡大を図る。 また、すべての子どもたちに等しく育ちの場を提供するため、障がい児を受け入れる保育施設の負担感を軽減するための事業を引き続き実施し、積極的な受入れを進めていく。 (2)放課後児童健全育成事業の充実 引き続き、待機児童解消のため、受入れ枠の拡大を図る。また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、活動する場所を確保するため放課後児童対策のあり方について検討する。

3 子 育 て 支 援 施 策 の 推 進	(3)地域子育て支援事業の実施 子育て支援センターは、子育て世代の親子の交流の場や育児の相談・情報収集の場のみならず、工夫を凝らした講習会等を開催し、年々そのニーズは高まっており、リピーターも増加傾向にある。また、子育てサークル等への地域支援活動を行い、地域全体の子育て環境の向上を図った。 課題としては、公立の子育て支援センターのスペース不足がある。 ファミリー・サポート・センターは、事業を委託実施し、育児世帯のニーズに対応した。 (4)小児医療費助成制度の充実 平成28年4月から対象年齢を中学生から高校生まで（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）に拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。	(3)地域子育て支援事業の実施 子育て支援センターの高い満足度を維持するために、職員のスキルアップに取り組んでいく。また、公立の子育て支援センターのスペース不足に対応するため、今後、保育所の統合建替えにあわせ、利用者のニーズを把握しながら、市内各所への配置について検討する必要がある。 育児支援のため、ファミリーサポートセンター事業の充実を図っていく。 (4)小児医療費助成制度の充実 引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
4 幼 児 教 育 の 充 実	(1)幼稚園教育の振興 本市の私立幼稚園の運営に係る経費の一部を補助することにより、幼児教育の振興を図ることができた。 (2)家庭教育の充実 タムタムスクールについては、近年の核家族化、近隣住民との関係性の希薄化等により孤立する傾向にある子育て環境の改善に資するため、元保育士や子育て・家庭教育支援活動を行う市民等参加による実行委員会を組織し、関係機関と連携しながら保護者や地域住民に対する子どもの発達段階に応じた事業、講座の充実を図ることができた。 今後も家庭教育の推進に向けて、教育部門と子育て部門が連携を図りながら取組を進める必要がある。	(1)幼稚園教育の振興 幼稚園から認定こども園への移行により、園児が保育園、幼稚園の垣根なく幼児教育を受けられるようになるため、子ども子育て支援新制度に基づき、施設運営の移行を促進していく。 (2)家庭教育の充実 タムタムスクールについて、現状の課題把握と関係機関との連携をより推進し、メニューの見直しに取り組んでいく。 家庭教育については、幼児期から成人に至るまで継続した取組が必要であるため、保護者が子どもの発達段階に応じた教育や指導が行えるように教育部門と子育て部門で連携を図りながら具体的な施策の展開を図っていく。
5 児 童 虐 待 防 止 施 策 の 推 進	(1)児童虐待防止施策の充実 米子市要保護児童対策地域協議会では、教育、医療、福祉、行政ほか多くの関係機関が連携し、虐待や様々な問題を抱える要保護・要支援児童、妊婦の早期発見に努め、適切な支援を行った。 児童家庭相談件数は年々増加していることから、子ども相談窓口の設置や相談員の増員など、相談体制の充実強化に取り組んだ。 なお、社会背景の変化、個々の生活の多様化により、相談内容に対する必要な支援も複雑・多様化し、専門性が求められてきている。	(1)児童虐待防止施策の充実 児童、家族、妊婦を取り巻く社会環境は多様化しており、課題も経済困窮、保護者の精神疾患の他、さまざまである。それに伴い、関係する機関も福祉関係を中心に増加しており、今後も寄り添い型の支援を提供できるよう、さらに多くの関係機関と連携を図りながら取り組む。 また、児童家庭相談については、専門性が求められているケースについて、専門機関の協力を得ながら適宜適切な対応を図る。
6 ひ と り 親 家 庭 自 立 支 援 施 策 の 推 進	(1)ひとり親家庭の自立促進のための施策の推進 母子父子自立支援員を配置し相談業務に応じ、必要なサービスや適切な支援機関の利用につなげることや、母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施や高等職業訓練促進給付金の給付により、児童扶養手当受給者の就業やステップアップを支援することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を図ることができた。相談件数は年々増加しているため、体制の充実を図った。 母子世帯は経済的な困窮に加えて、DV被害、児童虐待などの深刻さを反映して多様な課題を持つ母と子が増加している。母子生活支援施設の提供により、安心安全な環境を提供し、利用者のニーズに対応した相談・支援を実施し、世帯の自立を支援した。 DV相談については、相談窓口について周知が進んだことから、相談件数は増加傾向にある。 (2)ひとり親家庭に対する福祉施策の推進 ひとり親家庭の、保護者及び子どもの医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図った。	(1)ひとり親家庭の自立促進のための施策の推進 ひとり親家庭が安定した生活ができるよう、自立に向けた施策の推進に取り組む。 近年、母子生活支援施設入所者の抱える問題は多様化しており、入所者への専門・個別支援を行う施設として多様な役割を求められるようになってきた。個々に応じて必要な専門的支援を行い、母子の生活と精神的安定を図り、その後の自立支援を図る。 (2)ひとり親家庭に対する福祉施策の推進 引き続きひとり親家庭に対する経済的負担の軽減を図る。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 妊娠・出産環境の整備	(1)妊娠・出産環境の整備	①妊婦健診の充実【健康対策課】	○
		②不妊治療支援の充実【健康対策課】	○
		③妊娠、出産に関する相談・支援体制の充実【健康対策課】	○
		④プレマタニティスクールの充実【健康対策課】	○
		⑤風しん予防接種の啓発・支援の充実【健康対策課】	○
2 乳幼児保健・育児支援施策の充実	(1)乳幼児の保健施策の充実	①育児個別健診、6 か月・1 歳 6 か月・3 歳児健診の充実【健康対策課】	○
		②感染症予防・事故防止についての啓発と支援の充実【健康対策課】	○
	(2)母親と家庭の育児支援施策の充実	①乳児家庭全戸訪問および養育支援の充実【健康対策課】	○
		②育児相談・支援の充実【健康対策課】	○
		③離乳食講習会など食育の充実【健康対策課】	○
3 子育て支援施策の推進	(1)教育・保育サービスの充実	①保育所などの待機児童解消のための受入れ人数の拡大【子育て支援課】	△
		②障がい児保育など保育内容の充実【子育て支援課】	○
		③病児・病後児保育の推進【子育て支援課】	○
		④第3子以降の保育料の無償化【子育て支援課】	○
	(2)放課後児童健全育成事業の実施	①放課後児童クラブの待機児童解消のための受入れ人数の拡大【子育て支援課】	△
	(3)地域子育て支援事業の実施	①地域子育て支援センターの充実【こども相談課】	○
		②ファミリー・サポート・センターの充実【子育て支援課】	○
	(4)小児医療費助成制度の充実	①18歳年度末までの医療費助成【生活年金課】	○
4 幼児教育の充実	(1)幼稚園教育への振興	①幼稚園への運営費の助成【子育て支援課】	○
	(2)家庭教育の充実	①乳幼児期の子育て・親育ち講座「タムタムスクール」の開催【こども相談課】	○
5 児童虐待防止施策の推進	(1)児童虐待防止施策の充実	①要保護児童対策地域協議会による機関連携・協力体制の強化【こども相談課】	○
		②要保護・要支援児童およびその家族への支援の充実【こども相談課】	○
6 ひとり親家庭自立支援施策の推進	(1)ひとり親家庭の自立促進のための施策の推進	①母子父子家庭自立支援員による生活相談体制の強化【子育て支援課】	○
		②母・父への就労支援【子育て支援課】	○
		③母子生活支援施設の提供【こども相談課】	○
		④高等職業訓練促進給付金の給付【子育て支援課】	○
		⑤ボランティアによるひとり親家庭学習支援の推進【子育て支援課】	○
	(2)ひとり親家庭に対する福祉施策の推進	①ひとり親家庭に対する医療費助成【生活年金課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した（80%以上）
 度) C=進捗しているが引き続き取組が必要（80%未満） D=基準値を下回った

指 標 名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
妊婦健診の受診率	%	94.5	93.3	98.7	98.6	100	C
1 歳 6 か月健康診査の受診率	%	98.1	99.2	99.0	98.1	100	C
乳児家庭全戸訪問事業の実施率	%	96.5	97.3	97.7	97.8	100	C
認定こども園・保育所などの受入れ人数＜年間＞	人	2,017	2,168	2,210	2,141	2,233	C
放課後児童クラブの受入れ人数＜年間＞	人	1,430	1,577	1,696	1,793	2,260	C

数値目標の総括	
妊婦健診の受診率	原則自己負担なしで定期健診を受けられる状況であり、受診率も増加したが、流産等により受診に至らなかったケースもあったと考えられる。
1年6か月健康診査の受診率	健診未受診者には電話や訪問により受診勧奨を行った。今後も受診勧奨とともに未受診者の実態把握に努める。
乳児家庭全戸訪問事業の実施率	速やかな訪問の実施に努めるとともに、未訪問者については担当保健師が電話、訪問に努め、実施率も上昇している。また、未訪問の原因として、転出や入院、乳児院入所、長期里帰りなどがある。
認定こども園・保育所などの受入れ人数＜年間＞	保育所等の待機児童解消のため、子ども子育て支援事業計画に基づき、受入れ人数の拡大を図ってきたが、依然として受け入れ枠は不足しているため、今後も拡大を図る必要がある。
放課後児童クラブの受入れ人数＜年間＞	なかよし学級の定員増加及び民間の放課後児童クラブの新設により、受け入れ人数は増加しているが、地域によっては依然として待機児童が発生している状況にある。今後は、待機児童発生地域におけるなかよし学級の定員拡大及び、民間の放課後児童クラブを新設する際には、開設地域を検討する等の施策を行っていく必要がある。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 2『ひと』がいいき

まちづくりの 基本方向 2 市民一人ひとりの健康づくり

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 生活習慣病予防対策の推進	(1)生活習慣の改善策の充実 誰でも簡単に取り組める「よなご健康ええがん体操」を考案し、運動指導啓発を行ったが、今後更なる周知が必要である。 食生活改善指導として、各地区公民館で生活習慣病予防食実習を開催し、生活習慣病予防の啓発に取り組んだ。 ふしめ歯科検診の実施による歯周疾患予防啓発に取り組んだが、受診率は非常に少なく、1.5パーセントであった。 また喫煙については、禁煙イベントで禁煙がもたらす悪影響など正しい知識の普及に努め、禁煙治療が可能な医療機関等について情報提供した。 (2)生活習慣病の早期発見・早期治療への取組 生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、特定健診の充実、特定保健指導を実施したが、実施率が低く、より効果的・効率的な実施方法が課題である。健康相談については、周知により利用が増え市民の安心につながった。また、糖尿病の重症化予防を重点的に家庭訪問を行った。	(1)生活習慣の改善策の充実 健康寿命の延伸を図るため、引き続き生活習慣の改善や一人ひとりが健康に対する意識を高め、食生活改善や運動習慣を身につけるための施策を推進する。 (2)生活習慣病の早期発見・早期治療への取組 生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため、特定健診や特定保健指導の活用が重要であり、受診者の拡大を目指して引き続き周知を図るとともに、受診した場合の特典など、動機付けを行う。 また、引き続き医療機関や地域組織と連携して啓発に取り組む。
2 がん予防対策の推進	(1)がんの重点対策の推進 がんは検診による早期発見・早期治療をすることが重要であり、成人式、婚姻届出時などの機会を捉えた各種がん検診の啓発活動の実施や、働く世代に向けて協会けんぽと協力した企業訪問による受診勧奨の実施、休日検診やセット検診など受診しやすい環境整備を図ったが、国が掲げる目標値である数値目標の達成には至らなかった。アンケート調査結果から、受診しない理由としては、「自覚症状がない」「受け方がわからない」といった理由があり、今後も情報発信や啓発に努める必要がある。 がん検診の結果、精密検査が必要な方のうち、未受診者に対し訪問、受診勧奨を行ったが、対象数が多く対応が困難であることが課題である。	(1)がんの重点対策の推進 大腸がん検診、乳がん検診ともに受診率が下がっており、がんの早期発見・早期治療につなげるためにも引き続き受診率向上に向けて様々な機会を通じて、受診勧奨、知識の普及啓発に努める。 また、今後も休日検診、セット検診を実施し、働く世代が受診しやすい環境整備に努める。 精密検査未受診者については、優先度をつけ、高リスク者を中心に重点的に受診勧奨を実施する。
3 感染症予防対策の充実	(1)感染症予防対策の充実 重大な感染症が発生した場合に備えるため、「米子市新型インフルエンザ等対策行動計画」について市ホームページを通じて啓発に努めたが、今後更なる周知が必要である。 また、高齢者の季節性インフルエンザは重篤化の危険性があるため、予防接種の積極的勧奨をしたが、接種率は横ばいで目標値に届かなかった。 感染症に関する情報提供については、ホームページを通じて正確かつスピーディーな情報伝達に努めた。	(1)感染症予防対策の充実 市民が正しい情報を元に各種感染症に対して行動するために、引き続き啓発活動の実施や情報提供に取り組んでいく。 高齢者のインフルエンザ予防接種については個人の希望による任意の接種であるが、重篤化の可能性もあるため、引き続き周知に取り組んでいく。

4	(1)自死対策予防施策の推進 各地区公民館や講習会等の機会を捉え、悩んでいる人に気付き、声かけや見守りといった支援を行うゲートキーパーの役割、重要性を伝えてきた。ここ3年の米子市の自死者は減少している。今後は自治会活動等に参加していないなど行政とのつながりが薄い市民を対象にアプローチしていくことが課題である。 自死遺族の会参加や広報を通じて、遺族の心に寄り添い必要に応じて関係機関につなぐなどの相談支援を実施した。 「こころの相談」実施により相談体制の充実を図った。相談内容が多岐にわたるため、関係機関との連携をより緊密にし、各分野の支援者へつないでいくことが課題である。	(1)自死対策予防施策の推進 本市では、毎年30人前後の方が自死により亡くなっており、遺された家族の心にも大きな悲しみを残すことから、「米子市自死対策計画」に基づき、悩みに気付き、寄り添い、包括的な生きる支援の実施など、自死予防に向けた取組の充実強化を図る。
5	(1)地域保健推進施策の促進 地区保健推進員、食生活改善推進員向けに自ら地域の課題に気付き、共有できるような研修会等をそれぞれ実施し、地域における健康づくりの促進を図った。また、合同研修会、地区合同調理実習を実施し、連携強化を図るとともに各推進員の意識高揚につなげた。なお、両推進員とも新たな推進員の確保が課題である。 地区保健推進員及び食生活改善推進員と健康づくりサポーター、認知症サポーター、在宅福祉員との連携については、個々の活動はできているが、連携が進んでいないことが課題である。	(1)地域保健推進施策の促進 地区保健推進員、食生活改善推進員の確保を含めた今後のあり方を検討する。 地域住民の保健組織の連携については、今後の地域福祉計画・地域福祉活動計画の中で連携のあり方や取組について検討を行い、実施に向けて取り組む。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 生活習慣病予防対策の推進	(1)生活習慣の改善策の充実	①運動指導啓発の充実【健康対策課】	○
		②食生活改善指導啓発の充実【健康対策課】	○
		③歯周疾患予防啓発の充実【健康対策課】	○
		④禁煙啓発の充実【健康対策課】	○
	(2)生活習慣病の早期発見・早期治療への取組	①特定健康診査の充実【健康対策課】【保険課】	○
		②特定保健指導の充実【健康対策課】	○
		③未受診者への受診勧奨の充実【健康対策課】【保険課】	○
		④健康相談・家庭訪問の充実【健康対策課】	○
2 がん予防対策の推進	(1)がんの重点対策の推進	①がん検診の啓発活動の推進【健康対策課】	○
		②働く世代のがん検診の受診勧奨【健康対策課】	○
		③がん検診結果による精密検査の受診勧奨の強化【健康対策課】	○
3 感染症予防対策の充実	(1)感染症予防対策の充実	①「米子市新型インフルエンザ等対策行動計画」の啓発【健康対策課】	○
		②各種感染症予防接種の積極的勧奨【健康対策課】	○
		③感染症に関する正しい情報伝達のスピード化【健康対策課】	○
4 こころの健康対策の推進	(1)自死対策予防施策の推進	①ゲートキーパー研修の充実【健康対策課】	○
		②自死遺族の会の支援【健康対策課】	○
		③こころの相談の充実【健康対策課】	○
5 地域における健康づくり施策の推進	(1)地域保健推進施策の促進	①地区保健推進員の育成【健康対策課】	○
		②食生活改善推進員の育成【健康対策課】	○
		③地区保健推進員と食生活改善推進員の連携強化事業の促進【健康対策課】	○
		④地区保健推進員および食生活改善推進員と健康づくりサポーター、認知症サポーター、在宅福祉員との連携促進【健康対策課】	△

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

度) C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 2『ひと』がいきいき

まちづくりの 3 明るい長寿社会の実現

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 社会参加の推進	(1)社会参加のための環境づくりの推進 社会参加推進施策として、平成30年度は老人クラブ80団体と市老人クラブ連合会に活動費を助成し、地域に応じたレクリエーション、ボランティア活動等を実施し、地域住民の交流を図った。また、シルバー人材センターの運営支援をし、会員数や就労機会の増加を図っているが、減少傾向にある。 (2)高齢者の生きがいづくり事業の推進 高齢者の生きがいづくり推進施策として、老人福祉センター、老人憩の家等で趣味の講座、介護予防の体操教室を開催した。また、介護支援ボランティア事業では、高齢者福祉施設でのボランティア活動を通じて、仲間づくりや社会参加への意欲と充実感の高揚につながっているが、新規のボランティア登録者が伸びないことが課題である。	(1)社会参加のための環境づくりの推進 老人クラブ、シルバー人材センターともおおむね60歳から参加対象となっているが、定年後も再雇用等で就労を続けることが一般的になっているため、老人クラブやシルバー人材センターの会員数が減少傾向にある。生き甲斐に対する価値観も多様化しているが、引きこもりがちで社会参加の機会が少ない高齢者への声かけや社会参加の促進に取り組んでいく必要がある。 (2)高齢者の生きがいづくり事業の推進 高齢者が集いやすい場所や溶け込みやすい雰囲気づくりに配慮した各種講座の開催など、高齢者の生きがいづくりに取り組んでいく。 介護支援ボランティアについては、制度周知の機会を増やし、登録事業者と連携したボランティア参加者への登録の促進を図り、自らの介護予防や生きがいづくりの推進に取り組む。
2 介護予防施策の推進	(1)地域健康づくり事業の推進 地域健康づくり事業施策として、健康づくり地域サポーター養成事業、「やって未来や塾」事業及び生活支援型介護予防事業「ショッピングリハビリ」を実施した。また「よなGOGO体操」活用によるさらなる普及を図り、地域での身体的機能維持向上及び仲間づくり、社会参加の促進を図ることができた。 健康づくり地域サポーター養成事業では、サポーターの高齢化、生活支援型介護予防事業では送迎車両の確保などが課題である。 (2)介護予防サービスの充実 基本チェックリストによる対象者の把握に努め、がいなみつく予防トレーニングなどの運動機能向上事業及び通所型・訪問型介護予防事業を実施した。運動機能向上事業においては、利用者が減少傾向にあること、訪問型・通所型サービスにおいては、人材不足などによりこのままでは需要に対応できなくなる状況にある。	(1)地域健康づくり事業の推進 具体的には、健康づくりサポーター事業では、若いサポーターの確保に向け、地域での声かけや広報での周知の実施、生活支援型介護予防事業では、送迎体制の検討を行い整備を図る。また、新たに高齢者の口腔機能向上に向けて取り組む。 (2)介護予防サービスの充実 運動機能向上については、利用者増に向けた会場（場所・数）の検討を行うとともに、訪問型・通所型サービスにおいては、利用者ニーズに応じた内容の検討・人材の確保など介護予防サービスの充実化に取り組む。
3 在宅福祉施策の推進	(1)在宅福祉サービスの充実 在宅での生活が継続できるよう、介護サービスだけでなく軽度生活援助サービス等の福祉サービスを充実するとともに、地域密着型サービスの充実により住環境の確保を図った。介護用品支給事業については、次期計画時には、国の交付金対象外となる予定のため、継続するかどうかの検討が必要である。 (2)地域包括支援センター機能の充実 地域包括支援センターにおいて、高齢者支援ネットワークを活用した高齢者の総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議の開催などを実施し、地域包括ケアを推進した。一方、介護予防ケアマネジメント業務量の増加、支援困難事例の複雑化・問題解決までの長期化等により負担が増加しており、地域包括ケアシステム構築の中核機関である地域包括支援センターの機能強化が必要である。	(1)在宅福祉サービスの充実 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、引き続き関係機関と連携し情報共有を図りながら高齢者の生活支援策を推進する。なお、介護用品支給事業については、次期計画策定までに継続するかどうか検討を行う。 (2)地域包括支援センター機能の充実 地域包括支援センターの業務量の増加、困難事例対応の増加に対応するため、各地域包括支援センターの連携強化及び地域包括支援センター主催の個別ケースケア会議の内容の充実化を図るとともに、後方支援等を目的とした基幹型センターの設置について引き続き協議する。

4 認知症高齢者施策の推進	(1)認知症予防・支援の充実 認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の実施及び認知症サポーターリーダーの養成を行った。また、認知症地域支援推進員の配置により、認知症高齢者にかかわる人々のネットワークを構築し、サポート体制の整備を図った。 (2)認知症地域医療連携体制の構築 認知症初期集中支援チームを配置し、早期対応に向けた支援体制の構築に取り組んだ。また、ケアパスの配布により、疑われる症状が出たときの支援・相談体制の周知により、適時適切なサービスの提供に取り組んだ。 (3)生活支援の充実 認知症対応型共同生活介護施設整備を推進するとともに普及啓発を図った。 (4)家族介護の負担軽減 認知症カフェを開設し、家族が気軽に相談できる場を提供したり、地域支援推進員を配置することにより相談支援体制の整備を図った。	(1)(2)(3)(4) 認知症高齢者施策の推進については、地域での予防・支援から、早期発見、本人・家族に対する生活支援まで総合的・体系的に体制整備を図っており、概ね成果をあげている。今後は地域支援員の増員・認知症初期集中支援チームを増やすなど体制強化を図る。
------------------	---	--

◆基本計画の取組状況

(達成度) ○施策の実施により成果があがったもの
△施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 社会参加しやすい環境づくりの推進	(1)社会参加のための環境づくりの推進	①社会活動の普及啓発のための広報活動の推進【長寿社会課】	○
		②老人クラブ活動の推進【長寿社会課】	○
		③シルバー人材センターの活用による高齢者の社会参加の促進【長寿社会課】	○
	(2)高齢者の生きがいづくり事業の推進	①健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の推進【長寿社会課】	○
		②介護支援ボランティア事業の推進【長寿社会課】	○
2 介護予防施策の推進	(1)地域健康づくり事業の推進	①「よなG O G O体操」普及の推進【長寿社会課】	○
		②健康づくり地域サポーター養成事業の実施【長寿社会課】	○
		③「やって未来や塾」事業の実施【長寿社会課】	○
		④生活支援型介護予防事業の実施【長寿社会課】	○
	(2)介護予防サービスの充実	①基本チェックリストによる対象者の把握【長寿社会課】	○
		②通所型運動機能向上事業の実施【長寿社会課】	○
		③通所型、訪問型介護予防事業の実施【長寿社会課】	○
		④地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの実施【長寿社会課】	○
3 在宅福祉施策の推進	(1)在宅福祉サービスの充実	①軽易な日常生活の援助などの生活支援サービス【長寿社会課】	○
		②福祉用具の購入およびレンタル、住宅改善費への助成【長寿社会課】	○
		③家族介護用品購入費への助成【長寿社会課】	○
		④地域密着型サービスの充実【長寿社会課】	○
	(2)地域包括支援センター機能の充実	①多様なネットワークを活用した総合的な相談支援および権利擁護の実施【長寿社会課】	○
		②包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施【長寿社会課】	○
		③介護予防ケアマネジメントの実施【長寿社会課】	○
		④地域包括ケアシステムの構築【長寿社会課】	○
4 認知症高齢者施策の推進	(1)認知症予防・支援の充実	①認知症の予防および対応に関する正しい知識の普及啓発【長寿社会課】	○
		②認知症高齢者にかかわる人々がネットワークを形成する地域支援の推進【長寿社会課】	○
	(2)認知症地域医療連携体制の構築	①「認知症早期発見システム」の実施【長寿社会課】	○
		②認知症ケアパスの活用【長寿社会課】	○
	(3)生活支援の充実	①地域密着型サービスの推進【長寿社会課】	○
		②成年後見制度などの普及・啓発【長寿社会課】	○
	(4)家族介護の負担軽減	①認知症カフェの実施【長寿社会課】	○
		②認知症地域支援推進員などによる相談支援【長寿社会課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

度) C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満)

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

D=基準値を下回った

指 標 名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
介護支援ボランティア登録者数	人	60	89	79	76	110	C
健康づくり地域サポーターの人数	人	360	294	278	273	410	D
通所型運動機能向上事業の利用者数＜年間＞	人	700	632	617	531	1200	D
介護保険の居宅介護サービス利用率	%	82.2	81.8	82.7	85.0	84.0	A
地域包括ケアシステム構築に係る活動件数＜年間＞	件	6,347	6,862	7,082	7,667	6,850	A
認知症サポーター養成講座の受講者数 ＜平成21年度からの累計＞	人	12,400	14,637	16,059	18,528	22,900	C
認知症早期発見に係るアプローチ数＜年間＞	人	410	442	518	576	460	A

数値目標の総括

介護支援ボランティア登録者数	従来の登録者の死亡・要介護状態等により、登録者数が減少している。今後制度周知の機会を増やし、新規登録を図る。
健康づくり地域サポーターの人数	登録者の高齢化により減少している。サポーターを対象とした研修等に取り組んでいるが、新規サポーターを獲得するため、養成方法に工夫が必要である。
通所型運動機能向上事業の利用者数 <年間>	利用者数は減少しているが、事業期間の3ヵ月終了後、委託先のスポーツクラブなど各施設の一般利用への移行や、各自で運動に取り組む習慣につながっていると考える。
介護保険の居宅介護サービス利用率	地域密着型サービスの基盤整備や総合事業の推進により居宅介護サービスの利用率が進んだ。
地域包括ケアシステム構築に係る活動件数 <年間>	各地域包括支援センターの活動件数自体は伸びている。今後少子高齢化がさらに進む中で、地域包括ケアシステム構築の中核機関として、地域包括支援センターの機能強化が必要。
認知症サポーター養成講座の受講者数 <平成21年度からの累計>	地域・学校・職場での養成講座開催により、幅広い年齢層の受講につながり、認知症への理解が広がっていると考える。
認知症早期発見に係るアプローチ数 <年間>	高齢者の来所が見込まれるイベントを活用してタッチパネル検査を実施した結果、目標を達成し、早期発見、関係機関と連携した早期対応につながることができた。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 2『ひと』がいきいき

まちづくりの
基本方向

4 障がい者(児)福祉の充実と共生社会の実現

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 障がい者(児)福祉施策の充実	(1)障がい者(児)の日常生活および社会生活の総合的支援 障がい者(児)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、委託一般相談支援事業所及び計画相談支援事業所と連携して相談支援体制を整備することができた。 (2)障がいを理由とする差別の解消の推進 障がいを理由とする差別の解消の推進に向け、広く市民に広報を行うほか、事業者の実施する研修会等に参加して啓発活動を行った。 (3)障がい者就労施設などからの物品などの調達 障がい者就労施設などからの物品の調達について、本市各部署で目標額を設定して積極的な発注に取り組み、目標額を大きく超える調達を実現し、就労意欲の向上と自立促進を図ることができた。しかし本市各部署の発注額の拡大余地は少ないと考えられるため、民間事業者の発注を拡大する方策の検討も必要である。	(1)障がい者(児)の日常生活および社会生活の総合的支援 平成31年4月に米子市基幹相談支援センターを設置し、市役所窓口での3障がいの総合的な相談、一般相談及び計画相談支援所のバックアップ、人材の育成及び地域移行の促進を図るなど、相談支援体制をさらに充実させる。 米子市手話言語条例に基づき、共生社会の実現を目指すため、手話言語に対する理解及び普及の促進等の施策に取り組む。 (2)障がいを理由とする差別の解消の推進 障がいを理由とする差別の解消の推進について、引き続き積極的に広報及び研修等による啓発活動を行う。 (3)障がい者就労施設などからの物品などの調達 障がい者就労施設における工賃の向上を図るため、引き続き積極的な優先調達の発注を行うとともに、民間事業者に対し就労施設の受託可能な業務の周知を図る。
2 障がい児支援施策の充実	(1)障がい児発達支援事業の充実 「こども総合相談窓口」を含むこども未来局を中心として、福祉保健部、教育委員会の関係部署や幼児教育・保育施設、医療機関、児童相談所等との連携による子育て世代包括支援体制を構築し、巡回相談、発達相談や個別相談等を実施して、子どもの発達、子育てや保育での不安感や困り感の解消に努めた。また、ふれあいの里とあかしゃにおいて、ペアレントトレーニングを実施し、子育てに困り感のある保護者、発達が気になる児童を育てる保護者に、児童への対応の仕方を学ぶ機会を提供した。	(1)障がい児発達支援事業の充実 平成30年度から、5歳児全員を対象とする5歳児よなごっ子健診を実施しており、保護者の発達についての不安や悩みに寄り添いながら支援につなげるとともに、小学校へのスムーズな移行を図るために、今後、「こども総合相談窓口」を中心として、福祉保健部や教育委員会の関係部署、幼児教育・保育施設、医療機関等との連携を図り、きめ細やかな相談体制をより推進していく。ペアレントトレーニングについては、講座終了後、悩み等を共有する場がないため、今後、定期的なフォローアップの機会を設け、さらなる充実を図る。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止(休止)したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 障がい者(児)福祉施策の充実	(1)障害者(児)の日常生活および社会生活の総合的支援	①総合的な相談支援の充実【障がい者支援課】 ②適切な医療サービスや医療費助成による健康支援の充実【障がい者支援課】 ③就労支援の充実による社会参加と自立の促進【障がい者支援課】 ④日常生活におけるソフト・ハードのバリアフリー化の促進【障がい者支援課】 ⑤情報提供とコミュニケーション支援の充実【障がい者支援課】 ⑥自己の意思表示の支援と尊重のための成年後見制度および権利擁護制度の活用促進【障がい者支援課】 ⑦災害時要援護者登録の推進【障がい者支援課】	○ ○ ○ ○ ○ ○ △

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 2『ひと』がいきいき

まちづくりの 基本方向

5 地域における福祉活動の推進

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 地域福祉活動の推進	(1)地域における福祉活動の組織化・活性化 地域住民主体の地域福祉活動を計画的に推進していくため、地区版地域福祉活動計画の策定支援を行い、平成28年度から現在までに2地区で計画策定が完了した。現在さらに1地区で計画策定中である。 また、住民の防災意識の高まりを受け、本市からの補助金を活用した支え愛マップの作成の支援を行った。支え愛マップの作成を通じて、地域住民同士で災害時の避難経路を確認し、高齢者、障がい者等の避難支援のあり方について話し合う機会が提供された。 地区版地域福祉活動計画や支え愛マップの完成後、住民の活動の実践や継続につながらない地区もあるので、今後はフォローアップ体制を整えることが必要である。 (2)住民意識の高揚 米子市社会福祉協議会に配置された地域福祉コーディネーターを通じて、地域における支え合いの仕組みづくりに向けた住民向けの研修を実施するなど、啓発活動を行った。	(1)(2) 現在策定中の「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中で、誰もがが地域の中で安心して暮らし、活躍することができる社会を目指し、地域の多様な主体がつながり、協働していく体制を構築することとしており、今後はこの方針に基づき、地域福祉の基盤づくりに取り組む。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
△施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 地域福祉活動の推進	(1)地域における福祉活動の組織化・活性化	①地区版地域福祉活動計画策定の推進【福祉政策課】	○
		②住民の支え合いマップづくりの普及【福祉政策課】	○
	(2)住民意識の高揚	①地域福祉に関する啓発活動の推進【福祉政策課】	○
		②地域福祉に関する情報の提供【福祉政策課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

- (達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した(80%以上)
C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満) D=基準値を下回った

[illegible]

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 3『こころ』がいきいき

まちづくりの 基本方向

1 豊かな心を育む学校教育の推進

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
小・中 学 校 教 育 の 充 実	(1)心の教育の推進 「ふるさと米子の先人に学ぶ郷土資料集」を活用し、郷土愛を育む学びの充実を図ったほか、小中一貫教育の一環として、ボランティア活動や体験活動の活性化を図り、思いやりの心や奉仕の態度の実践力の育成に努めた。	(1)心の教育の推進 道徳の教科科に伴う道徳教育の質的変換、郷土愛を育む教育の体系化など取組の強化を図る。
	(2)人権教育の充実 自他の人権を大切にする実践力を育む教育を推進しているものの、自尊感情の低さに課題がある生徒も見られる。	(2)人権教育の充実 自尊感情を高める指導の充実を図るとともに、多様性を受容できる人権感覚を養う教育を推進する。
	(3)生徒指導の充実 関係機関との連携を緊密にし、多様化・深刻化する子どもの問題行動やいじめ、不登校などの問題に対し、個別具体的にに応じた生徒指導体制が確立できつつある。	(3)生徒指導の充実 生徒指導上の問題の多様化・複雑化に対応すべく、ケース会議の充実等、さらなる機関連携を図る。
	(4)キャリア教育の充実 小中一貫教育の充実を図る中で、自立した社会人としての社会参画に向けてキャリア教育（自分の適性や働く意義についての学習）を推進することができた。	(4)キャリア教育の充実 地域の企業や働く人々などに焦点を当てた教育を取り入れるなど、ふるさと教育との関連性を図る。
	(5)環境教育の充実 総合的な学習の時間を活用して、それぞれの地域の実態に応じた環境教育を推進し、環境への理解を深め、環境づくりのために配慮した行動をとれる実践力の育成を図った。	(5)環境教育の充実 引き続き、環境教育の充実を図るとともに、必要に応じて教育課程の体系化を図る。
	(6)学力の向上を図る学びの充実 小学校算数授業力向上講座の実施（年6回程度）や県教育委員会と連携して、西部地区小学校算数単元到達度評価問題を小学校4年生以上で毎月実施し、教師の授業力向上や子どもたちの学力向上を図る取組を推進している。いかに取組を徹底し、特に小学校算数における目に見える結果につなげていけるかが課題である。	(6)学力の向上を図る学びの充実 全国学力・学習状況調査における小学校算数の結果について、まずは参考値（全国平均正答率）を上回ることを目指す。そのために、これまでの施策を引き続き継続し、取組の徹底を図る。
	(7)特別支援教育の充実 特別支援教育の充実に向けた施策として、米子市内に配置している通級指導教室の増設に加え、一部「巡回方式」を導入することにより、市内の広範囲にわたり通級指導を受けられる体制が整いつつある。 また、幼保小連携を強化するために、幼保小合同情報交換会や各種シートによる情報共有を目的とした施策を推進した結果、就学前段階からの切れ目のない支援体制の構築を図った。	(7)特別支援教育の充実 通級加配の増員を引き続き県に求めるとともに、市内全域にわたって等しく通級指導を受ける機会を保障するために、ハード・ソフトの両面から整備する。また、年長児が小学校に体験入学するオープンスクールを市内の全小学校で実施するとともに、幼保小連携の各取組のブラッシュアップを図り、持続可能な体制づくりに努める。
	(8)外国語活動・英語教育の充実 ALTや外国語活動支援員（地域人材）を活用して、外国語活動・英語教育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成、諸外国の多様な生活文化を理解し尊重する態度の育成を図った。	(8)外国語活動・英語教育の充実 新教育課程に基づき完全実施に向けて、小学校5・6年生の外国語科、3・4年生の外国語活動の充実を図る。

1 小・中 学校 教育 の 充 実	(9)図書館教育の充実 学校図書館ネットワークを活用した図書館教育の充実や、地域図書ボランティアを活用した朝読書の充実を図った。	(9)図書館教育の充実 学校司書と司書教諭の連携を深め、より効果が上がるよう研修の充実を図り、より良い指導方法を研究、実践する。
	(10)情報教育の充実 情報モラル教育については指導の充実に努めているところであるが、問題が多様化しており、対応が困難になってきている。	(10)情報教育の充実 多様化する事例・実態に対応した指導の推進とカリキュラムの体系化を図る。
	(11)体力・運動能力の向上を図る取組の充実 体力・運動能力の向上については、発達段階に応じた適切な運動を行ったり、運動能力を高めたりするための指導方法の工夫改善を図るなど、個別具体的な施策等の支援を行ってきたものの、児童生徒の抜本的な体力・運動能力の改善には至っていない。	(11)体力・運動能力の向上を図る取組の充実 生徒児童の運動能力の改善を図るためには、抜本的な見直しが必要があり、施策の検討をすすめる。
	(12)健康教育の充実 児童生徒の健康については、定期健康診断によって疾病の予防と早期発見に努めた。	(12)健康教育の充実 う歯率を低下させるため、虫歯予防に係る各種施策を推進する。
	(13)いのちの教育の充実 地域人材も活用しながら、喫煙、飲酒、薬物乱用、メディア依存などに関する学習の充実を図った。	(13)いのちの教育の充実 生徒児童のメディア接触時間は増加傾向にあり、健康を害する状況に陥らないための思考力、判断力を身につけるため、メディア依存に関する指導方法の充実を図る。
2 学 校 施 設 の 整 備 ・ 充 実	(14)安全教育の充実 災害から身を守るための教育的施策として、災害のより具体的場面を想定した避難訓練を実施及び防災教育を実施した。 より地域や子どもたちの実情・実態に即したものにするための分析や、市内の学校への横展開が課題である。	(14)安全教育の充実 地域と一体となった防災訓練を模索するとともに、より具体的・実践的な防災教育を行うように、市内小・中学校の実践の横展開（実践の拡散・情報共有）を図る。
	(1)学校施設の耐震化事業の推進 学校施設の耐震化事業の推進については、平成28年度末に全ての小中特別支援学校の構造体の耐震化が完了し、非構造部材の耐震化にむけ緊急性の高い武道場吊り天井の落下防止対策を平成29年度末に完了した。	(1)学校施設の耐震化事業の推進 地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所としての役割を果たすため、引き続き非構造部材の耐震化に努める。
3 学 校 給 食 の 充 実	(2)学校施設の老朽化対策の推進 学校施設の老朽化対策の推進については、老朽化が進行している学校施設の長寿命化やライフラインの更新等を行い、児童生徒の安全安心を確保し、教育環境の改善及び施設の長寿命化を図る改修を年次的に行ってきたが、建築時期が集中している学校施設の老朽化対策を推進するにあたり、計画を策定する必要がある。 また、学校施設整備（改修）については、児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、及び施設を維持する上で必要なもの等の整備（改修）を優先的に行った。	(2)学校施設の老朽化対策の推進 個別施設計画策定に向けて、計画策定の基礎となる建物情報を整理し、老朽化状況を反映した今後の維持・更新コストの算出及び直近の整備計画の策定等を行う。 また、施設の維持管理については、老朽化により改修、修繕が必要となる箇所も増えているのが現状のため、児童生徒の安全に関わるもの、授業に影響を及ぼすものを最優先とし、対応するとともに、野外遊具の整備に努める。
	(1)安全で安心な学校給食の安定供給 学校給食の安定供給のために、各種点検やアンケート等を行い、安全・安心な学校給食が提供されるとともに調理業務が適切かつ円滑に実施されていることを確認した。またアンケート結果を受け、調理の方法や主食の量を変更し給食の改善に努めた。 課題としては、弓ヶ浜共同調理場及び尚徳共同調理場において「学校給食衛生管理基準」に定められている「調理場は、換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80%」に保てるように施設を改修する必要がある。	(1)安全で安心な学校給食の安定供給 学校給食の安定供給については、引き続き、安全で安心な学校給食の提供に努めるとともに、HACCP（危害要因分析重要管理点）に基づき共同調理場の施設及び設備、食品の取り扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある共同調理場の温度環境の改善を図るための検討を行う。また、今後もアレルギー対応食の確実な提供の実施に努める。

3 学 校 給 食 の 充 実	(2)学校給食における食育野推進 食育については、新たな取り組みとして「いきいきこめっこプロジェクト」を開始した。毎月19日の食育の日を「いきいきこめっこデー」と名付け、地元食材を取り入れた献立を実施したり、毎月の市報に給食レシピの掲載を行ったりするなど、児童生徒や保護者の、給食や食に対する興味・関心を高めることが出来た。 課題としては、教職員の食育、給食への理解を高めることや、家庭との連携方法について検討が必要である。	(2)学校給食における食育野推進 引き続き「いきいきこめっこプロジェクト」事業を実施する。また、学校との連携に努め、栄養教諭や学校栄養職員の所属していない学校でも、すべての学校で同じレベルで食育を推進する。
	(3)地産地消の推進 地産地消については、いきいきこめっこプロジェクトの一環として、児童生徒に地元食材を使った献立を募集し全国学校給食週間に提供することにより、ふるさとの魅力を知り、郷土愛を育む取組を行った。また、献立を見直したり、業者への働きかけを行ったりすることで、地元野菜を旬の時期に食材として使用するよう努めた。	(3)地産地消の推進 地産地消については、引き続き子どもたちがふるさとの魅力を知り、郷土愛を育めるような取組を行う。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 小・中学校教育の充実	(1)心の教育の推進	①道徳教育の充実【学校教育課】	○
		②郷土愛を育む学びの充実【学校教育課】	○
		③ボランティア活動や体験活動の実施【学校教育課】	○
	(2)人権教育の充実	①自尊感情を高める指導の充実【学校教育課】	○
		②豊かな人権感覚と実践的な態度の育成【学校教育課】	○
	(3)生徒指導の充実	①校内指導体制・教育相談活動の充実【学校教育課】	○
		②関係機関との連携【学校教育課】	○
	(4)キャリア教育の充実	①小中学校9年間の指導計画に基づいた系統的な指導【学校教育課】	○
		②職場体験学習の実施【学校教育課】	○
	(5)環境教育の充実	①総合的な学習の時間における学習の充実【学校教育課】	○
		②ボランティア活動や体験活動の実施【学校教育課】	○
	(6)学力の向上を図る学びの充実	①基礎的・基本的な学力の定着【学校教育課】	○
		②思考力・判断力・表現力を育てる教育の充実【学校教育課】	○
	(7)特別支援教育の充実	①ユニバーサルデザインの授業づくりの充実【学校教育課】	○
		②特別支援教育を推進するための環境整備【教育総務課】	○
	(8)外国語活動・英語教育の充実	①英語指導助手(ALT)や地域人材の活用【学校教育課】	○
	(9)図書館教育の充実	①学校図書館ネットワークを活用した図書館教育の推進【学校教育課】	○
		②地域読書ボランティアを活用した朝読書の充実【学校教育課】	○
	(10)情報教育の充実	①I C T 機器や情報通信ネットワークを積極的に活用した授業実践【教育総務課】	○
		②情報モラルに関する指導の充実【学校教育課】	○
	(11)体力・運動能力の向上を図る取組の充実	①指導方法の工夫改善による児童生徒の体力・運動能力の向上【学校教育課】	○
		②豊かなスポーツライフの実現へ向けた意欲と実践力の育成【学校教育課】	○
2 学校施設の整備・充実	(12)健康教育の充実	①定期健康診断による疾病の予防と早期発見【学校教育課】	○
		②基本的な生活習慣や食生活の形成【学校教育課】【学校給食課】	○
	(13)いのちの教育の充実	①喫煙、飲酒、薬物乱用、メディア依存などに関する学習の推進【学校教育課】	○
		②自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成【学校教育課】	○
	(14)安全教育の充実	①危険な要因の理解や危険を予測する力の育成【学校教育課】	○
		②災害から身を守るための態度や実践力の育成【学校教育課】	○
	(1)学校設備の耐震化事業の推進	①学校施設の耐震改修【教育総務課】	○
	(2)学校施設の老朽化対策の推進	①学校施設の大規模改修【教育総務課】	○
		②屋外遊具の整備【教育総務課】	○
		③学校施設の改修、改善【教育総務課】	○

3 学校給食の充実	(1)安全で安心な学校給食の安全供給	①調理事業者との定期連絡会の実施と調理場の衛生管理などの定期検査の実施【学校給食課】	○
		②安全で安心な学校給食をめざした学校給食運営委員会の開催【学校給食課】	○
		③食物アレルギー対応の適正な実施【学校給食課】	○
		④児童生徒および教職員を対象にした学校給食にかかるアンケートの実施【学校給食課】	○
	(2)学校における食育の推進	①栄養教諭などにおける給食時間の学校訪問【学校給食課】	○
		②栄養教諭などによるチーム・ティーチング授業への参画【学校給食課】	○
		③試食会などを利用した保護者への講演【学校給食課】	○
		④給食だよりの配布【学校給食課】	○
	(3)地産地消の推進	①生産者と児童生徒の交流の実施【学校給食課】	○
		②鳥取県やＪＡと食材の生産・流通などについての情報交換の実施と地産地消の推進【学校給食課】	○
		③郷土料理や行事食、児童生徒から募集した地元食材を利用した献立の提供【学校給食課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

度) C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 3『こころ』がいいきき

まちづくりの

2 青少年の健全育成

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 青少年の育成支援	(1)体験・交流活動の実施 児童文化センターにおいて、新たに電子顕微鏡事業(写真展、夏休み観測会等)を「電子顕微鏡のまち・米子市」推進協力会と協力して実施した。 また、星取県に関わる事業(大会・観測会)の実施に協力するとともにプラネタリウムで特別放映を行いPRを行った。	(1)体験・交流活動の実施 プラネタリウムのリニューアルにあわせ、児童文化センターの事業の充実を図る。また、電子顕微鏡を身近なものと感じてもらえるように、「電子顕微鏡のまち・米子市」推進協力会と協力して普及に努める。
	(2)国際的視野・感覚をもつ青少年の育成 国際交流員が小学校へ出向き自国の文化等について講座を行うことで異文化への理解を深めたほか、学校を通じて国際交流フェスティバルへの参加を呼びかけ、様々な国の文化に触れる機会を提供した。	(2)国際的視野・感覚をもつ青少年の育成 引き続き国際交流員による小学校出張講座を実施するなど異文化への理解を深める取組を推進する。 また、将来のまちづくりの担い手として、国際的な視野と感覚を備えた青少年の育成を図るため、高校生を対象とした友好都市・中国保定市への海外派遣研修を令和元年度から実施する。
	(3)各種青少年団体の育成・活動支援 米子市子ども会連合会の事務局を担い、運営委員会、地区会長会、育成者研修会等の、連絡調整、助言など側面的支援を行うことで、子ども会活動の活発化に努めた。	(3)各種青少年団体の育成・活動支援 事務局として、米子市子ども会連合会の活動を支援し、子ども会活動の一層の活発化を図るとともに、子ども会のPRを行い、新規加入の促進に努める。
2 青少年の非行・被害防止	(1)青少年の非行防止活動の推進 毎週2回、市内の小・中・高校の教諭と少年育成センター職員と合同で街頭指導を実施するほか、月2回の合同指導日を設けて、米子警察署、西部少年サポートセンターとともに、より効果的な街頭指導を実施している。	(1)青少年の非行防止活動の推進 小中学校生徒指導連絡協議会、中学校生徒指導部会、西部高校指導部連盟理事会、米子警察署、西部サポートセンター、米子児童相談所及び県教育委員会、市教育委員会と連携して街頭指導を実施する。
	(2)青少年の被害防止活動の推進 少年育成センターが市内の小学校を通じて「こどもかけこみ110番」の設置を進めているところであるが、設置後の管理等を検討する必要がある。	(2)青少年の被害防止活動の推進 事業実施方法について、防災担当課及び米子警察署等と再検討する。
	(3)少年指導委員および少年育成センターの活動の推進 少年指導委員の情報交換及び研修の場として、毎月1回少年指導委員代表者会を実施している。この会議には警察関係、学校関係、教育委員会の各機関が参加しており、より強力な連携を図ることで、青少年の健全育成活動を行っている。	(3)少年指導委員および少年育成センターの活動の推進 関係機関と緊密な連携をとり、犯罪被害から児童を守ることと、児童の健全育成に努める。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止(休止)したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 青少年の育成支援	(1)体験・交流活動の実施	①児童文化センターでの事業、体験・交流活動の実施【子育て支援課】	○
		②子ども会での体験・交流活動の実施【子育て支援課】	○
	(2)国際的視野・感覚をもつ青少年の育成	①国際交流体験事業の実施【子育て支援課】	○
		②青年海外協力隊活動への支援【子育て支援課】【生涯学習課】	○
	(3)各種青少年団体の育成・活動支援	①米子市子ども会連合会の活動支援【子育て支援課】	○
		②青少年育成米子市民会議の活動支援【子育て支援課】	○
		③青少年に関係するボランティア団体の活動支援【子育て支援課】	○

2 青少年の非行・被害防止	(1)青少年の非行防止活動の推進	①少年育成センターを中心とした青少年非行防止活動の推進【子育て支援課】	○
		②少年指導委員による巡回・指導・声かけ活動の実施【子育て支援課】	○
		③非行防止のための児童・生徒、家庭、地域社会への啓発の充実【子育て支援課】	○
		④インターネットの不適切な利用を防止するための家庭内ルールづくりの啓発【子育て支援課】	○
	(2)青少年の被害防止活動の推進	①少年育成センターを中心とした青少年被害防止活動の推進【子育て支援課】	○
		②少年指導委員による巡回・指導・声かけによる青少年の被害防止【子育て支援課】	○
		③被害防止のための児童・生徒、家庭、地域社会への啓発の充実【子育て支援課】	○
	(3)少年指導委員および少年育成センターの活動の推進	①少年指導委員の意識高揚および指導技術向上のための研修の充実【子育て支援課】	○
②少年指導委員の活動促進のための情報交換会の開催【子育て支援課】		○	

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A =目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

度) C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 3『こころ』がいいき

まちづくりの 3 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 芸術文化活動の推進	(1)優れた芸術文化を鑑賞できる機会の充実 美術館やホール各館で実施する自主事業等を計画どおり実施した。また、民間との連携などによる賑わい創出事業なども実施しており、文化振興はもとより地域振興の一端を担っている。	(1)優れた芸術文化を鑑賞できる機会の充実 自主事業を引き続き実施するとともに、賑わい創出事業などについては、民間団体が持つ知見を活用し、内容、対象、開催時期、開催場所等について工夫する。
	(2)多数の市民が参加できる芸術文化の発表機会の提供 米子美術展覧会、鳥取美術展覧会、米子市音楽祭、米子市秋の文化祭の実施により、芸術文化の様々な分野での市民参加が得られ、発表の場として、また鑑賞の場として活用された。 今後は、発表や鑑賞だけでなく、企画運営にも市民に参画してもらうための仕組みをつくる必要がある。	(2)多数の市民が参加できる芸術文化の発表機会の提供 引き続き、市民の芸術文化活動の発表の場を提供するとともに、実行委員会等の仕組みを通じて企画・運営などにも積極的に関わっていただくことによって、市民の芸術文化活動の活性化を図る。
	(3)さまざまな芸術文化に関する普及活動・情報提供の推進 米子市文化奨励賞の贈呈、文化活動団体等の発表会、公演事業の後援および広報などを行うことによって、文化活動の取組に対する市民のモチベーションの向上が図られた。また、文化活動に対する支援・助成に関する情報や各種イベント等の情報提供を行うことにより、市民のニーズに円滑に対応できた。	(3)さまざまな芸術文化に関する普及活動・情報提供の推進 引き続き、市民の文化活動の取組が円滑に行われ、芸術文化への関心が高まるよう、環境づくりに努める。
	(4)文化施設の改修・整備 各文化施設の老朽化が進行しており、対症療法的な修繕工事に対応しているが、文化ホール及び淀江文化センターは、抜本的な改修工事が必要な状況である。	(4)文化施設の改修・整備 特に文化ホールの改修・整備が喫緊の課題であり、大規模改修に向けて、個別施設計画を策定する。淀江文化センターについても改修の在り方を検討する。
2 文化財の保護と活用	(1)(2)文化財の保護の充実・活用の推進 国、県、市の指定文化財等の保存、活用等は全体的には概ね計画どおりに進展したが、未指定文化財等の保護、調査研究は、必ずしも十分に対応できていない点もある。 米子城跡の整備は、平成29年度に保存活用計画を、平成30年度に整備基本計画を策定し、今後の整備の方向性を示した。あわせて、「米子城 魅せる！プロジェクト」等による魅力発信も計画どおり実施し、米子城跡及び城下町に対する市民の理解が深まり、市内外からの訪問客も増加していることを実感できる。 伯耆古代の丘の整備は、破損個所の修繕等の対症療法的な対応は行ったが、新たな発掘調査、保存、整備には至っていない。 淀江町誌は、計画どおり平成28年度に「続淀江町誌」として刊行した。 山陰歴史館の整備は、プロジェクトチームを設置して検討を進めてきたが、集客機能の付加、民間活力によるリノベーション等様々な検討課題が生じたため、整備構想をまとめるに至っていない。 文化財は、史跡から無形文化財等広範にわたるものであり、経年劣化が進行しているものなどもある中で、適切に保護、活用を図るためには費用面及び体制面で十分に整備を図る必要がある。	(1)(2)文化財の保護の充実・活用の推進 米子城跡の整備は、本計画に基づき整備工事を推進するとともに、「米子城 魅せる！プロジェクト」等による魅力発信も実施し、米子城跡と城下町の一体的な活用により観光素材としてブラッシュアップを図る。 山陰歴史館の整備は、市文化財保護審議会の意見も伺いながら造作可能な範囲等を定め、民間活力によるリノベーション等による施設機能の見直しを検討する。 伯耆古代の丘の整備をはじめ文化財の保護、活用及び調査・研究等は、中・長期的な視点で、人員配置等の体制整備と計画的な整備工事の着実な推進を図る。

○施策の実施により成果があがったもの
△施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

[illegible]

市民等による芸術文化の発表の場となる主な事業への参加団体数	米子市音楽祭は、実行委員会で、音楽祭活性化を図るための企画運営の検討を行い、秋の文化祭は、共催者である米子市文化協議会と連携して周知に努めた。その結果、参加団体数の増加につながった。
米子市ホームページ「文化の窓」に掲載する団体数 ＜平成２５年度からの累計＞	「文化の窓」掲載の申請方法を、より申請しやすい様式に改め、また、文化協議会を通して周知を行ったところ、掲載団体の増加につながった。
指定文化財および登録文化財件数	指定、登録を行う文化財を選出するために調査・研究などを行ったが、指定根拠等の確認に時間を要することから指定、登録には至っていない。
歴史関係施設の年間利用者数	歴史関係施設の企画展示は、興味を引く内容が多かったことから来館者（延べ人数）が増加した。各施設の特色をいかした関連事業の参加者も前年に比べ増加したことで、目標値を大きく上回った。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 3『こころ』がいいきき

まちづくりの
基本方向

4 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 生涯 学習 活動 の 推 進	(1)学習機会の提供・生涯学習に関する情報の提供と相談機能の充実 学習機会の提供として、生涯学習課が開催する「よなご人生大学」及び「米子アカデミー」や各公民館が開催する「公民館大学」を実施した。 生涯学習に関する情報の提供と相談機能の充実として、生涯学習情報を掲載した「まなびの情報誌」の発行、公民館で行う学習講座をデータ化することにより、問い合わせ等に的確に対応した。 (2)市民の主体的・自主的なコミュニティ活動などの支援 市民の主体的・自主的なコミュニティ活動などの支援として、広報活動、社会教育講座、体育文化行事、ひとづくり・まちづくり推進事業など、地区の特色を生かした活動を支援した。 公民館開催事業への参加者が固定化・高齢化していることから、公民館利用者が年々減少している。 (3)図書館の利用促進 多様な市民ニーズに応えるため、図書資料を充実するとともに、図書館ホームページや図書館だよりを活用しながら、図書館利用に係る広報を進めることで利用促進を図った。 また、併せて市内小学校への図書の長期貸出等を実施した結果、貸出冊数はH30年度は668千冊を超えた。 (4)生涯学習施設の整備 加茂公民館の移転整備を着実に推進するとともに、公民館を安心して使用できるよう、必要な修繕などを行ったが、明道公民館については、具体的な整備計画の決定に至っていない。	(1)学習機会の提供・生涯学習に関する情報の提供と相談機能の充実 講座の企画立案に資する情報の収集に心がけるとともに、相談機能について周知に努める。 (2)市民の主体的・自主的なコミュニティ活動などの支援 引き続き、住民のニーズを意識した事業内容を検討するよう公民館職員研修会等で指導するとともに公民館ブロック会議での情報交換の活発化を図る。また、貸館制度について、PRに努め、公民館の利用者増を目指す。 (3)図書館の利用促進 引き続き現状の取組を継続しつつ、更なる図書の充実を図る。 (4)生涯学習施設の整備 明道公民館について、既存の公共施設のあり方を注視しながら、住民意見を集約し、整備方針を決定する。
2 ス ポ ー ツ 活 動 の 推 進	(1)子どものスポーツ活動の推進 陸上、ミニバスケットボールなどの少年スポーツ教室、野球、バレーなどの小学生スポーツ大会、親子体力づくり大会などの各種の取組を計画通り行うことができた。 今後も子どものスポーツ活動の機会を提供するとともに、参加者数の維持、増加を目指す必要がある。 (2)生涯スポーツ活動の推進 レガッタ等の市が主催する大会、バドミントン、ソフトボールなどの市民体育祭を計画通り実施できた。また、スポーツ推進委員協議会と協力し、ニュースポーツ講習会をバウンスボール、ボッチャなどの種目で実施した。 今後は、上記の取組を障がい者を対象とするものについても広げる必要がある。	(1)子どものスポーツ活動の推進 少年スポーツ教室、小学生スポーツ大会の参加者は、10,000～12,000人程度で推移しており、横ばいまたは増加傾向にあることから、引き続き、子どものスポーツ活動の機会の充実を図り、運動習慣の定着と体力の充実に努める。 (2)生涯スポーツ活動の推進 市主催大会、市民体育祭の参加者は3,000人程度で最近では横ばい傾向にあることから、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。 あわせて、スポーツ実施率の低い障がい者のスポーツ活動の向上を推進する。

2 ス ポ ー ツ 活 動 の 推 進	(3)関係者団体との連携による競技力の向上 鳥取県サッカー協会と協力し、小学生を対象とした競技力向上事業を行った。また、競技団体と協力して、女子サッカーチーム、パラ陸上の練習環境を確保するなどの取組を行った。 また、米子市体育協会事業として体育表彰事業、小学生への奨励金交付を計画通り行った。 今後も競技力の向上のために、競技環境の整備等の支援を行う必要がある。	(3)関係者団体との連携による競技力の向上 各競技団体と協力し、練習場所の確保や設備を充実するなど、選手が競技に打ち込める環境を整え、競技力の向上を図る。 また、競技力を向上させる動機付けとなるよう、引き続き優秀な成績を収めた選手への表彰、奨励金の交付を行う。
	(4)スポーツ施設などの整備 住吉体育館の改築、東山陸上競技場、東山庭球場の改修などを行った。また耐震化が未実施の市民体育館については、県など関係機関と協議を行い、県、市で協力して新たな施設を建設する可能性を模索するなど、方向性を検討したが、まだ決定に至っていない。	(4)スポーツ施設などの整備 老朽化や、時代のニーズに合わなくなった施設について公共施設等総合管理計画を勘案した上で改修を進める。 市民体育館については、関係機関と協議の上、整備方針を決定する。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 生涯学習活動の推進	(1)学習機会の提供・生涯学習に関する情報の提供と相談機能の充実	①人生大学、公民館大学・社会教育講座、アカデミーなどの多様な学習機会の提供【生涯学習課】	○
		②文化・生涯学習ネットや公民館ホームページの充実【生涯学習課】	○
		③生涯学習に関する相談機能の充実【生涯学習課】	○
	(2)市民の主体的・自主的なコミュニティ活動などの支援	①公民館の利用に関する広報・PRの実施【生涯学習課】	○
		②地域住民の主体的・自主的な活動への支援【生涯学習課】	○
	(3)図書館の利用促進	①図書資料の充実【生涯学習課】	○
		②子ども読書活動の推進【生涯学習課】	○
		③講演会などの実施による利用者拡大【生涯学習課】	○
		④広報活動の充実【生涯学習課】	○
	(4)生涯学習施設の整備	①明道公民館の整備【生涯学習課】	△
2 スポーツ活動の推進	(1)子どものスポーツ活動の推進	①親子体力づくり大会の開催【スポーツ振興課】	○
		②少年スポーツ教室の開催【スポーツ振興課】	○
		③小学生を対象とする各種大会の開催【スポーツ振興課】	○
		④乳幼児からの子どもの運動能力向上【スポーツ振興課】	○
	(2)生涯スポーツ活動の推進	①各種スポーツ大会の開催【スポーツ振興課】	○
		②ニュースポーツ講習会などの開催【スポーツ振興課】	○
	(3)関係者団体との連携による競技力の向上	①スポーツ団体などとの連携強化【スポーツ振興課】	○
		②体育表彰事業【スポーツ振興課】	○
		③小学生全国大会出場奨励金交付事業【スポーツ振興課】	○
	(4)スポーツ施設などの整備	①市民体育館の耐震診断に基づく整備【スポーツ振興課】	△
		②地区体育館の耐震化【スポーツ振興課】	○
		③東山陸上競技場の改修【スポーツ振興課】	○
		④東山庭球場の改修【スポーツ振興課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した（80%以上）
 C=進捗しているが引き続き取組が必要（80%未満） D=基準値を下回った

指 標 名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
公民館の年間利用者数	人	360,968	331,012	322,917	318,302	370,000	D
図書館の年間個人貸出冊数	冊	621,000	640,544	654,178	668,091	640,000	A
小学生大会の年間参加者数	人	1,006	1,015	1,028	446	1,400	D
各種スポーツ大会の年間参加者数	人	1,108	1,579	1,597	1,623	1,200	A

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 3『こころ』がいいきき

まちづくりの基本方向 5 互いの人権を尊重しあう社会の実現

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 社会における人権啓発の推進	(1)社会における人権啓発 平成29年度に実施した市民意識調査の結果をみると、講演会等の開催や講師派遣、人権教育地域懇談会の開催等により、人権啓発や教育に一定の成果があったと考えられる。しかしながら、依然として差別が現存していること、更には、社会情勢等の変化とともに人権課題の多様化や新しい課題に対応するため、引き続き、人権啓発を推進する必要がある。 人権相談は、人権擁護委員による人権相談を開催するとともに、ホームページにおいて、人権相談窓口一覧を掲載したページを開設した。 また、拉致問題の解決に向け国県へ要望を行うとともに、早期解決の機運を高めるため、市民への啓発活動を実施した。 さらに帰国時の拉致被害者等の支援体制づくりのため、県及び関係機関と共同で共通マニュアルを策定した。	(1)社会における人権啓発 講演会や人権研修、人権教育地域懇談会等の開催にあたっては、地域・企業等と十分に打合せを行い、社会情勢に則したテーマを選定するとともに、ワークショップ等の参加しやすい開催形態を実施し、参加者の増加を目指す。 人権相談は、引き続き、人権擁護委員による人権相談を開催するとともに、関係機関と密接な連携を図り、相談体制の充実に努めるとともに職員の相談スキルの向上に努める。 また、拉致問題の解決に向けた取組は、引き続き、市民への啓発と国や県へ要望、そして、「拉致被害者等の帰国時支援体制共通マニュアル」の定期的な見直しと、関係機関と連携したシミュレーション等を行う。
2 学校における人権教育の推進	(1)豊かな人間関係を築く取組と人権教育を推進する体制づくり 「米子市中学校区人権教育発表会」「米子市人権・同和教育研究集会」において、校区児童生徒の実態を意識した特色ある授業公開・実践発表が行われた。市内小中学校の人権教育推進に大きな役割を果たしている。 (2)人権課題に対する人権教育の推進 LGBTやメディアの問題等、新たな人権課題についての学習について取り組んだ。	(1)豊かな人間関係を築く取組と人権教育を推進する体制づくり 近年は、保育園やPTAも含めて校区が一体となった実践が行われつつある。今後も、人権教育を通して地域全体で子どもを育てる教育の充実に図るよう、取組の重点として意識づけたい。 (2)人権課題に対する人権教育の推進 同和問題学習について、これまで取り組んできた学習の検証や、新しい学習の在り方の検討に取り組む。
3 同和対策の推進	(1)差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進 学校における人権学習や、講演会、企業・職場の人権研修、地域での人権教育地域懇談会において、同和問題を取り上げ差別意識解消に向けた教育・啓発を推進した。市民の人権意識が高まってきているものの、市民意識調査の結果からも依然として忌避意識が現存していることから、引き続き、人権教育・啓発を推進する必要がある。 (2)同和地区関係者を取り巻く課題の解決にむけた施策の推進 隣保館・地区会館事業による各種講座や教室、講習会の開催、地区外との交流会を開催するとともに、人権相談をはじめ、生活上の各種相談を実施するなど、地域住民の福祉の向上と同和問題をはじめとした人権課題の解決を図った。その他にも、同和地区における小・中学生学習会や絵本の読み聞かせ教室等を定期的に開催し、差別に負けない力を育んだ。また、インターネット上の差別事象に対して、ネットモニタリング・ネットワークに参加し、県などと連携して削除要請を行うなど、差別事象への対応を行った。	(1)差別意識の解消に向けた教育、啓発の推進 平成28年に施行された部落差別解消推進法の趣旨に基づき、引き続き、残された課題の解消に向けた人権教育・啓発を推進する。 (2)同和地区関係者を取り巻く課題の解決にむけた施策の推進 同和地区関係者をとりまく課題の解決に向け、隣保館や地区会館の運営事業として各種講座や地区外との交流会等の開催、小・中学生学習会や絵本の読み聞かせ教室等を定期的に開催するとともに、人権相談や生活一般の相談体制の充実に図る。 また、差別事象が発生した場合は、本市の差別事象対応マニュアルに従い、迅速かつ適切に対応する。

○施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

◆数値目標の進捗状況と総括

B=概ね目標値を達成した（80%以上）
D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 3『こころ』がいきいき

まちづくりの 基本方向

6 男女がともに輝く社会の実現

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 男女共同参画の推進	(1)総合的・計画的な男女共同参画施策の推進 平成30年3月に第3次米子市男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めた。 なお、女性の意思決定過程への参画については、市の審議会等への参画率において上昇がみられず、目標から大きく下回ったため、継続して女性登用への努力が必要である。	(1)総合的・計画的な男女共同参画施策の推進 第3次男女共同参画推進計画（終期令和4年度）に基づいた施策の進行管理を継続するとともに、総合的な進捗状況を見極め、第4次改訂により施策の推進を図る。 また、女性人材バンクの充実に向け、登録者の増と研修による資質の向上を図ると同時に、市審議会等委員選任基準の遵守に努め、女性の意思決定過程への参画を推進する。
	(2)男女共同参画意識の普及啓発 男女共同参画講座の開催、ワークライフバランスに係る市報への連載等により、市民の意識に一定の浸透をみたと考えられる。	(2)男女共同参画意識の普及啓発 実際の男性育児休業取得やワークライフバランスの実践等に繋がるよう、引き続き、啓発方法の工夫や魅力ある内容の選定を行い、啓発効果を高めて市民意識の向上を図る。
	(3)男女共同参画社会実現のための環境整備 男女共同参画の推進拠点であるセンターの充実にむけ、連絡会やかぶりあ祭の実施を通して登録団体同士のネットワークの形成を図った。 また、女性を取り巻く様々な問題に対しては、婦人相談員を配置し、関係機関と連携して対応した。	(3)男女共同参画社会実現のための環境整備 登録団体ネットワークの更なる推進を図り、また、広く市民が利用することにより、センターが男女共同参画の拠点としての機能を果たすよう環境整備に努める。 なお、女性を助成を取り巻く様々な問題に関しては、多様化する相談内容に対応するため、相談員のスキルアップをはかりながら、一層関係機関との連携に努めるとともに、DV予防の啓発を進める。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 男女共同参画の推進	(1)総合的、計画的な男女共同参画施策の推進	①男女共同参画推進計画の進行管理【男女共同参画推進課】	○
		②市の審議会、委員会などでの女性の登用推進【職員課】	△
		③女性人材バンクの活用【男女共同参画推進課】	○
	(2)男女共同参画意識の普及啓発	①男女共同参画に関する各種講座などの開催【男女共同参画推進課】	○
		②ワーク・ライフ・バランスの啓発【男女共同参画推進課】	○
	(3)男女共同参画社会実現のための環境整備	①DV被害者などの相談体制の充実【こども相談課】	○
		②男女共同参画センターの充実【男女共同参画推進課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

- (達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した（80%以上）
 C=進捗しているが引き続き取組が必要（80%未満） D=基準値を下回った

指標名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
審議会等委員に占める女性の割合	%	32.0	30.1	29.9	28.0	40.0	D
啓発講座参加率	%	76.9	114.6	83.3	80.5	100	C
かぶりあ祭参加人数	人	450	500	400	500	500	A

数値目標の総括	
審議会等委員に占める女性の割合	審議会等委員選任基準や女性人材バンクの活用など周知、啓発を図ったが、同選任基準にも設定のある目標の40%を大きく下回った。
啓発講座参加率	企画内容等により、年度によって差があった。今後も啓発効果を高めるため魅力ある講座を企画する。
かぶりあ祭参加人数	目標を達成し、各団体間や活動コーディネーターとのネットワークが形成され、男女共同参画センターの充実が図られた。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 4『ふるさと』がいいきき

まちづくりの 基本方向

1 機能的で持続可能な都市環境づくり

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 効率的な土地利用の推進	(1)用途地域に応じた土地利用の推進 米子市都市計画マスタープランの方針に従い、市街化の無秩序な拡大を防止し、用途地域に応じた適正な土地利用を推進するとともに、令和元年度には、米子市都市計画マスタープランの見直しを行った。 (2)優良農地の保全 「米子市農業振興地域整備計画」に基づき、適切な土地利用を推進し、優良農地の確保、保全に取り組んだ。	(1)用途地域に応じた土地利用の推進 引き続き米子市都市計画マスタープランの都市づくりの理念に基づき適切な土地利用を推進する。 (2)優良農地の保全 引き続き「米子市農業振興地域整備計画」に基づき適切な土地利用を推進する。
2 機能的な市街地の形成	(1)米子駅周辺の都市環境の創出 米子駅周辺の都市環境の創出に向けた施策として、米子駅南北自由通路及び駅南広場の整備を実施しており、J R 西日本との協定による移転補償、詳細設計の実施などにより、令和2年度の工事着手、令和4年度の事業完了に向け、着実な事業進捗が図ることができた。地下駐車場の再整備については、平成30年度に改修工事（老朽化した機械式駐車設備の撤去・自走式化）に着手した。 (2)面的基盤整備の推進 地区計画の指定や面的整備の調査・検討をしたが、面的基盤の整備には至っていない。 (3)長期未着手となっている都市計画道路のあり方の検証 長期未着手となっている都市計画道路については、現状に照らし合わせてあり方について検討を行い、見直し路線を抽出し一部路線を廃止した。 (4)公共下水道の整備と普及促進 下水道管路施設の整備については、市街化区域を中心に年平均約40haの整備を進めてきたが、弓浜地区を中心にまだ多くの未整備区域が残っている状況である。今後、この未整備区域をどのように整備を行うかなどを検討した「生活排水対策方針」を平成31年2月に策定したところである。 公共下水道水洗化戸数率については、広報啓発並びに計画的・継続的な戸別訪問及び融資制度の活用等により、目標値を達成している。	(1)米子駅周辺の都市環境の創出 米子駅南北自由通路及び駅南広場の整備については、令和4年度の事業完了に向け、事業の進捗を図るとともに、本事業を契機とした駅周辺のにぎわい創出に向けた検討を行う。 地下駐車場の改修については、令和元年に工事完了としており、改修後は、駐車可能台数の増加により、駐車場利用者の増加及び利便性・安全性の向上を図る。 (2)面的基盤整備の推進 米子市都市計画マスタープランの方針に従い、既成市街地における防災面や住環境の改善と都市機能の充実について、引き続き検討する。 (3)長期未着手となっている都市計画道路のあり方の検証 長期未着手となっている都市計画道路については、引き続きあり方を検討する。 (4)公共下水道の整備と普及促進 下水道管路施設の整備については、「生活排水対策方針」を踏まえて、国が示す10年概成期間（令和8年度末）までに、汚水処理人口普及率95%を目指し、公共下水道管路整備については年間60haの整備を進める。 公共下水道の普及促進については、更なる水洗化戸数率の向上に向け、取組を強化する。
3 良好な都市景観の形成	(1)良好な都市景観の維持・形成 良好な景観の維持・形成のため、本市全域を景観計画区域内に定め、一定の規模以上の建築物や工作物について、景観法、米子市景観条例及び米子市景観計画に基づく事前届出について審査し、規制誘導を行うことにより、魅力ある都市景観の形成を図った。	(1)良好な都市景観の維持・形成 引き続き良好な都市景観の維持形成に努めるとともに屋外広告物については、禁止や制限のある区域に設置されている物件を調査、把握し、対応方針を検討する。

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 4『ふるさと』がいいき

まちづくりの 2 快適でうるおいのある住環境づくり

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 良質な水の安定供給	(1)水の有効利用 流量、水圧の実測をしながら、適正口径を選定し、ダウンサイジングをはかっていくが、短期間でできるものではなく、長期間にわたり実行していく必要がある。漏水調査、電気防食についても計画どおり行った。 (2)水質管理の強化 計画的に機器の更新を行った。 (3)災害に強い施設などの整備 平成28年にステンレス配水池の稼働により、停電時の断水回避が可能となり、危機管理体制の強化となった。また、近年の大きな災害でも被害のない耐震管路整備を進めている。 (4)水源の確保 既設井戸のリニューアルを行い、取水量拡大へ向け取り組んだ。 (5)水源地域の自然と環境保全 大人から子どもまで参加できる「水道☆環境フェスタ in Yonago」のイベントを開催し、水資源における環境保全の大切さについての周知、啓発を図った。	(1)水の有効利用 水需要の低下が見込まれるなかで、継続した調査、分析をし、施工を実施し、安定かつ適正な水供給に努める。 (2)水質管理の強化 継続して機器の更新、管理を行い、水質管理強化に努める。 (3)災害に強い施設などの整備 重要度・老朽度に応じた更新計画を立て、継続的に耐震管への更新を実施し、災害に強い施設とすることに努める。 (4)水源の確保 既設井戸のリニューアルや、水源開発に向けた調査、検討を行い、水源の確保に努める。 (5)水源地域の自然と環境保全 自然環境保全、啓発活動を継続して行い、市民の環境保全に対する意識の醸成に努める。
2 道路網の整備	(1)高速自動車道・高規格幹線道路などの国・県道の整備促進 中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現に向けては、促進期成同盟会を設立し、国等に対して要望を行った結果、約7.2km区間の付加車線設置が事業化された。 山陰道から境港を結ぶ高規格道路の早期実現については、「米子・境港間を結ぶ高規格道路の整備に向けたあり方検討会」の開催について国に対して要望を行い、並行し2市1村(米子市・境港市・日吉津村)で高規格道路の必要性等について協議を行っている。 また中海架橋については、建設連絡協議会の開催について鳥取県に対して要望を行い、並行して安来市と建設促進に向け意見交換を行ってきた。 山陰道米子道路の4車線化の整備促進については、国に対して要望を行い、日野川東IC～米子南IC間の付加車線設置が事業化された。 山陰道の建設促進については、国に対して要望を行い、北条道路区間(平成29年度事業化)を除く区間が供用された。 国道181号をはじめ国道・主要地方道および一般県道の整備促進については、鳥取県に対して要望を行い、国道181号等が供用された。 (2)幹線市道の整備 市道安倍三柳線の整備を実施し、跨線橋部の橋台、地盤改良及び側溝工の一部が完了した。JR境線に近接しているため、工事に当たり、調整が必要となっている。	(1)高速自動車道・高規格幹線道路などの国・県道の整備促進 中国横断自動車道岡山米子線4車線化の早期実現に向け、国等に対して要望を行い、残区間の事業化を図る。 米子・境港間高規格道路について、あり方検討会開催について、2市1村が一丸となって国に要望を行う。 中海架橋建設連絡協議会の開催について、中海架橋の位置づけを整理し、鳥取県に対して要望を行う。 山陰道米子道路の4車線化について、国に対して要望を行っていき、残区間の事業化を図る。 北条道路区間の整備促進について、国に対して要望し、全区間供用の早期実現を図る。 主要地方道等の整備促進について、鳥取県に対して要望を行い、残区間の供用を図る。 (2)幹線市道の整備 令和2年度開通に向け残りの用地買収を行い、残工事の橋台上部工、盛土擁壁工、本線舗装工及び県道部交差点改良を実施する。

2 道路網の整備	(3)生活道路の整備 要望箇所を順次実施しているところである。 (4)橋りょうの整備 5年に1度の定期点検を橋長2m以上の橋りょうについて実施し、一巡目の点検を完了した。橋りょう長寿命化修繕計画をもとに計画的に橋りょう修繕を行った。平成31年3月に定期点検結果を反映し、橋長2m以上の橋りょうを含めた橋りょう長寿命化修繕計画に改訂した。	(3)生活道路の整備 要望箇所の絶対数が多いことから、必要性や優先度を勘案して実施する。 (4)橋りょうの整備 橋りょう長寿命化修繕計画をもとに予防保全対応を積極的かつ計画的に行うことによって、橋りょうの長寿命化及び修繕費用の節減・平準化を図る。
3 都市公園・緑地の整備	(1)安心・安全に利用できる公園施設の環境の確保 公園施設長寿命化計画による公園施設の撤去・更新を行っているが、計画より少ない事業実施となっていることが課題である。公園・緑地の適正な維持管理としては、指定管理者と連携・調整を図りながら適正な維持管理に努めている。 (2)市民との協働による緑化活動の推進 樹木のオーナー認定、緑化活動団体の支援及び緑化イベントの支援を実施し、緑化活動の推進を図った。	(1)安心・安全に利用できる公園施設の環境の確保 公園施設長寿命化については、長寿命化計画の見直しを行い財源の確保に努めながら、公園施設の長寿命化を適切に行う。公園・緑地の適正な維持管理については、今後も継続して指定管理者と適切な連携・調整を行い適正な維持管理を図る。 (2)市民との協働による緑化活動の推進 市民との協働による緑化活動の推進について、継続して緑化活動団体の支援などを行う。
4 河川・海岸等の整備	(1)河川整備の促進 法勝寺川及び小松谷川の河川改修の整備促進について、国に対して要望を行い、事業が完了した。準用河川堀川改修事業については、整備が完了し、大沢川流域の浸水対策の効果を上げた。普通河川の整備については、御大師川の整備が完了し、中間川、鉄道南側川及び橋本・榎原地内排水路が事業中であり、豪雨による氾濫や浸水の履歴がある河川、または河川護岸の老朽化等により損傷が著しい危険箇所の解消が進んだ。 (2)海岸整備の促進 弓ヶ浜海岸の離岸堤設置などの浸食対策の促進について、国に対して要望を行い、富益地区において人工リーフ改良とサンドリサイクルによる養浜が実際される等、海岸浸食被害防止、越波による浸水被害が軽減された。	(1)河川整備の促進 普通河川の整備については、優先度を勘案して実施し河川の治水、利水に取り組んでいく。 (2)海岸整備の促進 引き続き弓ヶ浜海岸の保全施設整備事業について、国に対して要望を行う。
5 良好な市営住宅の提供	(1)市営住宅の長寿命化改善の推進 安心安全な住宅の提供のため、市営住宅の長寿命化を図り、市営住宅の提供に努めた。 市営住宅の長寿命化改善の推進について、河崎住宅の長寿命化改善の工事として1棟が完了し、平成30年度に2棟目の工事に着手している。上福原住宅の長寿命化改善については、計画の見直しにより、事業実施していない。大工町住宅の長寿命化改善については、工事完了している。	(1)市営住宅の長寿命化改善の推進 市営河崎住宅の長寿命化改善については、市営住宅長寿命化計画の見直しを行いながら実施し、国の交付金の確保に努める。上福原住宅の長寿命化改善については、市営住宅長寿命化計画以外での対応を検討する。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止(休止)したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 良質な水の安定供給	(1)水の有効利用	①配水管網の整備による水量、水圧の適正化【水道局計画課】	○
		②漏水調査、電気防食対策の推進【水道局計画課】	○
	(2)水質管理の強化	①水質検査機器の整備および水質管理の強化【水道局計画課】	○
	(3)水害に強い施設などの整備	①ステンレス製配水池(2 池)の建設・本格稼働【水道局計画課】	○
		②管路の耐震化【水道局計画課】	○
		③給水を配水池方式とする危機管理の強化【水道局計画課】	○
	(4)水源の確保	①水源の再生および更新の推進【水道局計画課】	○
		②水源開発の推進【水道局計画課】	○
	(5)水源地域の自然と環境の保全	①水源かん養林の保全および育成【水道局計画課】	○
		②自然と環境の保全にむけた啓発活動推進【水道局計画課】	○
2 道路網の整備	(1)高速自動車道・高規格幹線道路などの国・県道の整備促進	①中国横断自動車道岡山米子線の4車線化の早期実現【建設企画課】	○
		②山陰道から境港を結ぶ中海架橋を含めた高規格道路の早期実現【建設企画課】	○
		③山陰道米子道路の4車線化の整備促進【建設企画課】	○
		④山陰道の建設促進【建設企画課】	○
		⑤国道181号をはじめ国道・主要地方道および一般県道の整備促進【建設企画課】	○
	(2)幹線市道の整備	①市道安倍三柳線の整備【都市整備課】	○
	(3)生活道路の整備	①拡幅改良や側溝整備など生活道路の整備【道路整備課】	○
	(4)橋りょうの整備	①橋りょうの点検の実施【都市整備課】	○
		②橋りょうの整備・補修【都市整備課】	○
	3 都市公園・緑地の整備	(1)安心・安全に利用できる公園施設の環境の確保	①公園施設長寿命化計画による公園施設の改築、更新【都市整備課】
②公園・緑地の適正な維持管理【都市整備課】			○
(2)市民との協働による緑化活動の推進		①樹木のオーナー認定【都市整備課】	○
		②緑化活動団体の支援【都市整備課】	○
③緑化イベントの支援【都市整備課】	○		
4 河川・海岸等の整備	(1)河川整備の促進	①法勝寺川および小松谷川の河川改修の整備促進【建設企画課】	○
		②準用河川堀川改修事業の早期完成【都市整備課】	○
		③普通河川の整備【都市整備課】	○
	(2)海岸整備の促進	弓ヶ浜海岸の離岸堤設置などの侵食対策の促進【建設企画課】	○
	5 良好な市営住宅の提供	(1)市営住宅の長寿命化改善の推進	①河崎住宅の長寿命化改善(中層耐火4階建)【住宅政策課】
②上福原住宅の長寿命化改善(中層耐火5階建)【住宅政策課】			×
③大工町住宅の長寿命化改善(中層耐火5階建)【住宅政策課】			○

◆数値目標の進捗状況と総括

- (達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した(80%以上)
 C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満) D=基準値を下回った

指標名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
水道管の耐震化率	%	13.38	15.45	16.13	16.83	16.75	A
幹線市道安倍三柳線の整備延長	m	1,380	1,380	1,380	1,380	1,800	C
米子市公園施設オーナー認定制度(樹木のオーナー募集)による植樹数<平成21年度からの累計>	件	67	97	112	127	142	B
緑化活動団体への活動支援件数 <平成17年度からの累計>	件	127	146	154	160	187	C
準用河川堀川の整備延長	m	1,179	1,260	1,281	1,370	1,370	A
長寿命化改善事業の実施棟数 <平成24年度からの累計>	棟	0	1	1.6	2.4	8	C

数値目標の総括	
水道管の耐震化率	年間8.5 k mの耐震化延長を目標としているが、国庫補助等を活用しながら延長を伸ばし(10.6km)、平成32年度目標を達成した。
幹線市道安倍三柳線の整備延長	H28以降整備延長の実績値は上がっていないが、地盤改良工事やJR境線をまたぐ橋梁に係る橋台の整備を実施し、また社会資本整備総合交付金の確保に努め、整備の進捗に努めた。
米子市公園施設オーナー認定制度(樹木のオーナー募集)による植樹数<平成21年度からの累計>	計画通りに進捗しているが、湊山公園内に植樹可能なスペースが不足しており、現在事業のあり方を検討している。
緑化活動団体への活動支援件数<平成17年度からの累計>	計画通りに進捗し、最終年度には目標達成見込である。
準用河川堀川の整備延長	平成30年度で整備延長を1,370mとし、護岸整備を完了した。
長寿命化改善事業の実施棟数<平成24年度からの累計>	市営大工町住宅、河崎住宅47R 1の改善を実施した。また河崎住宅49R 1の改善に着手しており、令和元年度に完成予定。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 4『ふるさと』がいきいき

まちづくりの
基本方向

3 環境共生・資源循環型の地域社会づくり

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 低 炭 素 社 会 づ く り の 推 進	(1)再生可能エネルギーの導入および導入支援 地球温暖化防止対策として住宅用太陽光発電システムの設置費の一部補助を実施し地球温暖化対策に寄与した。 米子市クリーンセンターにおいて廃棄物発電により熱回収するとともに、平成28年度から灰溶融炉を休止し、二酸化炭素排出量の削減に取り組んだ。 (2)次世代自動車の普及促進 次世代自動車利用環境の整備(急速充電器設置)を実施し、次世代自動車の普及に寄与した。 (3)省エネルギー・省資源化の推進 省エネルギー機器の普及促進として家庭用燃料電池(エネファーム)、太陽熱温水器の設置補助の一部補助を実施し、地球温暖化対策に寄与した。 米子市クリーンセンターでは平成28年度から令和元年度までの4年間に、基幹的設備改良工事を実施し、老朽化部分の更新及び省エネ化を図った。	(1)再生可能エネルギーの導入および導入支援 太陽光発電補助については、補助金導入から10年となり。一定の成果があったことから平成30年度をもって廃止とした。 (2)次世代自動車の普及促進 一定の成果は得られたが、引き続き次世代自動車利用環境等の整備に向け普及啓発を行う。 (3)省エネルギー・省資源化の推進 家庭用燃料電池については補助金導入時に比べ設備価格が半分程度になっていること、太陽熱温水器については全国的に需要が低下しており、本市においても補助件数が年々減少傾向にあることから、令和元年度補助金を廃止決定した。 米子クリーンセンターは、引き続き施設の延命化とCO2の削減に取り組む。
2 循 環 型 社 会 づ く り の 推 進	(1)一般廃棄物処理基本計画の推進 計画に基づき毎年度一般廃棄物処理実施計画を改訂し、数値目標の進捗管理、点検等を実施した。 (2)ごみの減量化の推進 家庭系生ごみの約50%を占める生ごみを減量するためのダンボール堆肥、生ごみ処理機・処理容器の購入補助のほか、3010運動の推進、マイバック運動、小型家電回収事業等に取り組んだ。 (3)ごみの再生利用の推進および最終処分量の削減 ごみの分別啓発を促進するため、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入した。また、ごみの排出利便性を向上するため、市役所、米子市クリーンセンター、淀江支所に蛍光管・水銀式体温計・乾電池の回収ボックスを設置した。 西部広域行政管理組合において、エコスラグセンターのプラスチック選別処理施設への機能転換を行わないこととなった。 (4)米子市クリーンセンターの長寿命化事業 稼働開始後16年(平成30年3月末)が経過しており、年次的に主要設備の改良・更新をすることにより、施設延命化に取り組んだ。 平成28年3月末から灰溶融設備を休止することにより、大幅なCO2排出量の削減を行い、焼却灰の溶融スラグ化からセメント原料化の再生利用に取り組んだ。	(1)一般廃棄物処理基本計画の推進 家庭系ごみの排出量は年々減少傾向ではあるが、事業系ごみの排出量は横ばいの状態である。一層の減量化の推進に取り組む。 (2)ごみの減量化の推進 広報よなご、よなごみ通信等を通じて、ごみに関する各種の情報を提供し、ごみの分別ルール周知の徹底に引き続き取り組む。 (3)ごみの再生利用の推進および最終処分量の削減 平成26年11月から開始した小型家電リサイクルを継続して取り組んだ結果、年々回収実績、利用者も増加傾向であるが、続けて広報することが必要である。 エコスラグセンターの今後の利活用について西部広域行政管理組合において再度検討していく。 (4)米子市クリーンセンター長寿命化事業 4か年計画で基幹的設備改良事業の実施及び長期包括的運営事業(平成29年度から15年間)の実施により施設の長寿命化を図り、安定的・効率的な運転に努める。 また、焼却灰の一層の再資源化に努める。

3 環境美化の推進	(1)環境美化活動への市民参加の促進 環境美化活動の取組みについては、地域住民等の意識の向上の高まりや市内一斉清掃をはじめとする清掃活動が地域全般で行われている。 (2)不法投棄・ポイ捨ての防止 ごみの不法投棄・ポイ捨ての防止に関して、防止するための啓発やパトロールを実施した。 (3)環境美化意識の啓発 環境美化活動の高揚を図るため、平成30年度、地域の環境美化に功労のあった個人9名、2団体を顕彰した。	(1)環境美化活動への市民参加の促進 市民、団体等と協働して環境美化活動に今後も取り組む必要がある。 (2)不法投棄・ポイ捨ての防止 不法投棄対策については、継続して啓発活動や自治会、リサイクル推進員及び不法投棄監視員と連携を図り、不法投棄防止施策に取り組む。 (3)環境美化意識の啓発 今後も環境美化活動の高揚を図る取組のひとつとして、引き続き環境美化表彰を実施するなど啓発に努める。
	(1)公害の未然防止 要監視事業場等に対する監視、指導を行うとともに、環境調査を行うことにより、状況把握に努め、関係課・関係機関との連携を密にして情報の共有化を図り、公害の未然防止に努めた。 (2)公害苦情への適切な対応 工場、事業場などを発生源とする産業型公害は、法的規制の強化や公害防止技術の進歩、事業者の施設改善等により全般的に減少の傾向にある。その一方で、近年、屋外焼却(野焼き)やペットの排泄物放置、鳴き声等の市民生活に関わりの深い近隣住民間の環境問題が増えてきており、苦情内容が多様化してきている。これらに対応するため、関係機関等との連携を密にするともに、職員の対応スキルの向上に努めた。	(1)公害の未然防止 引き続き、工場及び事業場の監視並びに河川等の調査を続けるとともに、関係機関と連携を密に取りながら、公害の未然防止に努める。 (2)公害苦情への適切な対応 引き続き、迅速・適切な対応を行うため、関係機関等との連携を密にするとともに、対応スキルの向上に努める。
4 公害対策の充実		

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止(休止)したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 低炭素社会づくりの推進	(1)再生可能エネルギーの導入および導入支援	①再生可能エネルギーの導入および導入支援【環境政策課】	○
		②グリーンセンターにおける廃棄物焼却時の発電【グリーン推進課】	○
		③民間との連携により、温泉熱などの地域の特性をいかした再生可能エネルギーの普及促進【経済戦略課】	○
	(2)次世代自動車の普及促進	①電気自動車などの次世代自動車の普及促進【環境政策課】	○
		②県、民間などと連携した次世代自動車利用環境の整備【環境政策課】	○
		③民間による次世代自動車を活用したカーシェアリング事業の普及啓発【環境政策課】	○
	(3)省エネルギー・省資源化の推進	①グリーンセンターの基幹的設備改良の実施によるCO2排出量の削減【グリーン推進課】	○
		②家庭用燃料電池(エネファーム)、太陽熱温水器などの省エネルギー機器の普及促進【環境政策課】	○
		③リサイクル製品などに関する情報提供および利用促進(グリーン購入)【環境政策課】	○
2 循環型社会づくりの推進	(1)一般廃棄物処理基本計画の推進	①計画に基づく施策の実施【グリーン推進課】	○
		②計画に基づく施策および数値目標の進捗状況の点検評価【グリーン推進課】	○
		③計画の見直しなどによる改善【グリーン推進課】	○
	(2)ごみの減量化の推進	①家庭系生ごみ減量化の推進【グリーン推進課】	○
		②事業系ごみ減量化の推進【グリーン推進課】	○
		③市民や事業者に対する適切な啓発と積極的な情報提供の実施【グリーン推進課】	○
		④環境教育・環境学習の充実【グリーン推進課】	○

2 循環型社会づくりの推進	(3)ごみの再生利用の推進および最終処分量の削減	①ごみの分別の徹底【クリーン推進課】	○
		②事業系ごみの再利用の推進【クリーン推進課】	○
		③有用金属のリサイクルの推進(小型家電リサイクル)【クリーン推進課】	○
		④米子市クリーンセンターから発生する焼却灰の再生利用の推進【クリーン推進課】	○
		⑤鳥取県西部広域行政管理組合プラスチック選別処理施設の整備【総合政策課】【クリーン推進課】	×
	(4)米子市クリーンセンターの長寿命化事業	①米子市クリーンセンターの基幹的設備改良事業の実施【クリーン推進課】	○
		②灰溶融設備の休止および省エネ機器への取替えによるＣＯ2排出量の削減【クリーン推進課】	○
		③焼却灰の再生利用の促進【クリーン推進課】	○
3 環境美化の推進	(1)環境美化活動への市民参加の促進	①地域住民、各種団体、ボランティア組織などと連携した環境美化の実施および啓発【環境政策課】【クリーン推進課】	○
		②米子市環境をよくする会と連携した市内一斉清掃の実施【クリーン推進課】	○
	(2)不法投棄・ポイ捨ての防止	①監視パトロールの実施と啓発看板などの設置【クリーン推進課】	○
		②不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置【クリーン推進課】	○
		③不法投棄常習地点に監視カメラを設置【クリーン推進課】	○
		④広報誌、ホームページ、「よなごみ通信」などによる不法投棄防止の啓発【クリーン推進課】	○
	(3)環境美化意識の啓発	①環境美化に貢献した個人・団体の顕彰【環境政策課】	○
4 公害対策の充実	(1)公害の未然防止	①発生源(工場・事業場など)の監視・指導【環境政策課】	○
		②環境調査と分析(騒音、振動、悪臭、水質)の実施【環境政策課】	○
		③関係機関との情報の共有化【環境政策課】	○
		④アスベスト撤去支援事業の実施【建築相談課】	○
	(2)公害苦情への適切な対応	①公害苦情の事例研究【環境政策課】	○
		②関係機関との情報の緊密化【環境政策課】	○
		③対応能力の向上【環境政策課】	○
		④屋外焼却に関する指導・啓発【環境政策課】	○
		⑤油流出対応【環境政策課】	○
		⑥広報誌、ホームページ、「よなごみ通信」などによる啓発【環境政策課】	○

1 人 1 日あたりのごみ排出量	目標値は達成しているが、内訳を見ると、家庭系ごみについては削減目標を大幅に達成しているものの、事業系ごみについては未達成となっている。事業系ごみの削減のため、事業者に対してごみを削減するよう働きかける必要がある。
ごみのリサイクル率	米子市クリーンセンターから排出される焼却灰及・飛灰のセメント原料化により、米子市クリーンセンター由来の資源化量は増加したが、個人の民間事業所への持込等による古紙類の収集量の大幅減、集団回収の減などにより、リサイクル率が低下したものと思料する。小型家電リサイクルの活用啓発などにより、リサイクル率の低下を最小限にとどめるよう努める必要がある。
ごみの最終処分率	米子市クリーンセンターから排出される焼却灰・飛灰をセメント原料化することにより、最終処分量が減少し、目標値の達成に至った。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 4『ふるさと』がいいきき

まちづくりの 基本方向

4 豊かな自然環境の保全と共生

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 自然環境の保全	(1)環境基本計画の推進 環境基本計画については、平成28年度に中間見直しを行い、令和2年度までの計画を改め推進しており、毎年、進捗状況を確認し環境審議会に報告し意見を求めている。 (2)環境教育・環境学習の推進 環境学習の推進として、米子水鳥公園を活用して子どもたちに中海をはじめとする自然環境に触れる機会を提供することができ、順調に利用者が増加している。 (3)市民、事業者などへの環境意識の普及啓発 NPO法人及び鳥取県との共催事業として「中海環境フェア」を開催し、中海の利活用、環境意識の普及啓発に取り組んだ。 (4)広報紙、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信 広報紙、ごみカレンダー及びホームページなどを活用し、PM2.5などによる大気汚染状況、ヌカカ(俗称：干拓虫)被害の状況、特定外来生物の情報を広報し、被害の軽減に努めた。	(1)環境基本計画の推進 令和2年度、第2次環境基本計画策定し、引き続き計画に基づき施策を推進する。 (2)環境教育・環境学習の推進 中海を中心とする、本市が有する素晴らしい自然環境と生態系を将来に伝えていくために、体験型学習は重要である。また、シビックプライドの醸成にもつながることから、なかうみ環境学習事業の対象を拡充すること等を検討する。 (3)市民、事業者などへの環境意識の普及啓発 NPO法人及び県と連携し、中海環境フェアを引き続き実施し、より多くの市民への環境意識の普及啓発に努める。 (4)広報紙、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信 引き続き、広報による啓発を続けるとともに、ヌカカについては、これまでの研究結果を基に発生抑制対策モデル事業を実施し、取組方法について検証する。
2 中海の豊かな湿地利用の環境の保護と	(1)中海の賢明な利用の促進 米子水鳥公園の入館者数は、天候や鳥インフルエンザ等の影響により増減はあるものの2万人前後の入館者数は推移している。目標入館者数2万3千人に向け更なる取組が必要である。 (2)中海の湿地保全の推進 国際的に重要な湿地として、ラムサール条約に登録されている中海の環境を守るため、6月に一斉清掃を実施、中海アダプトプログラム登録団体の他、一般市民への参加募集を行い1,264人の参加があった。今後も中海の環境保全に向け継続的に実施する必要がある。	(1)中海の賢明な利用の促進 米子水鳥公園は、引き続きイベント開催や情報発信により入館者の増加を図るとともに、中海及び米子水鳥公園の生態系について定期的にモニタリングを実施し、中海の環境保全・利活用に関する調査研究機関としての機能を充実させる。 (2)中海の湿地保全の推進 ラムサール条約登録湿地である中海の自然環境を保全し、環境の普及啓発などの活動を引き続き実施する必要がある、関係機関と連携し、中海一斉清掃を行う。
3 水質浄化の公共用水域の推進	(1)公共用水域の水質浄化 湖沼や河川などの公共用水域は、流域住民の生活様式の変化や産業活動の発展等により水質汚濁が進んでいたが、「中海に係る湖沼水質保全計画」(鳥取・島根両県策定)などに基づき、各種水質浄化事業に取り組んできた。それにより、河川については、水質の改善が進んでいる。しかし、中海、特に米子湾においては、気象、湖底からの影響及び流動特性など、水質が改善しにくい要因がある。	(1)公共用水域の水質浄化 中海については、令和元年度中に「第7期中海に係る湖沼水質保全計画」(鳥取・島根両県策定)が策定されることとなり、引き続き、鳥取・島根両県及び中海沿岸市、市民・事業者と協力して水質浄化施策を推進し、環境基準の達成を目指す。

3 公 共 用 水 域 の 水 質 浄 化 の 推 進	(2)合併処理浄化槽の普及促進及び適正管理の推進 公共下水道計画区域外等における合併処理浄化槽の普及促進は、合併処理浄化槽設置補助制度により普及に努めてきたが、設置には多額の個人負担がかかることもあり、普及が進んでいないのが現状である。また、合併処理浄化槽は公共下水道が整備されるまでの暫定的な位置付けであったことも普及が進まなかった要因と考えている。 浄化槽の適正管理については、法定検査受検率が目標を達成していないことから、取組を強化する必要がある。	(2)合併処理浄化槽の普及促進及び適正管理の推進 合併処理浄化槽の普及促進については、「生活排水対策方針」に基づき、令和元年度から設置補助制度の大幅な拡大を図り、当分の間、年間100基の合併処理浄化槽の設置を目指すこととしている。 また、適正管理は、指導・啓発方法の効果について検討を重ね、工夫して取り組む。
	(3)農業集落排水施設の利用促進 農業集落排水施設への接続率は、事業が終わっていることもあり、計画的な戸別訪問などで啓発を行っているものの、横ばいの状況が続いている。	(3)農業集落排水施設の利用促進 農業集落排水施設の利用促進については、効率的かつ効果的な手法を検討するとともに、粘り強く取り組んでいく。
4 森 林 資 源 の 保 全 と 育 成	(1)森林資源の保全と育成 森林の持つ多面的機能の発揮のため、市有造林地の適切な保育管理、市内伐採区域における届出の指導の徹底、松くい虫・ナラ枯れといった森林病虫害被害対策の実施により、市内における林野面積の維持につなげることができた。ナラ枯れ対策は県が定めている大山圏域を中心とした「重点対策区域」を優先して行っているが、島根近況付近の地域でも被害が拡大傾向にある。	(1)森林資源の保全と育成 島根県境付近の地域のナラ枯れ対策の検討を行う。 また、これまでの施策に加え、令和元年度より始まった新たな森林経営管理制度に基づき、市内の整備が進んでいない森林の管理を進める。森林所有者自らが実行できない場合は市が経営管理の委託を受けたいと、林業経営に適した森林は林業事業体へ再委託するとともに、再委託できない森林は市が自ら経営管理し、市を中心とした適切な森林管理を推進する。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 自然環境の保全	(1)環境基本計画の推進	①計画に基づく施策の実施【環境政策課】	○
		②計画に設定された施策および数値目標の進捗状況を点検・評価【環境政策課】	○
		③計画の見直しなどによる改善【環境政策課】	○
	(2)環境教育・環境学習の推進	①米子水鳥公園を拠点とする環境学習の推進【環境政策課】	○
		②こどもエコクラブ活動の支援【環境政策課】	○
		③公民館などでの環境学習会などの開催【環境政策課】	○
	(3)市民、事業者などへの環境意識の普及啓発	①環境イベントを活用した環境意識の普及啓発【環境政策課】	○
		②米子市環境マネジメントシステムへの取組【環境政策課】	○
		③環境保全団体などとの連携【環境政策課】	○
	(4)広報紙、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信	①PM2.5や光化学オキシダントの発生情報をホームページなどにより周知【環境政策課】	○
		②ヌカカ(俗称：干拓虫)による被害の軽減対策【環境政策課】	○
		③特定外来生物の発生情報などの発信による被害の未然防止【環境政策課】	○
2 中海の湿地環境の保護と賢明な利用	(1)中海の賢明な利用の促進	①米子水鳥公園の運営による中海の賢明利用の促進【環境政策課】	○
		②環境保護団体などと連携した中海の利活用の普及啓発【環境政策課】	○
		③中海圏域行政団体との連携による中海の利活用の促進【環境政策課】	○
	(2)中海の湿地保全の推進	①環境保全団体および中海圏域自治体の連携によるラムサール条約登録湿地 中海・穴道湖一斉清掃の実施【環境政策課】	○
		②米子水鳥公園における湿地保全、水鳥生態調査およびつばさ池の水質調査などの実施【環境政策課】	○
		③環境保護団体と連携した中海の保全活動への参加・協力【環境政策課】	○

3 公共用水域の水質浄化の推進	(1)公共用水域の水質浄化の推進	①河川の浚渫、清掃、除草【道路整備課】	○
		②環境にやさしい農業の啓発【農林課】	○
		③市民との協働による側溝、道路などの清掃【クリーン推進課】	○
		④市民排水対策講習会などの開催【環境政策課】	○
		⑤公共用水域の水質調査【環境政策課】	○
		⑥環境学習の推進【環境政策課】	○
		⑦油類流出事故応急対応【環境政策課】	○
	(2)合併処理浄化槽の普及促進および適正管理の推進	①公共下水道計画区域外および計画区域内で当分の間下水道が整備されることが見込まれない地域、農業集落排水事業区域外における合併処理浄化槽の普及促進【下水道営業課】	△
		②浄化槽の適正管理の推進【下水道営業課】	○
	(3)農業集落排水施設の利用促進	①広報誌やホームページ、イベントなどを通じての広報啓発【下水道営業課】	○
		②計画的・効率的な戸別訪問による普及啓発【下水道営業課】	○
4 森林資源の保全と育成	(1)森林資源の保全と育成	①市有林地の保育・維持管理【農林課】	○
		②松くい虫被害対策の実施【農林課】	○
		③ナラ枯れ被害対策の実施【農林課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A=目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した(80%以上)

度) C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

指 標 名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数 <年間>	人	544	795	1,023	1,155	1,300	B
よなご環境フェスタの入場者数	人	1,200	2,200	430	425	1,600	D
米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数<年間>	人	19,831	18,167	19,409	20,088	23,000	C
中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)の参加者数	人	1,029	1,184	1,264	1,264	1,050	A
第6期中海水質保全計画水質目標値 COD(75% 値)	mg/L	5.0	4.9	4.9	4.4	5.1	A
第6期中海水質保全計画水質目標値 全窒素(平均値)	mg/L	0.58	0.59	0.51	0.51	0.46	C
第6期中海水質保全計画水質目標値 全りん(平均値)	mg/L	0.052	0.064	0.054	0.051	0.046	C
浄化槽の法定検査受検率	%	47.64	49.21	52.74	52.99	55	C
市域面積における総林野面積の占有率	%	21.6	21.6	21.6	21.6	21.6	A

数値目標の総括

環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数 <年間>	平成30年度は、市内23小学校のうち18校から利用があり、目標値に向けて順調に推移している。今後としては、利用校をさらに増加させるため、未利用校へ制度活用依頼等を行う予定である。
よなご環境フェスタの入場者数	環境意識の普及啓発事業の合理化のため、年に2回開催されていた環境啓発事業(よなご環境フェスタと民間団体主催事業)を、平成29年度は前記2事業を同日同一会場開催、平成30年度はNPO法人中海再生プロジェクト、鳥取県、米子市の3者共催で「中海環境フェアinよなご」と1本化した。目標設定当初と会場が変わり収容可能人数が縮小したことも原因である。一方で、平成29、30年度事業の参加者アンケートでは、貴重な体験だった等、本事業に肯定的な意見が多く、環境意識の普及啓発に関して、質の高い事業を実施できたと考えており、今年度も同様の形態で実施する予定。
米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数<年間>	自然観察会や企画展示等の普及啓発事業を実施し、また小学校や福祉施設等の団体利用が増加したことにより、前年度を上回る入館者数を得ることができた。
中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)の参加者数	参加者数は増加傾向であり、目標値を達成した。継続的に実施している事業であり、定着しつつある取組である。今後も参加人数を維持するため、引き続き個人や企業へ周知する。

第6期中海水質保全計画水質目標値 COD(75%値)	数値は減少傾向であり、目標値を達成した。今後も国、県及び関係市と連携し、次期計画においても計画目標値を達成するよう、各種水質保全施策を推進する。
第6期中海水質保全計画水質目標値 全窒素(平均値)	目標達成に向け、国、県及び関係市と連携し、次期計画においても計画目標値を達成するよう、各種水質保全施策を推進する。
第6期中海水質保全計画水質目標値 全りん(平均値)	目標達成に向け、国、県及び関係市と連携し、次期計画においても計画目標値を達成するよう、各種水質保全施策を推進する。
浄化槽の法定検査受検率	毎年1.5ポイントずつ、5年間で7.5ポイント増を目標としており、令和2年度には目標である55%を達成する見込みだが、受検率向上に向けて更なる取組が必要である。
市域面積における総林野面積の占有率	森林の荒廃を防ぐため、市有林地の保育・維持管理や松くい虫等防除事業に取り組んだ結果、鳥取県林業統計（平成29年度）において総林野面積は変わらず、市域面積における総林野面積の占有率を維持することができた。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 4『ふるさと』がいきいき

まちづくりの 5 災害に強い地域づくり

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 消 防 ・ 防 災 体 制 の 充 実	(1)消防施設・設備・資機材などの整備・高度化 消防設備等の整備は、公設消火栓の補修及び点検や消防団員の機能強化として、シールド付きヘルメットや出動靴の配備を行い、地域における火災リスクに応じた施設及び資機材の整備を図った。 (2)総合消防力の向上 総合消防力の向上については、消防団員の確保として学生消防団や機能別分団員を新たに創設したほか、米子高専において防災講習を行い、消防団に対しての知識を深めることで加入促進に取り組んだ。また、消防車等の資機材は、耐用年数等を考慮し、順次整備している。 (3)消防水利の充実 消防水利の充実として、公設消火栓の補修を行い、火災リスクに応じた施設の整備を図った。耐震性防火貯水槽については、その整備方針を決めていかなければならないと認識している。 (4)地域防災対策の強化 地域防災対策の強化については、自主防災組織をはじめ、民間企業、学校等に防災講習を行い、防災知識や火災報知機の設置の普及啓発に取り組むことができた。 (5)国・県などとの連携強化 国や県などとの連携強化として、周辺や遠方の地方自治体との災害時相互応援協定を締結しており、災害時の相互応援体制を確立している。	(1)消防施設・設備・資機材などの整備・高度化 消防設備や資機材の整備は、防火対策として大変重要であり、継続して整備を図る。 (2)総合消防力の向上 消防団への加入数は増加傾向にあるものの、定数には達していないため、引き続き加入促進を図るとともに、消防車等の大型資機材については耐用年数等を考慮し、順次更新整備に取り組む。 (3)消防水利の充実 火災リスクに応じた施設の整備として公設消火栓は大変重要なものであることから、引き続き新設も含めた整備に取り組む。耐震性防火貯水槽については、未だ整備方針等が定まっていないため、今後の方針を検討する。 (4)地域防災対策の強化 引き続き自主防災組織や民間企業等への防災講習や訓練支援を通じて、防災知識の普及啓発等に積極的に取り組む。 (5)国・県などとの連携強化 災害時の相互応援の連携がとれるよう、連絡体制の確認や防災訓練への相互参加等に努める。
2 防 災 対 策 の 強 化	(1)防災対策の総合的・計画的な推進 国や県の防災計画等の見直しや、近年の災害などの教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しを行っている。米子市防災会議での審議を受け、現在完成に向けて作業中である。 (2)災害などの防災対策の充実 防災訓練について、自治会や関係機関の協力を得て、洪水等を想定した避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。また、訓練では要配慮者の避難支援を行い、検証、見直しを図っている。また、洪水浸水想定区域が見直されたことにより、平成30年度に新たに洪水ハザードマップを作成し、全戸配布により周知を行っている。備蓄物資等について、保存期限により更新を行っているほか、災害対策機能の確保のため非常用電源整備事業を進めている。	(1)防災対策の総合的・計画的な推進 災害の対応状況や訓練の検証結果等を踏まえ、逐次、防災計画の見直しを図り、災害への対応強化に努める。 (2)災害などの防災対策の充実 引き続き、地域住民が参加した訓練を実施するほか、ハザードマップの周知や、防災教育等を推進し、住民の防災意識及び地域防災力の強化を図る。

2 防 災 対 策 の 強 化	(3)情報伝達網の整備 防災行政無線施設の屋外拡声子局 8 6 基のデジタル化更新工事を行い、令和元年度中にデジタル完全移行となる予定としている。 (4)民間住宅・建築物の耐震化の向上 木造建築物の耐震化の向上を図るため、耐震診断の実施を希望される方に対して、無料で耐震診断を行う技術者を派遣したほか、耐震診断及び耐震改修費の助成事業を実施したが、平成28年度以降耐震改修の実績件数が目標件数の5割強にとどまっており、十分な成果があがっていない。 また、ブロック塀の除去、改修に対する助成を実施し、災害に強いまちづくりを促進した。	(3)情報伝達網の整備 防災行政無線のデジタル化により、利便性の向上を図り、住民への緊急情報の早期伝達を推進する。 (4)民間住宅・建築物の耐震化の向上 引き続き、木造住宅の耐震診断及び耐震改修補助事業を実施するとともに、耐震改修工事の実施につながるよう耐震診断及び改修設計を実施した建築主へ耐震改修補助事業の案内をするなど耐震化の促進を図る。 また、安全対策が必要な民間所有のブロック塀の撤去、および撤去した範囲に行なう軽量なフェンス、生け垣等への改修に係る工事費用を助成し、不特定多数が通行する道路の安全性確保を図る。
	(1)原子力災害対策の推進 原子力災害対策指針及び国や県の防災計画等の見直しや、原子力防災訓練で得られた課題を踏まえ、地域防災計画等の見直しを行っている。米子市防災会議での審議を受け、現在完成に向けて作業中である。 広域住民避難計画等の市民への周知徹底は、原子力防災パンフレットの全戸配布、出前講座や各種訓練の機会にあわせて実施する説明等により、着実に周知が進んでいる。 安全協定の改定については、継続して中国電力への申入れを行っているが、未だ協定改定には至っていない。 (2)国民保護推進体制の整備 防災イベント等を通じて、Jアラート警報及び避難要領などについて広報啓発を行い、有事の際の行動啓発に努めた。 (3)不測の事態に備えた危機管理対策の強化 地域防災計画の見直しや、関係機関との連携を強化し、情報連絡体制の整備を図っている。	(1)原子力災害対策の推進 訓練の検証結果等を踏まえ、逐次、地域防災計画等の見直しを図り、災害への対応強化に努める。 広域住民避難計画等については、引き続き、機会を捉えて市民への周知徹底を図る。 安全協定改定の申入れ及び協議を継続するとともに、鳥取県や島根原発周辺市町村との連携を強め、協定改定に向けて取り組む。 (2)国民保護推進体制の整備 Jアラート警報及び避難要領などについては、今後もイベントや講習等の機会を捉え、広報啓発に努める。 (3)不測の事態に備えた危機管理対策の強化 地域防災計画の見直しや、関係機関との連携、連絡体制の整備を図り、引き続き不測の事態への対策の強化に取り組む。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 消防・防災体制の充実	(1)消防施設・設備・資機材などの整備・高度化	①消防施設・設備の整備・充実【防災安全課】	○
		②地域の災害リスクに応じた消防施設、消防資機材の設備・充実【防災安全課】	○
	(2)総合消防力の向上	①消防団員の確保などによる活性化の推進【防災安全課】	○
		②各種教育、訓練などによる消防団員の資質・能力の向上【防災安全課】	○
		③消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ・消防資機材などの整備【防災安全課】	○
		④自主防災組織、地域住民への助言、指導の推進【防災安全課】	○
		⑤広報活動の充実と消防団員の地域活動推進【防災安全課】	○
	(3)消防水利の充実	①上水道消火栓の増設・改修【防災安全課】	○
		②耐震性防火貯水槽の整備【防災安全課】	×
	(4)地域防災対策の強化	①防災活動の総合的・計画的な推進【防災安全課】	○
		②自主防災組織などの育成強化【防災安全課】	○
		③防災意識の高揚【防災安全課】	○
		④住宅用火災警報器の設置推進【防災安全課】	○
	(5)国・県などの連携強化	①大規模災害時などの国、県および他自治団体との相互応援体制の確立【防災安全課】	○

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 4『ふるさと』がいきいき

まちづくりの 基本方向

6 安全に暮らせる地域環境づくり

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 防 犯 対 策 の 推 進	(1)防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成 米子市防犯協議会を通じて校区ごとの地区防犯協議会の活動費を助成し、各地域における防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成につなげた。 (2)防犯施設の整備 自治会が管理する防犯灯の新規設置やLED化に係る啓発を行い、設置費用及び電気料金に対して補助を実施し、各地域の特性に合った住民目線の、きめ細やかな防犯灯の設置につなげた。 (3)暴力行為の追放と暴力団の排除 市民の暴力団排除意識の高揚を図るため、暴力追放鳥取県民大会（鳥取県暴力追放センター・鳥取県警の共催）への市民の参加を広報等により促した。また、行政事務からの暴力団の排除を徹底するため、各課に米子警察署への暴力団照会を行うよう呼びかけた。	(1)防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成 今後も米子市防犯協議会へ活動費の補助を行い、地域における防犯活動の強化を図ることに加えて、各地区での活動内容について情報共有し、活動の内容を充実させる。 (2)防犯施設の整備 今後も防犯灯の新規設置やLED化を促進するため、LED化のメリットや補助制度についての広報を行い、地域の防犯意識の向上、環境整備を図る。 (3)暴力行為の追放と暴力団の排除 引き続き、市民の暴力団排除意識の高揚を図るとともに、今後も行政事務から暴力団を排除するため、暴力団照会の徹底を各課に呼びかける。
2 交 通 安 全 対 策 の 推 進	(1)交通安全教育と啓発活動の推進 警察等関係機関、交通安全関係諸団体、報道関係など様々な団体、市民と連携、協力し、交通安全運動の開催や交通イベントなどを通して啓発活動を積極的に展開し、市民の交通安全意識の向上につなげた。その結果、市内交通事故発生件数は減少傾向である。また、自治会等を通じた交通信号機、横断歩道、交差点の改良等に関する地元要望について、随時、警察署を介し公安委員会に要望した。 今後も交通死亡事故ゼロを目指すとともに、高齢者の交通安全に係る加害、被害防止対策、飲酒運転の根絶に向けて取り組むことが必要である。 (2)交通安全施設の整備 地元自治会等からの要望により道路照明灯、ガードレール、カーブミラー等を設置したほか、小中学校の通学路合同点検結果を受け、歩道の設置や区画線の設置などを実施し、交通事故防止と交通の円滑化を図った。 交通安全施設の設置に係る要望が増加しており、既存施設の維持管理及び老朽化の更新と併せて取り組んでいく必要がある。	(1)交通安全教育と啓発活動の推進 交通死亡事故ゼロを目指し、行政、警察等関係機関、交通安全関係団体等と緊密な連携を図るとともに、交通安全運動の実施、交通安全イベントを通じた啓発活動を地域と一体となり、継続して行う。 (2)交通安全施設の整備 今後も交通安全施設の整備を行うことにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図る。
3 空 家 等 対 策 の 推 進	(1)空家等対策の推進 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等として認定した59件のうち、助言・指導等により16件が解決に至ったほか、平成30年3月には、同法に基づく行政代執行を1件実施した。 米子市空家等対策計画を平成31年3月に策定し、市民の安全確保と生活環境の保全のため、施策の方向性を示した。	(1)空家等対策の推進 空家等対策の施策の方向性として「米子市空家等対策計画」に記載した、「発生予防」、「適切管理」、「利活用」、「除却」の4つを柱として取り組む。具体的な施策として、所有者への意識啓発、不動産関係団体と連携した利用促進、所有者等が自ら特定空家等を除去する場合の支援などの取組を進める。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止(休止)したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 防犯対策の推進	(1)防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成	①地域防犯組織の育成と連携・協力【防災安全課】	○
		②地域や学校、家庭に対するホームページ、メールなどによる犯罪関連情報の提供と防犯意識の啓発促進【防災安全課】	○
	(2)防犯施設の整備	①自治会が設置し管理を行う防犯灯に対する設置・維持管理経費の助成【防災安全課】	○
		(3)暴力行為の追放と暴力団の排除	①暴力追放運動の推進【防災安全課】
	②暴力団排除の徹底【防災安全課】	○	
2 交通安全対策の推進	(1)交通安全教育と啓発活動の推進	①米子市交通安全対策指針の周知徹底【生活年金課】	○
		②交通安全運動の推進【生活年金課】	○
		③各年齢段階や交通社会へのかかわり方に応じた段階的・体系的な交通安全教育の推進【生活年金課】	○
		④交通安全に関する普及啓発活動の推進【生活年金課】	○
		⑤交通安全を推進する民間団体などの主体的活動の促進と連携協力【生活年金課】	○
	(2)交通安全施設の整備	①歩道の新設・拡幅、障害物・段差の除去【道路整備課】	○
		②街路灯、ガードレール、カーブミラーなどの整備【道路整備課】	○
		③交通信号機、横断歩道、交差点の改良促進【生活年金課】	○
		④通学路の安全対策の実施【教育総務課】	○
3 空家等対策の推進	(1)空家等対策の推進	①空家等に関する施策の実施体制の整備【住宅政策課】	○
		②空家等対策計画の策定【住宅政策課】	○
		③特定空家等に対する措置の促進【住宅政策課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した(80%以上)
C=進捗しているが引き続き取組が必要(80%未満) D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 4『ふるさと』がいきいき

まちづくりの
基本方向

7 公共交通の充実・確保

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 バス 交通 網の 確保・ 鉄道 輸送 の充 実	(1)バス路線の確保と利便性の向上 交通事業者等と連携し、平成30年度にはバス路線の再編を実施した。また、循環バス「だんだんバス」および巡回バス「どんぐりコロコロ」の継続運行や路線バスへの補助支援等を実施し、路線の維持を図ることができた。 (2)バスの利用促進 市報やホームページを活用した情報提供やバスマップの配布を実施した。また、民間事業者と連携してバスネットの設置、レンタサイクル事業、配達サービス等の取組を行った。 (3)バス交通における高齢者、障がい者などに配慮した地域交通環境の整備 高齢者や障がい者などに配慮した地域交通環境の整備については、関係者から審議会等を通じて意見を伺い、関係機関と連携して交通環境の整備に取り組んだ。その中で、交通事業者には低床バスの導入を促し、年々、導入台数が増加している。また、高齢の運転免許自主返納者に対しては、平成30年度に支援制度の創設を行った。 (4)鉄道輸送の利便性向上の促進 在来線の高速化については、「山陰本線・福知山線電化促進期成同盟会」を通じ、JR及び国への要望を行った。新幹線整備については、「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」で山陰新幹線整備の要望活動を行うとともに、中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進に向けた組織を設立し、国等への要望活動を行った。	(1)バス路線の確保と利便性の向上 本市の交通政策の方向性を示す米子市公共交通ビジョンを令和元年度に策定し、本ビジョンに沿った施策を関係機関と協議、調整して実施することで公共交通の活性化に取り組む。 (2)バスの利用促進 これまで実施してきた既存サービスの再点検による補強や情報発信の強化を図りつつ、新たな取組についても関係機関と連携して検討を行う。 (3)バス交通における高齢者、障がい者などに配慮した地域交通環境の整備 高齢者や障がい者などの移動に制約のある方の交通環境の整備については、既存のサービスの情報発信の強化や新たな交通サービスを関係機関と連携しながら検討する。 (4)鉄道輸送の利便性向上の促進 在来線の高速化、新幹線整備推進については、引き続き推進組織を活用しながら、国等への要望活動を行う。とりわけ新幹線整備に関しては、中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線について、関係自治体、議会、経済団体等と連携しながら、要望活動等に取り組む。
2 空 港 輸 送 の 充 実	(1)国内線および国際線の路線充実・利便性の向上 国内線の充実については、鳥取県や米子空港利用促進懇話会と連携しながら、運休路線再開や新規就航に向けた国・航空会社への要望活動等を実施した。また、国際線については、米子空港利用促進懇話会を通じ、国際チャーター便運航に対する支援を行った。 (2)米子空港の利用促進 米子空港の利用促進に向けて、米子空港利用促進懇話会を通じたPR活動や旅行商品造成等の利用促進策の実施に努めた。その結果、東京便の利用者数は年々増加しており、平成30年度は過去最高の利用者数を記録した。	(1)国内線および国際線の路線充実・利便性の向上 国内線については、運休路線再開や新規就航に向け、引き続き国や航空会社への要望活動を行う。また、国際線については、引き続き新たな国際チャーター便の誘致及び定期便化を目指す。 (2)米子空港の利用促進 東京便の利用促進に向けて、引き続き米子空港利用促進懇話会を通じた利用促進策の実施に努める。

○施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

(達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した(80%以上)
C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満) D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 5 いきいきとした『まちづくり』

まちづくりの
基本方向

1 市民が主体となったまちづくりの推進

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 市民 参画 と 協働 の 推 進	(1)米子市民自治基本条例の啓発 米子市民自治基本条例の考え方の啓発、周知については、市ホームページに掲載しているが、市民参画を推進するため、今後は他の手法による周知啓発に取り組んでいく必要がある。 (2)市民参画の推進 審議会等への公募委員の選定、各種計画等のパブリックコメントの実施等の取組を推進した。 (3)協働によるまちづくりの推進 まちづくり活動支援交付金の活用促進について米子市ホームページ、広報よなごに掲載し応募をしたが、利用件数は微増に留まった。	(1)市民自治基本条例の啓発 引き続き市ホームページへの掲載により、周知啓発に努めるとともにさらなる啓発手法について検討する。 (2)市民参画の推進 引き続き、審議会等への公募委員の選定、各種計画等のパブリックコメントの実施等の取組を推進する。 (3)協働によるまちづくりの推進 更なるまちづくり活動支援交付金の活用促進のため、周知の方法及び時期等について検討する。
2 市民 自治 活動 の 推 進	(1)「地域づくりマニュアル」に基づく地域づくりの促進 平成28年度から他の2地区（福生東・福生西）において地域の自主的、自立的なまちづくりを目指して地域福祉活動に取り組んだ。 (2)自治会など地域組織の活動支援、加入促進 米子市自治連合会と連携して、「自治会運営の手引」を作成して全自治会長に配布したほか、異動の多い3月に自治会加入促進窓口を開設し、自治会加入促進活動を実施した。また、「自治会への加入の促進に関する協定書」を締結している鳥取県宅地建物取引業協会西部支部での、不動産を取得する方や、賃貸契約者に自治会加入のチラシを配布してもらうことにより自治会加入の促進活動を図った。 (3)自治会活動促進のための環境整備 コミュニティ施設の整備により、住民の自主的な活動の促進と地域の連帯感の向上が図られた。	(1)「地域づくりマニュアル」に基づく地域づくりの促進 地域によって事情が異なるため、「地域づくりマニュアル」の内容について再検討を行う。 (2)自治会など地域組織の活動支援、加入促進 米子市自治連合会と連携・協力しながら、自治会加入率の低下傾向に歯止めをかけるために有効な方策等について検討する。 (3)自治会活動促進のための環境整備 住民の自主的な活動の促進と地域の連帯感の向上及び自治意識を高めるため今後もコミュニティ施設の整備を促進する。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 市民参画と協働の推進	(1)米子市民自治基本条例の啓発	①米子市民自治基本条例の考え方の啓発、周知【地域振興課】	○
	(2)市民参画の推進	①審議会、委員会などでの市民意見の収集と反映【地域振興課】【職員課】	○
	(3)協働によるまちづくりの推進	①まちづくり活動支援交付金の活用促進【地域振興課】 ②自治組織、NPO、ボランティア団体などの広報啓発、育成支援【地域振興課】	○ △
2 市民自治活動の推進	(1)「地域づくりマニュアル」に基づく地域づくりの促進	①地域づくりの取組啓発、情報提供【地域振興課】	○
		②地域づくりの具体的な実践に対する支援【地域振興課】	△
	(2)自治会など地域組織の活動支援、加入促進	①米子市自治連合会への活動支援【地域振興課】	○
		②単位自治会への自治会活動支援の強化【地域振興課】	△
		③単位自治会への加入促進への支援【地域振興課】	△
	(3)自治会活動促進のための環境整備	①コミュニティ施設整備補助事業の活用促進【地域振興課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成 A=目標値を達成した

B=概ね目標値を達成した（80%以上）

度) C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 5 いきいきとした『まちづくり』

まちづくりの
基本方向

2 透明で開かれた市政の推進

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 情報公開の充実	(1)公文書公開制度の充実 従来、総務管財課で一括して行っていた公文書公開請求の受付を、行政不服審査法の改正に伴い、平成28年12月から公開請求対象文書を保有する各課窓口で行うこととした。これにより、来庁者は、各課で様々な相談をした流れで、そのまま公文書公開請求をすることができるようになり、利便性が向上した。	(1)公文書公開制度の充実 公文書公開制度については、制度の利用しやすさ等の観点から、引き続き請求方法や公開実施方法について研究する。将来的に、公文書の電子化が図られれば、それに合わせて公文書公開制度の運用方法を見直す。
	(2)公文書の適正管理など 平成28年4月から新たな文書管理システムを導入し、より効率的な公文書の作成・管理を図った。	(2)公文書の適正管理など 今後は、さらに迅速・確実な公文書の作成・管理を図るため、電子決裁システムの導入を検討する。
	(3)情報提供施策の充実 情報公開コーナーの行政資料の充実を目指し、市議会や市の予算・決算に関する資料、統計資料を増やすことができた。	(3)情報提供施策の充実 情報公開コーナーの資料整備については、引き続き充実に努め、情報提供施策の充実を推進する。
2 広報の充実と市政提案制度の推進	(1)広報活動の充実 広報活動において、広報紙は、市民が読みやすく興味をもって手に取っていただけるよう、イラストや写真を効果的に使い、また、ユニバーサルデザインに配慮した文字を使用し、少しずつリニューアルを行い概ね好評を得た。 また、ソーシャルメディアやフリーペーパーへの記事掲載など他の広報媒体を活用し、地域情報の発信に努めた。	(1)広報活動の充実 広報紙をさらに多くの市民に見ていただけるよう継続してリニューアルを図る。特にソーシャルメディアやマスコミ、他の地元団体との連携などにより地域情報の発信機会の増を図り、適宜、適切な情報発信を行う。
	(2)公聴活動の充実 市政提案については、多岐にわたる分野の提案・意見が寄せられているが、関係団体に情報提供するなど連携を図り、スピーディーに対応し、市民ニーズの市政への反映を推進した。 市民相談業務に関しては、市民から寄せられる様々な相談（電話、面談）に対し、解決、解消に向け、適切に対応している。今後も市民に分かりやすく、相談しやすい窓口環境の整備が必要である。	(2)公聴活動の充実 市政提案は、市民ニーズが多様化し、市政に関するもの以外の相談や件数が増加傾向にある。対応について整理するとともに、関係機関と連携しながら、適切な対応を図る。 市民相談業務は、相談内容が複雑かつ多様化しており、市民の利便性、満足度の向上のため弁護士会、司法書士会等と連携し専門知識のある人の無料法律相談会の開催を検討する。

◆基本計画の取組状況

(達成度) ○施策の実施により成果があがったもの
△施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 情報公開の充実	(1)公文書公開制度の充実	①関係法令の規定に基づいた公文書公開手続きの効率的運用のための検証【総務管財課】	○
	(2)公文書の適正管理など	①事務および事業に対する説明責任を果たすための公文書の作成【総務管財課】	○
		②公文書の適切な管理、適切な保存・利用など【総務管財課】	○
	(3)情報提供施策の充実	①情報公開コーナーの資料整備【総務管財課】	○
2 広報の充実と市政提案制度の推進	(1)広報活動の充実	①広報誌、ホームページ、各種広報媒体を使った広報活動の充実【秘書広報課】	○
		②ふれあい説明会(出張説明会)などの充実【秘書広報課】	○
	(2)公聴活動の充実	①市政提案制度の充実【秘書広報課】	○
		②市民相談の充実【生活年金課】	○
		③パブリックコメントの実施【秘書広報課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した
C=進捗しているが引続き取組が必要(80%未満)

B=概ね目標値を達成した（80%以上）
D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 5 いきいきとした『まちづくり』

まちづくりの 3 次世代につなげる行財政基盤の確立

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
効率的・効果的な行政運営の推進	(1)効率的・効果的な組織体制の確立 まちづくりへの挑戦的な取組を推進する体制の構築、重要課題への適切な対応、事務実施体制の効率化等を図るための組織機構改正を実施した。 定員管理については、定員管理計画に基づき定員削減を実施し、現時点において目標を達成しているといえる。一方で、増加し多様化する行政課題に対応すべく、事務の効率化を推進しながら、次年度以降の定員管理計画を策定する必要がある。 再任用職員については、これまでの短時間の再任用職員に加えて、一部の職において常勤の再任用職員を活用している。任期付職員についても、業務の増加などに柔軟に対応するため、積極的に活用をしている。	(1)効率的・効果的な組織体制の確立 組織体制を不断に見直し、多様な市民ニーズや時代の変化に対応できる組織機構改正を実施する。 定員管理計画について、様々な行政需要に対応出来る職員体制を構築すべく今後の計画を策定する。 再任用職員について、本人の勤務意向を確認しながら、組織力のより一層の向上に資するように活用していきたい。また、任期付職員について、高度な専門知識を有する職員なども含め、今後も必要に応じて柔軟に任用していきたい。
	(2)民間活力の活用 PPP/PFIの推進について、内閣府の支援措置を活用し、市が自ら公共施設等を整備する従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討するため、「米子市PPP/PFI手法導入優先的検討の基本方針」を策定し、民間活力の活用の検討を進めた。	(2)民間活力の活用 公共施設等の整備事業、新規のソフト事業の実施をはじめ、事務事業・補助金・負担金等の見直しに当たっては、民間事業者等との連携協力の可能性を優先的に検討する。 また、公民連携（PPP）に係る民間事業者等からの対話・提案を受け付ける窓口を設置し、公民連携を推進するための体制の整備を図る。
	(3)事務改善の推進 事務改善の推進については、新規事業について政策的な観点からの評価・検討により、より効率的、効果的な行政運営を図った。 継続事業に係る事務事業評価、補助金・負担金概要調査を実施し、社会情勢の変化による事業実施の必要性の変化や成果の検証をし、課題に応じて見直し期限を設定することで、事務事業のPCDAを図り、適正な行政運営に努めた。 また、基幹業務システムの再構築により、コンビニ納付、コンビニ交付、クレジット納付等に対応し、事務の効率化を図ることが出来た。また、情報連携を始めとするマイナンバー制度への対応も遅滞なく実施した。	(3)事務改善の推進 新規事業について、より効率的・効果的な行政運営を図るため、今後も評価・検討を行う。 継続事業の事務事業評価については、設定された見直し期限の進行管理を行い、時代や市民ニーズに即した適正な行政運営を推進していく。 国の「自治体戦略2040」を踏まえ、人口減少社会となる次世代にあるべき行政体制の構築、庁舎再編に伴う窓口分散化への適切な対応をはじめとした市民サービスの維持向上等に向け、ICT技術を活用したスマート自治体の実現を目指す。 また、マイナンバーカードを使う総合窓口の実現に向けて、検討していく。
持続可能な財政基盤の確立	(1)中期的な視点に立った財政運営 市債未償還残高の低減については、投資的事業の精査や計画的な新発債の発行、繰上償還の実施等により、市債残高の低減を図った。 また、実質赤字比率を始めとした財政健全化判断比率については、予算編成におけるシーリング方法の実施や選択と集中の徹底、計画的な新発債の発行等により、健全性の維持を図った。	(1)中期的な視点に立った財政運営 財政状況について、徐々に良化方向へと進んでいるものの、人口減少・少子高齢化の進展による社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策経費の増加が見込まれるため、今後も社会情勢を注視し、中期的な視点に立った行財政運営を進めていく。

2 持 続 可 能 な 財 政 基 盤 の 確 立	(2)次世代を見据えた行政サービスの再構築 公共施設のあり方については、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、今後策定する個別施設計画の基本的な考え方を示した。また、庁舎機能を持つ施設における課題や今後の再編方針等を検討した。 また、市営住宅、学校、橋りょう、公園等の長寿命化改修を進め、特にクリーンセンターは長寿命化を図るとともに、焼却灰の溶融・再資源化設備を廃止して民間に処理を委託し、余剰電力を売電した。 外郭団体の行財政改革については、運営状況を把握するため、財務、組織、運営規約等の資料を収集するとともに、外郭団体の所管課へのヒアリングを実施し、現状と課題の実態把握を図った。 借地料について、平成28年度の不動産鑑定評価額と同額になるよう地権者と交渉し、一定の減額効果があった。	(2)次世代を見据えた行政サービスの再構築 今後も公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の状況把握と総量抑制などを通じて、財政負担の軽減・平準化に取り組む。 公共建築物に係る個別施設計画について、令和2年度までに策定する。 本庁舎等の将来的な在り方を見据え、令和元年度の早期に「米子市役所庁舎再編ビジョン（中期展望）」策定し、庁舎の再編に取り掛かる。 借地料について、地権者との交渉を継続するとともに、当該評価額と同額になった借地料の更なる減額や借地の買取りについて検討する。
	(3)歳入確保対策の推進 市税等の徴収率については、第3次行財政改革大綱に定めた目標を概ね達成した。特に、国税OBを国民健康保険料等の徴収アドバイザーに採用し、徴収率の向上等を図った。 未利用財産の売却は、未利用財産を洗い出し、売払い可能な財産に優先順位を付け、ホームページによる情報提供を行ったほか、平成28年度からコンビニ・クレジット収納を導入して納税者の利便性向上に努めた。	(3)歳入確保対策の推進 歳入確保対策の推進については、市税等の徴収率について、さらなる向上を目指す。 市税等の徴収は、ICTを活用した多様な収納方法を導入し、納期内納付の徹底を図る。 また、使用料・手数料に係る受益者負担については、必要な見直しを行い、適正な負担による歳入確保を図る。 未利用財産のうち、売払いの優先順位の低い物件や売払いに至らなかった物件について、具体的な売払促進策や活用策を検討する。
3 次 代 を 担 う 人 材 の 育 成 と 職 員 の 資 質 向 上	(1)職員の資質向上のための研修の充実 管理職をはじめとした各階層別研修、政策形成に関する研修、接遇研修、専門性を高めるための外部機関への研修を実施し、職員の資質向上に努めた。また、自ら学び、能力を高めようとする気運を醸成するため、職員の自主研修についての助成を充実させた。 今後、職員は、これまで以上に、高い倫理観と使命感を持ち、地方創生を担い、時代の変化に対応できる人材であることが必要になる。	(1)職員の資質向上のための研修の充実 新たな行政課題の解決にチャレンジするため、政策や制度・仕組を磨き上げていく能力の向上や職場研修の活性化等を中心に、人材育成に取り組む。
	(2)適切な人事管理の推進 人材確保については、近年の職員採用における状況として、概ね一定以上の水準にある者を採用できたといえる。今後も、米子市で働くことの魅力などについて一層のPRが必要である。 職員派遣や人的交流については、事務スキルの習得や職員の資質向上に寄与している。 また、人材育成型の人事評価制度の導入により、職員個々が発揮する能力及び業績の評価を行い、職員自身が気づきを得て、職員の意識向上及び仕事に対するモチベーションの向上に繋げている。	(2)適切な人事管理の推進 強固な組織体制を維持していくため、長期的な視点で採用試験を実施し、一定以上の水準にある者の採用を行う。 人事評価制度の内容は、見直しを図りながら、引き続き、マネジメント能力の向上に努める。
	(3)活力を生み出す職場づくりの推進 人事評価を通じた上司と部下のコミュニケーションの促進により、組織目標と個々の役割の明確化を図り、管理監督者には、研修等を通じて人材育成の重要性の認識につなげた。また、ストレスチェック、健康相談、メンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修などの実施により、職場環境改善に努めた。	(3)活力を生み出す職場づくりの推進 職場の雰囲気は、職員の意欲に大きな影響を及ぼすため、職場におけるコミュニケーションの醸成を通じた、風通しのよい職場の雰囲気づくりに努め、各自の能力が発揮される職場風土を醸成し、明るく活気に満ち、やりがいを実感できる職場づくりの促進に継続して取り組む。

◆基本計画の取組状況

(達成度) ○施策の実施により成果があがったもの
△施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 効率的・効果的な行政運営の推進	(1)効率的・効果的な組織体制の確立	①効率的かつ効果的な組織機構の確立【調査課】	○
		②時代に即した定員管理の推進【職員課】	○
		③再任用職員、任期付き職員などの多様な勤務形態の職員の活用【職員課】	○
	(2)民間活力の活用	①民間委託などの推進【調査課】	○
	(3)事務改善の推進	①事務事業のP D C Aサイクルの確立【調査課】【総合政策課】	○
		②職員提案制度などの再構築【調査課】	○
		③マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)を契機とした基幹業務システムの再構築に伴う事務の効率化【情報政策課】	○
2 持続可能な財政基盤の確立	(1)中長期的視点に立った財政運営	①財政健全化判断比率の健全性の維持【財政課】	○
		②基金の設立と市債未償還残高の低減【財政課】	○
		③特別会計の経営健全化【財政課】	○
	(2)次世代を見据えた行政サービスの再構築	①公共施設、社会インフラ施設などの老朽化対策の推進【調査課】	○
		②公共施設等総合管理計画の策定【調査課】	○
		③外郭団体の行財政改革の促進【調査課】	○
		④借地料見直しの推進【総務管財課】	○
	(3)歳入確保対策の推進	①滞納対策の推進(市税徴収率の目標設定、口座振替利用率の向上、コンビニ収納、クレジット決済など、新たな収納方法の導入)【調査課】	○
		②受益者負担の検証【調査課】	○
		③遊休地などの売却の推進【総務管財課】	○
		④多様な歳入対策の推進(有料広告の導入、ふるさと納税など)【調査課】	○
3 次代を担う人材の育成と職員の資質向上	(1)職員の資質向上のための研修の充実	①企画・立案・業務改善能力向上に資する研修の実施【職員課】	○
		②専門性を高めるための外部研修期間の研修や先進地視察などの拡充【職員課】	○
		③各階層別に要求される能力を明確化し、職員の自己啓発を促進【職員課】	○
	(2)適切な人事管理の推進	①人材の確保【職員課】	○
		②人事評価制度の適正な運用【職員課】	○
		③他の組織との人的交流【職員課】	○
	(3)活力を生み出す職場づくりの推進	①組織目標の明確化【職員課】	○
		②管理監督者の意識改革など【職員課】	○
		③健康管理対策の推進【職員課】	○
		④ハラスメント対策【職員課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した（80%以上）
C=進捗しているが引き続き取組が必要（80%未満） D=基準値を下回った

指 標 名	単位	基準値 (26or27年度)	H28年度 実績値	H29年度 実績値	H30年度 実績値	目標値 (32年度)	達成度
市債未償還残高の低減(臨時財政対策債等特別債を除く普通会計)	億円	427	392	378	達成見込	380億円以下	A
財政健全化判断比率の健全性の維持 ①実質赤字比率	%	0%未満	0%未満	0%未満	達成見込	0%未満	A
財政健全化判断比率の健全性の維持 ②連結実質赤字比率	%	0%未満	0%未満	0%未満	達成見込	0%未満	A
財政健全化判断比率の健全性の維持 ③実質公債費比率	%	16.8	13.6	11.9	達成見込	14%未満	A
財政健全化判断比率の健全性の維持 ④将来負担比率	%	153.5	124.8	117.2	達成見込	135%未満	A
市税の徴収率(現年分)	%	98.94	99.06	99.35	99.40	99	A
国民健康保険料(後期高齢者医療保険料含む)の徴収率(現年分)	%	91.96	92.75	94.04	92.26	95.56%以上	C
介護保険料の徴収率(現年分)	%	98.56	98.90	98.95	98.95	98.95	A
特定研修期間における研修受講率	%	33.0	33.6	34.6	37.5	43.0	C
中堅職員の能力開発・向上研修受講率	%	9.7	29.2	33.3	45.8	100	C

数値目標の総括	
市債未償還残高の低減(臨時財政対策債等特別債を除く普通会計)	市債発行の抑制や繰上償還等を行った。
財政健全化判断比率の健全性の維持 ①実質赤字比率	予算編成時における経常的経費のシーリングや選択と集中の徹底等を実施した。
財政健全化判断比率の健全性の維持 ②連結実質赤字比率	特別会計の経営健全化への取組を進めた。
財政健全化判断比率の健全性の維持 ③実質公債費比率	予算編成時における新規の投資的事業の精査等を行った。
財政健全化判断比率の健全性の維持 ④将来負担比率	市債発行の抑制や繰上償還、特別会計の健全化等に取り組んだ。
市税の徴収率(現年分)	滞納者へ、文書での早期催告や電話による早期折衝を実施し、納付意識を高めるとともに、滞納整理事務の進行管理を徹底することにより、すみやかな財産調査の実施、厳正な滞納処分の実行で、目標徴収率を達成することができた。
国民健康保険料(後期高齢者医療保険料含む)の徴収率(現年分)	口座振替の原則化、ペイジー口座振替サービス、窓口での口座振替勧奨を継続して実施したほか、コンビニ収納、クレジット収納により収納機会の拡大を図った。また、職員の徴収スキルの向上を図るため収納アドバイザーを設置した。
介護保険料の徴収率(現年分)	納付勧奨の強化のほか、厳正な滞納処分や給付制限の実施など総合的・継続的な取り組みにより、現年分の徴収率の目標である98.80%を上回った。
特定研修期間における研修受講率	高度な専門知識を習得できる研修機関へ職員を積極的に派遣した。
中堅職員の能力開発・向上研修受講率	全庁LAN掲示板にて研修募集を年3、4回に分けて行い、積極的な学習を促した。

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 5 いきいきとした『まちづくり』

まちづくりの

4 電子自治体の推進

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 情報システムの適切な管理	(1)情報システムの安定稼働 業務システムの運用について、安定稼働を行うことが出来た。また、情報セキュリティ強化についても、計画どおり実施した。	(1)情報システムの安定稼働 業務システムの安定稼働について、引き続き、維持する。 また、さらなる情報セキュリティの強化のため、引き続き、管理運営方法等を検討する。
	(2)情報システムの最適化の推進 パッケージシステムの導入推進について、他団体とクラウド利用を推進しており、計画どおり実施した。 業務プロセスについて、業務システムを利用している担当課と見直しを行い、時間外勤務の削減を図った。	(2)情報システムの最適化の推進 マイナンバーカードを使った総合窓口の全国モデルについて、調査研究に取り組む。(2019総務省自治体行政スマートプロジェクト)
2 市民情報通信技術の活用に向けた	(1)オンライン行政手続きの推進 マイナンバーカードを利用したマイナポータルのうち、子育てに特化した電子申請サービス（子育てワンストップサービス）を稼働させ、利便性向上を図った。	(1)オンライン行政手続きの推進 更なる市民サービスの向上のため、ICTの活用を積極的に図る。
	(2)オープンデータ・地理空間情報施策の推進 市役所が保有するデータを市民公開型GIS等で公開し、利便性向上を図った。	(2)オープンデータ・地理空間情報施策の推進 市民公開型GISの拡充やビッグデータを活用し、利便性向上を図る。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 情報システムの適切な管理	(1)情報システムの安定的な運用	①情報システムの安定的な運用【情報政策課】	○
		②情報セキュリティの強化【情報政策課】	○
	(2)情報システムの最適化の推進	①パッケージシステムの導入推進【情報政策課】	○
		②業務プロセスの見直しの推進【情報政策課】	○
2 情報通信技術を活用した市民サービスの向上	(1)オンライン行政手続きの推進	①既存のオンライン行政手続きの高度化【情報政策課】	○
		②新たなオンライン行政手続きの実現【情報政策課】	○
	(2)オープンデータ、地理空間情報施策の推進	①オープンデータ、地理空間情報施策の推進【情報政策課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した
C=進捗しているが引き続き取組が必要（80%未満）

B=概ね目標値を達成した（80%以上）
D=基準値を下回った

[illegible]

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 5 いきいきとした『まちづくり』

まちづくりの
基本方向

5 広域連携の推進

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 鳥取県西部圏域の強化	(1)一部事務組合などによる共同処理事務の充実・強化 鳥取県西部広域行政管理組合において、消防、不燃物処理（リサイクル処理など）、し尿処理、火葬場の運営、介護・障害認定審査など、共同処理事務の充実・強化を図り、より効率的で効果的な行政運営を推進した。	(1)(2) 今後の人口減少社会においても持続可能な行財政運営や新たな行政課題に対応するため、圏域の中心市として、県西部圏域市町村との密接な連携を図り、圏域の一体的な発展に努める。
	(2)西部圏域市町村との連携強化 鳥取県西部9市町村で構成する鳥取県西部地域振興協議会において、国県に対する要望や企業誘致、移住定住につながる取組などを実施し、西部地域一体の発展と住民の福祉向上に努めた。 今後の鳥取県西部圏域の課題は、老朽化が進む施設について、円滑に改修を行う必要があること、人手不足の原因となっている人口流出を抑制する取組を推進する必要があることが挙げられる。	
2 自治体連携の強化	(1)中海圏域定住自立圏の形成協定に基づく連携強化(2)中海・宍道湖・大山圏域市長会の構成自治体との連携強化 中海・宍道湖・大山圏域が北東アジアのゲートウェイとして、日本海側の一大拠点となるよう市長会に参画し、産学・医工連携の推進による新産業の創出をはじめ、インドとの経済交流による人材確保、圏域観光局（圏域DMO）による観光素材の磨き上げなど、グローバルな動きの強化を具現化する取組を推進した。 また圏域の競争力の向上を図るには、他地域と比較して進捗が遅れている交通インフラ、特に高速道路と高速鉄道の整備は欠かせないものであることから、圏域一体となり整備促進に向けた要望活動等の取組を推進した。	(1)(2) 圏域一体となった発展のため、引き続き中海・宍道湖・大山圏域市長会の枠組みにより取組を進める。 これまでの取組に加え、インフラ整備促進について構成団体一体となって要望活動を実施を進めるほか、圏域の交通ネットワークの充実を目指す。また、新たに台湾との交流による観光振興や圏域への移住・定住等の促進などに取り組むなど、地方創生のさらなる充実・強化を図る。
3 広域的な連携・交流の推進	(1)広域行政課題に対する連携の充実 米子道四車線化については、中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC—米子IC間）4車線化促進期成同盟会の要望活動に合わせ、鳥取県西部地域振興協議会や中海・宍道湖・大山圏域市長会でも要望活動を行ったほか、期成同盟会総決起大会においては、中海・宍道湖・大山圏域市長会が平成30年度から共催し期成同盟会の活性化が図られた。 また高速鉄道の整備を促進するために山陰横断新幹線（伯備新幹線）の整備促進のため中海・宍道湖・大山圏域市長会により推進組織の設立準備会を設立した。	(1)広域行政課題に対する連携の充実 引き続き鳥取県西部圏域、中海・宍道湖・大山圏域の連携を強化して両圏域共通の課題である高速道路及び高速鉄道の整備の促進に取り組む。

3 広域的な連携・交流の推進	(2)相互補完や応援協力などによる連携の促進 災害時の相互応援体制の確立については、中海・宍道湖・大山大山圏域で災害時相互応援協定を締結しており、毎年圏域内で訓練等を合同で行っている。 伯耆国「大山開山1300年祭」において、鳥取県及び鳥取県西部9市町村が連携し、大山を中心とした優れた地域資源を活用し、鳥取県西部圏域の魅力を国内外に発信し、多くの観光客を誘客した。今後鳥取県西部9市町村県が一体となって、大山山麓・日野川流域の広域的な取組を推進し、多くの来訪者を獲得する必要がある。	(2)相互補完や応援協力などによる連携の促進 相互に共通した行政課題の解決や相互補完、応援協力などにより施策の充実が見込まれる分野について、積極的な連携を推進する。 災害時の相互応援については、合同訓練の実施等により体制の更なる連携強化を図る。 観光分野では、平成31年4月1日付で設置された大山山麓・日野川流域観光推進協議会が中心となり、鳥取県西部9市町村及び県が一体となって、広域的な観光振興策を推進する。
-------------------	--	--

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 鳥取県西部圏域における自治体連携の強化	(1)一部事務組合などによる共同処理事務の充実・強化	①鳥取県西部広域行政管理組合などの共同処理事務の充実・強化【総合政策課】	○
		②連携協約などによる新たな共同処理事務の構築にむけた検討【総合政策課】	△
	(2)西部圏域市町村との連携強化	①鳥取県西部地域振興協議会などの活動促進【総合政策課】	○
		②圏域の市町村が一体となった連携事業の推進【総合政策課】	○
2 中海・宍道湖・大山圏域における自治体連携の強化	(1)中海圏域定住自立圏の形成協定に基づく連携強化	①中海圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく取組の推進【総合政策課】	○
	(2)中海・宍道湖・大山圏域市長会の構成自治体との連携強化	①中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョンに基づく取組の推進【総合政策課】	○
3 広域的な連携・交流の推進	(1)広域行政課題に対する連携の充実	①高速道路や高速鉄道網などの交通基盤整備促進の取組【総合政策課】【建設企画課】	○
	(2)相互補完や応援協力などによる連携の促進	①災害時における相互応援協力体制の拡大【総合政策課】【防災安全課】	○
		②他市町村との文化・観光などにおける交流の促進【総合政策課】【文化振興課】【観光課】	○

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 5 いきいきとした『まちづくり』

まちづくりの基本方向 6 国・県等関係機関等との連携強化

◆まちづくりの基本方向の総括

	施策等の成果と課題	今後の方向性
1 国・県等との連携強化	(1)国・県等との連携強化 時事通信社のインターネット情報モニター「ijump」を活用し、いち早く国の動向の把握し、施策の構築に活用した。国の施策について国の職員を講師として招いた研修の実施、鳥取県西部総合事務所との意見交換会を実施するなど国や県との連携を強化した。また、国政や県政に対する要望も適宜実施し、予算確保に向けた取組を強化した。	(1)国・県等との連携強化 引き続き、国県からの情報収集や意見交換に力を入れ、より施策の推進に努める。また、要望活動を実りあるものに、効果を高めるため、本市の重点課題等を精査・協議するなかで、要望事項及び要望活動の実施時期・方法等について検討する。
2 高等教育機関との連携強化	(1)高等教育機関との連携強化 鳥取大学医学部及び同附属病院については、本市の医療・福祉環境の充実を図るうえで必要不可欠な機関であり、これまで適宜意見交換を実施しながら連携体制の構築に努めてきた。平成30年度からは、各関係部署とのスムーズな連絡調整を行うとともに、新たにトップミーティングを設置するなど、連携体制の強化を図った。 米子工業高等専門学校については、振興協力会を含め連携協力を図った。平成30年度には、米子市×米子高専連携プロジェクトとしてシティプロモーションPR動画を作成、情報発信し、本市のシティプロモーション推進と学生のシビックプライドの醸成を図ることができた。	(1)高等教育機関との連携強化 鳥取大学医学部及び同附属病院との連携に関しては、教育、研究、医療等の充実を図るうえで、トップミーティングをはじめとして各階層・各分野において引き続き緊密に連携し、そのポテンシャルを存分に発揮していただくために必要な協力をする。 米子工業高等専門学校との連携に関しては、高等教育機関のもつ知的資源、技術を地域活性化につなげるため、今後も定期的に意見交換の場を設ける。また、学生の視点や若い感性を活かしたまちづくりへの参画や、シビックプライドの醸成に資する取組を推進する。

◆基本計画の取組状況

- 施策の実施により成果があがったもの
 (達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
 ×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止（休止）したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 国・県等との連携強化	(1)国・県等との連携強化	①国や全国自治体の施策情報などを提供する行政情報サイトの利用【総合政策課】 ②施策、事業などに関する意見交換、情報交換の推進【総合政策課】 ③国・県に対する要望活動の実施【総合政策課】 ④国・県などの計画、施策、事業への協力【総合政策課】 ⑤全国市長会、中国市長会、鳥取県市長会を通じた要望活動の実施【総合政策課】	○ ○ ○ ○ ○
2 高等教育機関との連携強化	(1)高等教育機関との連携強化	①鳥取大学との連絡協議会、医学部との意見交換会の開催、鳥取大学振興協力会を通じた連携の強化【総合政策課】【都市創造課】 ②米子工業高等専門学校振興協力会を通じた連携の強化【都市創造課】	○ ○

まちづくりの基本方向ごとの実績について

まちづくりの目標 5 いきいきとした『まちづくり』

まちづくりの 基本方向

7 まち・ひと・しごと創生(地方創生)の推進

◆まちづくりの基本方向の総括

施策等の成果と課題		今後の方向性
1	平成27年度に人口減少の抑制を目的に策定した「米子がいな創生総合戦略」に基づき、計画的かつ戦略的に取り組み、また、毎年度効果検証し、必要な改訂を実施した（平成30年度末までに4回改訂）。 本市の人口は総合戦略の人口ビジョンで掲げた目標人口を上回る推移となっている。	現行の総合戦略の計画期間が令和元年度をもって終了するが、次期総合戦略については総合計画と一体的に策定し、引き続き、これに基づいて地方創生を推進し、地域の活力維持を図る。

◆基本計画の取組状況

○施策の実施により成果があがったもの
(達成度) △施策を実施したが、十分な成果があがらなかったもの
×十分な取組ができなかったもの、あるいは中止(休止)したもの

基本計画	主な施策	主要事業等	実施状況
1 まち・ひと・しごと創生 総合戦略の推進	(1)地方創生の取組の着実な推進	①しごとを守り生み出す元気なまち米子の創生【総合政策課】	△
		②ひとを呼ぶ魅力あるまち米子の創生【総合政策課】	○
		③ひとを愛し育む希望のまち米子の創生【総合政策課】	○
		④助け合いみんなで伸びるまち米子の創生【総合政策課】	○
	(2)地方創生の取組の検証と見直し	①取組の進捗、効果などの検証【総合政策課】	○
		②検証に基づく取組の見直し【総合政策課】	○
		③地方創生有識者会議による外部検証【総合政策課】	○

◆数値目標の進捗状況と総括

(達成度) A=目標値を達成した B=概ね目標値を達成した (80%以上)
C=進捗しているが引き続き取組が必要 (80%未満) D=基準値を下回った

[illegible]